

徳島市国土強靱化地域計画肉付け案

- 別紙 1 施策及び重要業績指標一覧
- 別紙 2 その他資料編
- 別紙 3 脆弱性評価結果

令和 3 年 2 月

徳島市

別紙 1 施策及び重要業績指標一覧

目 次

1	本市施策一覧（全97施策）	
	（1）徳島市国土強靱化地域計画策定時（R2.3月）の施策.....	1-1
	（2）令和2年度に追加した新規施策.....	1-6
2	令和2年度に追加した新規施策の概要.....	1-7
3	本市施策の重要業績指標	
	（1）各プログラムの重要業績指標一覧.....	1-11
	①大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る.....	1-11
	②救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、 被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する.....	1-18
	③必要不可欠な行政機能は確保する.....	1-22
	④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する.....	1-23
	⑤経済活動を機能不全に陥らせない.....	1-24
	⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を 最小限に留めるとともに、早期に復旧させる.....	1-25
	⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない.....	1-27
	⑧地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する.....	1-30
	（2）横断的分野の重要業績指標一覧.....	1-32
	①リスクコミュニケーション分野.....	1-32
	②人材育成分野.....	1-32
	③官民連携分野.....	1-33
	④長寿命化対策分野.....	1-34
	<備考>徳島市国土強靱化地域計画（令和2年3月）の修正箇所.....	1-35
	（3）本市強靱化に関連する国、県及び関係機関の主な重要業績指標一覧 （令和2年3月時点）.....	1-36
	（4）徳島市国土強靱化地域計画施策と交付金・補助金等要素事業名の対照表 （令和3年1月22日時点）.....	1-37

重要業績指標一覧の凡例

- ・【 】内の指標名、値等は、計画策定時（R2.3月）の指標名、値等を示す（指標名、値等に変更があった場合のみ）
- ・◆印の施策は、再掲のものを示す

1 本市施策一覧（全97施策）

（1）徳島市国土強靱化地域計画策定時（R2.3月）の施策

施策No	施策名	指標名	現状値 (H31年度4月当初)	目標値 (R5年度末)	担当部局	担当課	施策分野	該当するプログラム
1	「徳島市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の策定	総合管理計画に基づく「個別施設計画」の策定	策定中	策定(R2)	財政部	管財課	行政施策	3-2
2	コミュニティセンター・支所の耐震化及び整備	重要業績指標の設定なし			市民環境部	市民協働課	行政施策	1-1,1-3,1-4,1-5
3	コミュニティセンター・支所の太陽光パネル・蓄電池設置	重要業績指標の設定なし			市民環境部	市民協働課	行政施策	2-1,3-2
4	徳島市葬斎場地震・津波対策	重要業績指標の設定なし			市民環境部	住民課	行政施策	3-2
5	再生可能エネルギーの普及促進	重要業績指標の設定なし			市民環境部	環境保全課	住環境	2-1,6-1
6	衛生害虫駆除活動	重要業績指標の設定なし			市民環境部	市民環境政策課	保健医療・福祉	2-6,2-7,8-1
7	徳島市災害廃棄物処理計画	徳島市災害廃棄物処理計画の策定	策定済(H28)	—	市民環境部	市民環境政策課	住環境	2-6,8-1
8	新たな一般廃棄物中間処理施設の整備	新たな一般廃棄物中間処理施設の整備	施設整備実施計画及び環境影響評価着手	工事（造成）継続	市民環境部	環境施設整備室	住環境	8-1
9	飯谷新橋（仮称）整備事業	重要業績指標の設定なし			市民環境部	環境施設整備室	国土保全・交通	1-5,8-1
10	家庭ごみ収集車両津波等対策	重要業績指標の設定なし			市民環境部	東部業務課	住環境	8-1
11	ごみ処理施設の浸水対策	重要業績指標の設定なし			市民環境部	東部施設課	住環境	6-3,8-1
12	し尿処理施設の老朽化対策	重要業績指標の設定なし			市民環境部	東部施設課	住環境	6-3
13	ごみ処理施設の老朽化対策	ごみ焼却施設の老朽化対策	主要設備の維持補修・整備工事を実施	主要設備の維持補修・整備工事を実施	市民環境部	東部・西部施設課	住環境	6-3,8-1
14	家庭ごみ収集車両浸水対策	重要業績指標の設定なし			市民環境部	西部業務課	住環境	8-1
15	災害ボランティアコーディネーターの養成	災害ボランティアコーディネーター養成講座の参加者数	60人	60人	保健福祉部	保健福祉政策課	保健医療・福祉	8-1,8-2
16	災害ボランティアセンターに必要な資機材の整備費の補助	災害ボランティアセンター体制整備事業5ヶ年計画（H29～R3）	計画3年目	計画終了(R3)	保健福祉部	保健福祉政策課	保健医療・福祉	8-1,8-2
17	福祉避難所の拡大	福祉避難所の収容可能人数	1,324人	1,600人	保健福祉部	保健福祉政策課	保健医療・福祉	1-3,1-4,1-5,2-7
18	地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別計画策定の推進	避難行動要支援者の個別計画作成者数	755人	2,000人	保健福祉部	保健福祉政策課	保健医療・福祉	1-3,1-4,1-5,4-2,4-3

施策No	施策名	指標名	現状値 (H31年度4月当初)	目標値 (R5年度末)	担当部局	担当課	施策分野	該当するプログラム
19	予防接種の推進	予防接種者数・接種率の増加	事業実施中	個別小児等定期予防接種のうち、麻しん風しん混合ワクチン接種率が95%以上	保健福祉部	保健センター	保健医療・福祉	1-4,2-6,2-7
20	「事業継続計画（BCP）」の策定促進	徳島県企業BCP認定制度における市内企業者の認定数	8社(R1.12)	16社	経済部	経済政策課	産業	5-1,5-2,8-7
21	県単治山事業	県単治山事業による治山対策の実施	県単治山事業西地地区 水路工事の実施	—	経済部	農林水産課	産業	7-6
22	日本型直接支払制度	中山間地域等直接支払事業対象農用地面積	399,882㎡(H30)	375,662㎡ 【740,640㎡】	経済部	農林水産課	産業	5-5,7-6
23	鳥獣被害防止	鳥獣侵入防止柵の設置延長	78.5km	92.0km	経済部	農林水産課	産業	7-6
24	強い農業・担い手づくりの総合支援	重要業績指標の設定なし			経済部	農林水産課	産業	5-5
25	県単林道事業	開設・改良工事の延長	大谷線 L = 55 紅葉山線 L = 1,261	大谷線 L = 85 紅葉山線 L = 1,600 (R2終了予定)	経済部	農林水産課	産業	7-6
26	排水路側壁の老朽化対策	機能保全計画に基づく水利施設整備事業（平成23年～令和3年）	73.60%	100%(R3) 【事業完了】	経済部	耕地課	国土保全・交通	7-6
27	地籍調査の推進	地籍調査進捗率	24.13%(H30)	26.67%	都市整備部	都市政策課	国土保全・交通	8-5,8-6
28	都市計画道路の整備	事業用地取得率（面積ベース）	81.39%	100%	都市整備部	まちづくり推進課	国土保全・交通	6-4
29	老朽建築物の安全対策の促進	危険な空き家の除却数	累計 131戸	205戸	都市整備部	建築指導課	住環境	1-1,7-1,7-3
30	既存木造住宅の耐震化	既存木造住宅の耐震化率	77.7%(H28)	促進(R5) ⇒ 100%(R8)	都市整備部	建築指導課	住環境	1-1,7-3
31	公共施設の長寿命化	外壁改修工事実施数	3棟	13棟 【16棟】	都市整備部	住宅課	住環境	1-1
32	老朽化した市営住宅の建替	矢三西住宅建替事業	建替のための地質調査・基本設計を実施済	建替完了(R4)	都市整備部	住宅課	住環境	1-1
33	地域の社会基盤の強化	四国横断自動車道周辺対策	整備中	80%	都市整備部	広域道整備課	国土保全・交通	6-4
		四国横断自動車道側道整備	整備中	100%				
		徳島環状道路周辺対策	整備中	—				
34	緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化	緊急輸送道路や避難路等に係る橋りょうの耐震化率	66%	82%	土木部	道路建設課	国土保全・交通	1-1,2-1,2-2,2-4,2-5,5-5,6-4,8-5

【 】内の指標名、値等は、計画策定時（R2.3月）の指標名、値等を示す（指標名、値等に変更があった場合のみ）

施策No	施策名	指標名	現状値 (H31年度4月当初)	目標値 (R5年度末)	担当部局	担当課	施策分野	該当するプログラム
35	「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく橋りょうの長寿命化	長寿命化対策の橋りょう数	11橋(R2)	149橋	土木部	道路建設課	長寿命化対策	1-1,2-1,2-2,2-4,2-5, 5-5,6-4,8-5
					経済部	道路維持課		
36	外管・管線における法面対策	重要業績指標の設定なし			土木部	道路建設課	国土保全・交通	1-5
37	施策No.35に統合							
38	「道路ストックの総点検実施要領(案)」に基づく道路附属物点検	道路ストック点検の進捗率	44%(H30)	100%	土木部	道路維持課	国土保全・交通	2-1,2-2,2-4,2-5,5-5, 6-4,8-5
39	下水道施設の地震・津波対策	下水道施設の地震・津波対策	耐震・耐津波診断の実施	耐震・耐津波対策工事の実施	上下水道局	下水道整備課	住環境	2-6,6-3,6-5
					土木部	河川水路課		
40	都市浸水対策	都市浸水対策達成率	71.8%(H30末)	72.7% 【73.4%】	上下水道局	下水道整備課	住環境	1-4
					土木部	河川水路課		
41	下水道施設の老朽化対策	長寿命化計画(H25～H31)に基づく改築工事の進捗率	80%	80%	上下水道局	下水道整備課	長寿命化対策	2-6,6-3,6-5
		公共下水道ストックマネジメント計画(R1～R5)に基づく改築工事の進捗率	0%	100%	上下水道局	下水道整備課		
		都市下水道ストックマネジメント計画(R1～R5)の策定数	2	4	土木部	河川水路課		6-5
42	飲料水兼用耐震性貯水槽の維持管理	重要業績指標の設定なし			危機管理局	危機管理課	行政施策	2-1
43	災害時対応力の維持強化	重要業績指標の設定なし			危機管理局	危機管理課	行政施策	3-2
44	災害対策本部の機能強化	重要業績指標の設定なし			危機管理局	危機管理課	行政施策	3-2,4-3
45	津波避難施設の整備	津波避難施設整備	7箇所	10箇所	危機管理局	危機管理課	行政施策	1-3
46	徳島市地域防災計画の改定	重要業績指標の設定なし			危機管理局	危機管理課	行政施策	2-3
47	家具転倒防止対策	家具転倒防止対策事業実施世帯数	840世帯(H30)	推進	危機管理局	防災対策課	行政施策	1-1,1-3
48	災害種別図記号による避難場所標識板の設置	重要業績指標の設定なし			危機管理局	防災対策課	行政施策	1-2,1-3,1-4,1-5,7-1
49	無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保	通信機器のデジタル化率	47.1%(R1) 【48%(R1)】	100%	危機管理局	防災対策課	行政施策	1-3,1-4,1-5,2-2,4-1, 4-2,4-3
50	災害用備蓄食料等の整備	備蓄食料数(流通備蓄除く)	117,000食	117,000食	危機管理局	防災対策課	住環境	2-1
51	地域防災力向上のための自主防災組織活動促進	自主防災組織結成率	45.7% 【45.7%(R1)】	47.0%	危機管理局	防災対策課	リスクコミュニケーション	1-1,1-2,1-3,1-4,1-5
		地区自主防災連合組織結成状況(全29組織)	28組織	29組織	危機管理局	防災対策課		
					消防局	予防課		

【 】内の指標名、値等は、計画策定時(R2.3月)の指標名、値等を示す(指標名、値等に変更があった場合のみ)

施策No	施策名	指標名	現状値 (H31年度4月当初)	目標値 (R5年度末)	担当部局	担当課	施策分野	該当するプログラム
52	指定避難所に対する資機材等の整備	資機材備蓄施設数	81施設(R1)	91施設 【90施設】	危機管理局	防災対策課	住環境	2-1,2-2,2-4,2-6,2-7
		災害用簡易トイレ備蓄数	1,890基(R1)	2,205基				
53	防災研修会開催	重要業績指標の設定なし			危機管理局	防災対策課	人材育成	1-1,1-2,1-3,1-4,1-5
54	避難支援マップの作成支援	避難支援マップ作成数(全体30地区) 【地震津波避難支援マップ作成数(全体30地区)】	19地区(R1) 【18地区(R1)】	26地区	危機管理局	防災対策課	住環境	1-3
55	地区別津波避難計画作成支援	地区別津波避難計画策定数(全19地区)	11地区(R1)	17地区 【19地区】	危機管理局	防災対策課	住環境	1-3
56	土砂災害ハザードマップ作成	重要業績指標の設定なし			危機管理局	防災対策課	住環境	1-5
57	徳島市民総合防災訓練	避難所運営訓練実施地区数	6地区(R1)	12地区 【14地区】	危機管理局	防災対策課	人材育成	2-7,3-2
58	機能別消防団員の入団促進	機能別消防団員の充足率	25%	100%	消防局	総務課	行政施策	1-1,1-2,1-3
59	県下13消防本部から1消防本部への統合	徳島県内消防広域化の進捗状況	13本部	継続	消防局	総務課	行政施策	1-1
60	消防施設の長寿命化	消防局施設管理計画の策定	未策定	策定	消防局	総務課	行政施策	2-3,3-2
61	応急手当の普及啓発活動の推進	市民によるCPR(心肺蘇生法)実施率	45%	60%以上	消防局	警防課	人材育成	1-1
62	応急手当の普及啓発活動の推進	小・中学校(指定学年)の実施率 【小・中学校(指定学年)の受講率】	単年度での実施率100%	単年度での実施率100%	消防局	警防課	人材育成	1-1
63	地域防災力の中核とした地域防災力の充実強化	消防団装備の基準改正に伴う各資機材整備計画	40%	100%	消防局	警防課	行政施策	2-3,7-1
64	緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化	緊急消防援助隊登録数	—	消火隊+3、 救助隊+1、 救急隊+1	消防局	警防課	行政施策	1-2,2-3,7-1
65	市立中学校への耐震性貯水槽の整備	耐震性貯水槽の整備	3基	10~14基(R5以降)	消防局	警防課	行政施策	1-2,7-1
66	県下消防本部の通信指令センター一本化	通信指令センターの一本化(共同運用)の進捗状況	—	継続	消防局	通信指令課	行政施策	1-1
67	119番通報等における多言語通訳体制の維持	多言語通訳体制の活用実績	0件	広報促進	消防局	通信指令課	行政施策	1-1,1-2,1-3,1-5,2-4
68	防災行政無線(同報系)更新基本計画	防災行政無線(同報系)更新基本計画の改定	—	見直し(R2)	消防局	通信指令課	行政施策	1-3,1-4,1-5,4-2,4-3
69	聴覚・言語障害者からの119番通報受理体制の維持	NET119緊急通報システムへの登録者数	90人	100人	消防局	通信指令課	行政施策	1-1,1-2,1-3,1-5

【 】内の指標名、値等は、計画策定時(R2.3月)の指標名、値等を示す(指標名、値等に変更があった場合のみ)

施策No	施策名	指標名	現状値 (H31年度4月当初)	目標値 (R5年度末)	担当部局	担当課	施策分野	該当するプログラム
70	世代を超えた防火・防災意識の普及啓発	移動消防署の実施	11校(H30) 小学校33校を3年間の ローリング方式で実施	実施率100%	消防局	予防課	人材育成	1-1,1-2,1-3,1-4,1-5, 7-1,8-2
71	世代を超えた防火・防災意識の普及啓発	市民防災指導員活用実績	125人(H30)	120人	消防局	予防課	人材育成	1-1,1-2,1-3,1-4,1-5, 8-2
72	住宅防火対策の推進	住宅用火災警報器の設置率	81.30%	95%	消防局	予防課	行政施策	1-2,7-1
73	世代を超えた防火・防災意識の普及啓発	市民を対象とした防火・防災教室（講演等）実施状況	41,485人(H30)	50,000人	消防局	予防課	人材育成	1-1,1-2,1-3,1-4,1-5, 2-3,7-1,8-2
74	指定金融機関との連携取組の推進	指定金融機関との連携取組の推進	—	指定金融機関(阿波銀行) が策定したBCPと本 市の業務の連携関係を 確認する(R4)	会計管理者	会計課	官民連携	5-4
75	学校施設の長寿命化計画策定	学校施設の長寿命化計画策定	策定中	策定済(R2) 【策定(R2)】	教育委員会事務局	総務課	長寿命化対策	2-7,3-2
76	小学校、中学校、幼稚園施設の耐震化	小・中学校、幼稚園の耐震化率	100%	—	教育委員会事務局	総務課	行政施策	1-1
77	学校施設等ブロック塀の倒壊防止対策	学校施設における安全対策の必要なブロック塀の全長	6,302m	0m	教育委員会事務局	総務課	行政施策	1-1,7-3
78	中学校に「防災クラブ」を設置し、地域防災に活躍できる人材を育成する。	中学校に「防災クラブ」を設置（市立中学校15校）	11校	15校	教育委員会事務局	学校教育課	人材育成	8-2
79	災害用備蓄燃料及び備蓄水量の増量	非常用発電機用燃料(A重油)備蓄量 上水受水槽保有水量	1.5日分 1.0日分	3.0日分 3.0日分	病院局	総務管理課	保健医療・福祉	2-5
80	災害用備蓄品の確保	災害用備蓄品（3日分の食糧の確保及び災害時に必要な備品の確保）	確保	3.0日分 【確保】	病院局	総務管理課	保健医療・福祉	2-5
81	上下水道局庁舎の建設	水道管理施設の耐震化率	66.7%	100%	上下水道局	水道整備課	行政施策	3-2
82	水道施設の耐震化	管路の耐震管率 【水道管路耐震化率】	35.2%	41.6%	上下水道局	水道整備課	住環境	2-1,6-1,6-2
83	取水用深井戸ケーシングの耐震化	浄水施設の耐震化率	28.3%	37.2%	上下水道局	浄水課	住環境	6-2

【 】内の指標名、値等は、計画策定時（R2.3月）の指標名、値等を示す（指標名、値等に変更があった場合のみ）

(2) 令和2年度に追加した新規施策

施策No	施策名	指標名	現状値 (R2年度4月当初)	目標値 (R5年度末)	担当部局	担当課	施策分野	該当するプログラム
84	新型コロナウイルス感染症の防止	新型コロナウイルス感染者の集団発生箇所数 (民間教育・保育施設)	0箇所	0箇所	保健福祉部	子ども企画課	保健医療・福祉	2-6
85	ため池ハザードマップの作成	ため池ハザードマップの作成件数	44箇所	56箇所(R2)	経済部	耕地課	国土保全・交通	1-4,7-4
86	応急仮設住宅用地等の確保	重要業績指標の設定なし			都市整備部	住宅課	住環境	8-6
87	無電柱化の促進	無電柱化した市道の延長	4.9km	計画促進	土木部	道路建設課	国土保全・交通	1-1,2-1,2-2,2-4,6-4
88	災害対策連絡所への避難道路点検	災害対策連絡所への避難道路点検の進捗率	0%	100%	土木部	道路維持課	長寿命化対策	1-1,2-1,6-4,8-5
89	業務継続計画の改善計画	重要業績指標の設定なし			危機管理局	危機管理課	リスクコミュニケーション	3-2
90	事前復興計画の策定	重要業績指標の設定なし			危機管理局	危機管理課	リスクコミュニケーション	6-5,8-1,8-2,8-3,8-5,8-6,8-7
91	受援計画の策定	重要業績指標の設定なし			危機管理局	危機管理課	官民連携	2-1
92	総合防災マップの作成	最新の災害想定（浸水想定区域等）に基づくハザードマップの作成・更新率	60%	100%(R3)	危機管理局	危機管理課	行政施策	1-3,1-4,1-5,7-4
93	津波避難施設周辺への誘導標識設置	津波避難施設への避難誘導標識の設置率	66%	100%(R2)	危機管理局	危機管理課	行政施策	1-3,1-4
94	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	重要業績指標の設定なし			危機管理局	危機管理課	リスクコミュニケーション	1-3,1-4,1-5
95	避難所運営マニュアルの改定	重要業績指標の設定なし			危機管理局	防災対策課	官民連携	2-6
96	避難所における感染症対策	感染症対策関連用品備蓄施設数	0施設	91施設(R2)	危機管理局	防災対策課	行政施策	2-6,2-7
97	徳島市文化財保存活用地域計画に沿った文化財保存活用事業の推進	重要業績指標の設定なし			教育委員会事務局	社会教育課	人材育成	8-4

2 令和2年度に追加した新規施策の概要

令和2年度に追加した本市施策（新規）の概要について、以下に示した。

感染症対策

【民間教育・保育施設での新型コロナウイルス感染症対策】

施策 No.84（該当プログラム：2-6）

- ・私立保育所・認定こども園などに対して、一定額の補助を行い、感染防止のための資材や対策を講じようとするもの。

要配慮者への対策

【要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進】

施策 No.94（該当プログラム：1-3,1-4,1-5）

- ・要配慮者利用施設の利用者が災害時に円滑かつ迅速に避難できるよう、本市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設について、各施設の管理者は想定される災害種別（津波、洪水、土砂災害等）ごとに避難確保計画を作成することが義務付けられている。本市は、未作成の施設に対し避難確保計画の作成を促すとともに、避難訓練の実施についても呼びかける。

避難所運営体制の強化

【避難所運営マニュアルの改定】

施策 No.95（該当プログラム：2-6） 横断的分野：官民連携分野

- ・新型コロナウイルス等感染症の感染拡大防止のため、従来の避難所運営の方法に修正を加えた「徳島市避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス等感染症対策編）」を令和2年10月に作成し、本市ホームページで公表している。今後は、地域の防災訓練や防災研修の機会を捉え、避難所の運営に協力が不可欠である住民への周知を図る。

【避難所における感染症対策】

施策 No.96（他の該当プログラム：2-6,2-7）

- ・避難所における新型コロナウイルス感染症等の拡大防止を図るため、令和2年5月より、指定避難所に感染症対策関連用品（サージカルマスクや非接触式赤外線体温計、防護服セット及びワンタッチパーティション等）の備蓄に順次取り組んでいる。今後は、さらなる備蓄物品の充実と、適切な使用方法等の周知を図っていく必要がある。

避難情報等の周知・啓発

【ため池ハザードマップの作成】

施策 No.85（該当プログラム：1-4,7-4）

- ・ため池決壊時に、人命・人家等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため池について、ため池ハザードマップを作成し、地域住民に周知することにより、被害の未然防止や軽減を図る。

【総合防災マップの作成】

施策 No.92（該当プログラム：1-3,1-4,1-5,7-4）

- ・洪水等の災害からの円滑・迅速な避難を図るため、水防法等の関係法令に基づく、洪水・高潮に係るハザードマップを作成する。まず、令和2年度内にデータ作成を行い、ホームページ等で公表する。令和3年度には、冊子にして市内の全戸及び事業所へ配布する。また、既存の津波、土砂災害、ため池災害に係るハザードマップについても、順次、更新・整理を行う。

【津波避難施設周辺への誘導標識設置】

施策 No.93（他の該当プログラム：1-3,1-4）

- ・令和2年度に整備が完了する津波避難施設（川内町旭野・小松地域）の周辺に居住する住民等の円滑・迅速な避難を図るため、当該津波避難施設周辺に誘導標識を設置するとともに、地域住民や小松海岸利用者への誘導標識の周知を図るための訓練等を実施する。

避難場所・避難路の安全対策

【無電柱化の促進】

施策 No.87（該当プログラム：1-1,2-1,2-2,2-4,6-4）

- ・防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成等の観点から実施されてきたが、近年、災害の激甚化・頻発化、高齢者・障害者の増加等により、その必要性が増している。無電柱化事業は、昭和61年の第1期から平成29年の第6期まで実施し、徳島市では4.9kmが整備されており、今後も無電柱化を促進していく。

【災害対策連絡所への避難道路点検】

施策 No.88（該当プログラム：1-1,2-1,6-4,8-5） **横断的分野：長寿命化対策分野**

- ・本市では、市道のパトロールを定期的に行っているが、災害時に市内各地区で避難所の開設等の初動対応を行う災害対策連絡所にアクセスする避難道路については、個別点検が行われていない。そのため、今後の災害に備えて通行の安全を確保するために主要道路（国道、県道）から災害対策連絡所を結ぶ市道の点検を円滑に進めていく。

行政機関の機能強化**【業務継続計画の改善計画】**

施策 No.89（該当プログラム：3-2） **横断的分野：リスクコミュニケーション分野**

- ・業務継続計画について、訓練等により課題を整理し、適宜修正を重ね、事業継続の実効性を高める。

復旧・復興事業への備え**【応急仮設住宅用地等の確保】**

施策 No.86（該当プログラム：8-6）

- ・大規模災害からの被害軽減・早期復旧を図るためには、災害後の人口流出をできるだけ避ける必要がある。そのため、本市では仮設住宅建設のための候補地の確保を推進する。

【事前復興計画の策定】

施策 No.90（該当プログラム：6-5,8-1,8-2,8-3,8-5,8-6,8-7） **横断的分野：リスクコミュニケーション分野**

- ・大規模災害発生後に、迅速に復興できるよう必要事項をとりまとめた事前復興計画を策定し、市民の安全・安心に視点を置いた総合的な復興のためのまちづくりを進める。

【受援計画の策定】

施策 No.91（該当プログラム：2-1） **横断的分野：官民連携分野**

- ・災害発生直後の混乱期に受援活動を円滑に進めるため、平成31年3月に「徳島市災害時受援計画」を策定した。今後は、防災訓練等の結果を踏まえて、適宜、加筆・修正を加えて、より実効性のある計画とする。

文化財の保護対策

【徳島市文化財保存活用地域計画に沿った文化財保存活用事業の推進】

施策 No.97（該当プログラム：8-4） 横断的分野：人材育成分野

- ・「徳島市文化財保存活用地域計画」（令和3年度策定予定）は、本市の文化財保護のマスタープラン、行動計画として策定され、文化財の保存・活用や文化遺産を活かした魅力ある地域づくりを進めるものである。本市では同計画に沿って、災害発生に備えた対策を検討していく。

3 本市施策の重要業績指標

(1) 各プログラムの重要業績指標一覧

1	大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る
---	----------------------------

対象とするプログラム：1-1,1-2	
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
小・中学校、幼稚園施設の耐震化率	76	累計	100% (H31)	—	—	—	—	学校施設の耐震化は達成済みである。	教育委員会	総務課
既存木造住宅の耐震化率	30	累計	77.7% (H28)	促進	促進	促進	促進 (R5) ⇒100% (R8)	平成28年度時点で77.7%の耐震化率である。耐震化率は、総務省が5年毎に調査する「住宅・土地統計調査」や「徳島県耐震改修促進計画」を基に推計することになるが、県が計画を現在改定中であることなどから現時点で目標値を設定することは困難である。	都市整備部	建築指導課
緊急輸送道路や避難路等に係る橋りょうの耐震化率	34	累計	66% (H31)	73%	76%	79%	82%	R8年度での100%達成を目標に耐震化を進める。	土木部	道路建設課
学校施設における安全対策の必要なブロック塀の全長	77	—	6,302m (H31)	981m	654m	327m	0m	H31年度当初の時点で、安全対策が必要なブロック塀の延長は、6,302mであったが、R2年度末には、残り981mになる予定。R3年度以降は、327m/年度ずつ完了し、R5年度末に残り0mにすることを旨とする。	教育委員会	総務課
外壁改修工事実施数	31	累計	3棟 (H31)	6棟	7棟	10棟	13棟【16棟】	R元年度時点で3棟であったが、年間3棟程度の改修を確保し、R5年度に目標値13棟を目指す。	都市整備部	住宅課
矢三西住宅建替事業	32	—	建替のための地質調査・基本設計を実施済(H31)	実施設計の完了	外構工事を除く、建設工事の出来高目標を70%	建替完了	—	R元年度は地質調査、基本設計が完了した。R2年度は実施設計を完了し、R4年度内に建設工事及び外構工事を終え、建替を完了する。	都市整備部	住宅課

【 】内の指標名、値等は、計画策定時（R2.3月）の指標名、値等を示す（指標名、値等に変更があった場合のみ）

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
危険な空き家の除却数	29	累計	131戸 (H31)	161戸	176戸	191戸	205戸	R元年度当初時点で累計131戸を除却した。R2年度以降は、年間15戸の除却を目標とし、R5年度の目標値205戸を目指す。	都市整備部	建築指導課
緊急消防援助隊登録数	64	単年	—	消火隊+2	消火隊+2、 救助隊+1、 救急隊+1	消火隊+3、 救助隊+1、 救急隊+1	消火隊+3、 救助隊+1、 救急隊+1	R2年度は川内ポンプ車、勝占ポンプ車、R3年度は川内ポンプ車、勝占ポンプ車、西水難救助車、国府救急車、R4年度は川内ポンプ車、勝占ポンプ車、西水難救助車、国府救急車、西スノーケル車、R5年度は川内ポンプ車、勝占ポンプ車、西水難救助車、国府救急車、西スノーケル車を予定している。	消防局	警防課
耐震性貯水槽の整備	65	累計	3基 (H31)	3基	6基	9基	10~14基	12の市立中学校への整備計画の見直しを行う。	消防局	警防課
住宅用火災警報器の設置率	72	累計	81.3% (H31)	89%	91%	93%	95%	住宅用火災警報器設置率の向上に努める。設置率は、設置世帯数÷調査世帯数を示している。	消防局	予防課
徳島県内消防広域化の進捗状況	59	—	13本部 (H31)	継続	継続	継続	継続	広域化が本市の消防力の強化に繋がることを前提に、慎重な姿勢で徳島県が設けている検討会に参加する。 <参加検討会> 県東部地域における消防体制のあり方検討会 県東部地域における消防体制のあり方検討会作業部会	消防局	総務課
通信指令センターの一本化（共同運用）の進捗状況	66	—	—	継続	継続	継続	継続	県が作成する徳島県消防通信指令センターの共同運用に関する調査・研究業務報告書を参考に、本市にとってのメリット・デメリットを精査する。	消防局	通信指令課
多言語通訳体制の活用実績	67	—	0件 (H31)	広報促進	広報促進	広報促進	広報促進	令和元年に導入した三者間同時通訳サービスにより、日本語を話せない外国人の方にも安心して119番通報をしてもらえるよう広報する。	消防局	通信指令課
NET119緊急通報システムへの登録者数	69	累計	90人 (H31)	92人	94人	97人	100人	新規登録や取消により随時増減のある中、登録者数の推移目標を90人から100人に増加させるよう積極的な広報を継続する。	消防局	通信指令課
家具転倒防止対策事業実施世帯数	47	累計	840世帯 (H30)	推進	推進	推進	推進	事業の周知・啓発を図り、家具転倒防止対策を推進する。	危機管理局	防災対策課

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
機能別消防団員の充足率	58	累計	25% (H31)	100%	100%	100%	100%	平成30年4月1日から「機能別団員制度」を導入しており、当初から3カ年計画での充足率100%を目標値としている。また、「徳島市総合計画2021」の重点事業としても掲げており、令和2年度末100%を目標値としている。	消防局	総務課
無電柱化した市道の延長	87	累計	4.9km (R2)	4.9km	計画促進	計画促進	計画促進	第8期無電柱化推進計画の事業化が令和3年度以降のため、計画の促進に努める。	土木部	道路建設課

対象とするプログラム：1-3

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
避難行動要支援者の個別計画作成者数	18	累計	755人 (H31)	1,420人	1,600人	1,800人	2,000人	R元年度末で1,024人であるが、R2年度は5か年計画の最終年度として、加茂名、国府、南井上、北井上地区において、名簿提供の本人同意と合わせた個別計画作成の啓発を行い、目標値1,420人を目指す。新たに要支援者となった人や個別計画の未作成者に対しては、地域と連携しながら個別計画の作成（名簿提供の同意を含む。）を支援し、R5年度に目標値2,000人を目指す。	保健福祉部	保健福祉政策課
避難支援マップ作成数（全体30地区） 【地震津波避難支援マップ作成数（全体30地区）】	54	累計	19地区(R1) 【18地区(R1)】	20地区	22地区	24地区	26地区	年2地区について作成予定で、R元年度末までに19地区（徳島市国土強靱化地域計画の目標値設定段階では18地区）で実施してきた。（地域と協議の結果、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、R2年度は1地区で実施予定）	危機管理局	防災対策課
地区別津波避難計画策定数（全19地区）	55	累計	11地区 (R1)	11地区	13地区	15地区	17地区 【19地区】	年2地区について策定予定で、R元年度末までに11地区で策定した。（地域と協議の結果、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、R2年度は実施しない）	危機管理局	防災対策課
◆家具転倒防止対策事業実施世帯数	47	累計	840世帯 (H30)	推進	推進	推進	推進	事業の周知・啓発を図り、家具転倒防止対策を推進する。	危機管理局	防災対策課

【 】内の指標名、値等は、計画策定時（R2.3月）の指標名、値等を示す（指標名、値等に変更があった場合のみ）

◆印の施策は、再掲のものを示す

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
◆機能別消防団員の充足率	58	累計	25% (H31)	100%	100%	100%	100%	平成30年4月1日から「機能別団員制度」を導入しており、当初から3カ年計画での充足率100%を目標値としている。また、「徳島市総合計画2021」の重点事業としても掲げており、令和2年度末100%を目標値としている。	消防局	総務課
福祉避難所の収容可能人数	17	累計	1,324人 (H31)	1,548人	1,565人	1,582人	1,600人	R元年度末で1,324人であるが、社会福祉施設等や小中学校・公民館等、公的な宿泊施設・ホテル・旅館等に対し、福祉避難所の指定について協力を求め、R5年度末に1,600人を目指す。	保健福祉部	保健福祉政策課
津波避難施設整備	45	累計	7箇所 (H31)	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	従前から指定しているNEXCO西日本高速道路事務所駐車場（応神町古川）に加えて、H26年度に川内町米津・富吉、H30年度に川内町加賀須野・大松・平石夷野・北原に整備。 R2年度の川内町旭野・小松及び料金所駐車場の整備により、徳島市における津波避難困難地域は解消する。	危機管理局	危機管理課
通信機器のデジタル化率	49	累計	47.1%(R1) 【48%(R1)】	47.1%	47.1%	100%	100%	現在、デジタルMCA防災行政無線機41基、衛星電話32基、合わせて73基（総数155基の47.1%）を配置している。防災行政無線機（アナログ）82基については、早期のデジタル化移行に向けて、現在、検討を進めている。	危機管理局	防災対策課
防災行政無線（同報系）更新基本計画の改定	68	—	—	見直し	—	—	—	防災行政無線（同報系）更新基本計画の改定完了。	消防局	通信指令課
◆多言語通訳体制の活用実績	67	—	0件 (H31)	広報促進	広報促進	広報促進	広報促進	令和元年に導入した三者間同時通訳サービスにより、日本語を話せない外国人の方にも安心して119番通報をしてもらえるよう広報する。	消防局	通信指令課
◆NET119緊急通報システムへの登録者数	69	累計	90人 (H31)	92人	94人	97人	100人	新規登録や取消により随時増減のある中、登録者数の推移目標を90人から100人に増加させるよう積極的な広報を継続する。	消防局	通信指令課
最新の災害想定（浸水想定区域等）に基づくハザードマップの作成・更新率	92	累計	60% (R2)	60%	100%	—	—	全ての災害想定（洪水・高潮・土砂・津波・ため池）について、ハザードマップを作成・更新する。	危機管理局	危機管理課
津波避難施設への避難誘導標識の設置率	93	累計	66% (R2)	100%	—	—	—	新たに整備した津波避難施設（川内町大松・加賀須野・平石夷野・北原・旭野・小松）について、地域住民等の円滑な避難に資する誘導標識を設置する。	危機管理局	危機管理課

【 】内の指標名、値等は、計画策定時（R2.3月）の指標名、値等を示す（指標名、値等に変更があった場合のみ）

◆印の施策は、再掲のものを示す

対象とするプログラム：1-4

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
予防接種者数・接種率の増加	19	単年	事業実施中 (H31)	個別小児等定期予防接種のうち、麻しん風しん混合ワクチン接種率が95%以上	個別小児等定期予防接種のうち、麻しん風しん混合ワクチン接種率が95%以上	個別小児等定期予防接種のうち、麻しん風しん混合ワクチン接種率が95%以上	個別小児等定期予防接種のうち、麻しん風しん混合ワクチン接種率が95%以上	毎年度の個別小児等定期予防接種のうち、麻しん風しん混合ワクチン接種率が95%以上を目指す。	保健福祉部	保健センター
都市浸水対策達成率	40	累計	71.8% (H30末)	72.1%	72.3%	72.5%	72.7% 【73.4%】	現状値71.8% (H30末) から目標値72.7% (R5末) までの直線補間により、年次ごとの目標値を定める。	上下水道局 土木部	下水道整備課 河川水路課
◆避難行動要支援者の個別計画作成者数	18	累計	755人 (H31)	1,420人	1,600人	1,800人	2,000人	R元年度末で1,024人であるが、R2年度は5か年計画の最終年度として、加茂名、国府、南井上、北井上地区において、名簿提供の本人同意と合わせた個別計画作成の啓発を行い、目標値1,420人を目指す。新たに要支援者となった人や個別計画の未作成者に対しては、地域と連携しながら個別計画の作成（名簿提供の同意を含む。）を支援し、R5年度に目標値2,000人を目指す。	保健福祉部	保健福祉政策課
◆福祉避難所の収容可能人数	17	累計	1,324人 (H31)	1,548人	1,565人	1,582人	1,600人	R元年度末で1,324人であるが、社会福祉施設等や小中学校・公民館等、公的な宿泊施設・ホテル・旅館等に対し、福祉避難所の指定について協力を求め、R5年度末に1,600人を目指す。	保健福祉部	保健福祉政策課
◆通信機器のデジタル化率	49	累計	47.1%(R1) 【48%(R1)】	47.1%	47.1%	100%	100%	現在、デジタルMCA防災行政無線機41基、衛星電話32基、合わせて73基（総数155基の47.1%）を配置している。防災行政無線機（アナログ）82基については、早期のデジタル化移行に向けて、現在、検討を進めている。	危機管理局	防災対策課
◆防災行政無線（同報系）更新基本計画の改定	68	—	—	見直し	—	—	—	防災行政無線（同報系）更新基本計画の改定完了。	消防局	通信指令課

【 】内の指標名、値等は、計画策定時（R2.3月）の指標名、値等を示す（指標名、値等に変更があった場合のみ）

◆印の施策は、再掲のものを示す

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値 の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
ため池ハザードマップの作成件数	85	累計	44箇所 (R2)	56箇所	—	—	—	R元年度末時点で44箇所を作成済みであり、R2年度に12箇所を作成することで、すべてのハザードマップの作成が完了する。	経済部	耕地課
◆最新の災害想定（浸水想定区域等）に基づくハザードマップの作成・更新率	92	累計	60% (R2)	60%	100%	—	—	全ての災害想定（洪水・高潮・土砂・津波・ため池）について、ハザードマップを作成・更新する。	危機管理局	危機管理課
◆津波避難施設への避難誘導標識の設置率	93	累計	66% (R2)	100%	—	—	—	新たに整備した津波避難施設（川内町大松・加賀須野・平石夷野・北原・旭野・小松）について、地域住民等の円滑な避難に資する誘導標識を設置する。	危機管理局	危機管理課

◆印の施策は、再掲のものを示す

対象とするプログラム：1-5

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
◆福祉避難所の収容可能人数	17	累計	1,324人 (H31)	1,548人	1,565人	1,582人	1,600人	R元年度末で1,324人であるが、社会福祉施設等や小中学校・公民館等、公的な宿泊施設・ホテル・旅館等に対し、福祉避難所の指定について協力を求め、R5年度末に1,600人を目指す。	保健福祉部	保健福祉政策課
◆避難行動要支援者の個別計画作成者数	18	累計	755人 (H31)	1,420人	1,600人	1,800人	2,000人	R元年度末で1,024人であるが、R2年度は5か年計画の最終年度として、加茂名、国府、南井上、北井上地区において、名簿提供の本人同意と合わせた個別計画作成の啓発を行い、目標値1,420人を目指す。新たに要支援者となった人や個別計画の未作成者に対しては、地域と連携しながら個別計画の作成（名簿提供の同意を含む。）を支援し、R5年度に目標値2,000人を目指す。	保健福祉部	保健福祉政策課
◆多言語通訳体制の活用実績	67	—	0件 (H31)	広報促進	広報促進	広報促進	広報促進	令和元年に導入した三者間同時通訳サービスにより、日本語を話せない外国人の方にも安心して119番通報をしてもらえるよう広報する。	消防局	通信指令課
◆NET 119緊急通報システムへの登録者数	69	累計	90人 (H31)	92人	94人	97人	100人	新規登録や取消により随時増減のある中、登録者数の推移目標を90人から100人に増加させるよう積極的な広報を継続する。	消防局	通信指令課
◆通信機器のデジタル化率	49	累計	47.1%(R1) 【48%(R1)】	47.1%	47.1%	100%	100%	現在、デジタルMCA防災行政無線機41基、衛星電話32基、合わせて73基（総数155基の47.1%）を配置している。防災行政無線機（アナログ）82基については、早期のデジタル化移行に向けて、現在、検討を進めている。	危機管理局	防災対策課
◆防災行政無線（同報系）更新基本計画の改定	68	—	—	見直し	—	—	—	防災行政無線（同報系）更新基本計画の改定完了。	消防局	通信指令課
◆最新の災害想定（浸水想定区域等）に基づくハザードマップの作成・更新率	92	累計	60% (R2)	60%	100%	—	—	全ての災害想定（洪水・高潮・土砂・津波・ため池）について、ハザードマップを作成・更新する。	危機管理局	危機管理課

【 】内の指標名、値等は、計画策定時（R2.3月）の指標名、値等を示す（指標名、値等に変更があった場合のみ）

◆印の施策は、再掲のものを示す

2

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

対象とするプログラム：2-1,2-2

2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

1-18

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
備蓄食料数（流通備蓄除く）	50	単年	117,000食 (H31)	117,000食	117,000食	117,000食	117,000食	本市では直接備蓄として117,000食と事業者との協定により約50万食の流通備蓄を確保している。なお、徳島県災害時相互応援連絡協議会で定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」では、1日2食分185,000食としている。	危機管理局	防災対策課
資機材備蓄施設数	52	累計	81施設 (R1)	86施設	91施設	91施設	91施設【90施設】	当初の目標値だった90施設から、資機材の備蓄対象となる指定避難所の増加により91施設に増加し、目標達成年度の見込みもR5年度からR3年度に変更となった。	危機管理局	防災対策課
管路の耐震管率【水道管路耐震化率】	82	累計	35.2% (H31)	38.3%	39.4%	40.4%	41.6%	計画的に非耐震経年管を耐震管に布設替する。R8年度の管路の耐震管率45%を目標とし、年度での目標を設定。	上下水道局	水道整備課
◆通信機器のデジタル化率	49	累計	47.1%(R1)【48%(R1)】	47.1%	47.1%	100%	100%	現在、デジタルMCA防災行政無線機41基、衛星電話32基、合わせて73基（総数155基の47.1%）を配置している。防災行政無線機（アナログ）82基については、早期のデジタル化移行に向けて、現在、検討を進めている。	危機管理局	防災対策課
道路ストック点検の進捗率	38	累計	44% (H30)	60%	70%	80%	100%	道路照明灯、道路標識等の健全度を適切に把握するため、計画的に点検を実施し、安全な道路交通を確保する。	土木部	道路維持課
◆緊急輸送道路や避難路等に係る橋りょうの耐震化率	34	累計	66% (H31)	73%	76%	79%	82%	R8年度での100%達成を目標に耐震化を進める。	土木部	道路建設課
◆無電柱化した市道の延長	87	累計	4.9km (R2)	4.9km	計画促進	計画促進	計画促進	第8期無電柱化推進計画の事業化が令和3年度以降のため、計画の促進に努める。	土木部	道路建設課

【 】内の指標名、値等は、計画策定時（R2.3月）の指標名、値等を示す（指標名、値等に変更があった場合のみ）

◆印の施策は、再掲のものを示す

対象とするプログラム：2-3

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
消防局施設管理計画の策定	60	—	未策定 (H31)	策定	—	—	—	本計画は国の「インフラ長寿命化基本計画」において、個別施設毎の長寿命化計画に位置付けられ、令和2年度までに策定するよう要請されているものであり、策定後は計画に基づき、施設の維持管理を行う。	消防局	総務課
消防団装備の基準改正に伴う各資機材整備計画	63	累計	40% (H31)	63%	77%	90%	100%	消防団の装備の基準に基づき、地域の実情を考慮しつつ、22種類の資機材を計画的に整備を進める。R2年度は救命胴衣、チェーンソー保護衣等、R3年度は担架、応急処置セット、警戒用ロープ、R4年度は火災鎮圧用器具、エンジンカッター、可搬ウィンチ、R5年度は油圧ジャッキ、油圧切断機を予定している。	消防局	警防課
◆緊急消防援助隊登録数	64	単年	—	消火隊+2	消火隊+2、 救助隊+1、 救急隊+1	消火隊+3、 救助隊+1、 救急隊+1	消火隊+3、 救助隊+1、 救急隊+1	R2年度は川内ポンプ車、勝占ポンプ車、R3年度は川内ポンプ車、勝占ポンプ車、西水難救助車、国府救急車、R4年度は川内ポンプ車、勝占ポンプ車、西水難救助車、国府救急車、西スノーケル車、R5年度は川内ポンプ車、勝占ポンプ車、西水難救助車、国府救急車、西スノーケル車を予定している。	消防局	警防課

◆印の施策は、再掲のものを示す

対象とするプログラム：2-4,2-5,2-6,2-7	
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-6	被災地における感染症等の大規模発生
2-7	劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
非常用発電機用燃料（A重油）備蓄量	79	維持	1.5日分（H31）	3.0日分	3.0日分	3.0日分	3.0日分	R2年度内に、油タンクの新設を行い、災害拠点病院指定要件である3日分程度の備蓄燃料（A重油）を確保する。	病院局	総務管理課
上水受水槽保有水量	79	維持	1.0日分（H31）	3.0日分	3.0日分	3.0日分	3.0日分	R2年度内に、上水受水槽の増設を行い、災害拠点病院指定要件である3日分の病院の機能を維持するための水を確保する。	病院局	総務管理課
災害用備蓄品（3日分の食糧の確保及び災害時に必要な備品の確保）	80	維持	確保（H31）	3.0日分	3.0日分	3.0日分	3.0日分【確保】	災害拠点病院指定要件である3日分の備蓄食糧について、期限切れになるものの更新を行う。備品については検証を行い、必要なものがあれば、整備を行う。	病院局	総務管理課
◆多言語通訳体制の活用実績	67	—	0件（H31）	広報促進	広報促進	広報促進	広報促進	令和元年に導入した三者間同時通訳サービスにより、日本語を話せない外国人の方にも安心して119番通報をしてもらえるよう広報する。	消防局	通信指令課
◆緊急輸送道路や避難路等に係る橋りょうの耐震化率	34	累計	66%（H31）	73%	76%	79%	82%	R8年度での100%達成を目標に耐震化を進める。	土木部	道路建設課
◆道路ストック点検の進捗率	38	累計	44%（H30）	60%	70%	80%	100%	道路照明灯、道路標識等の健全度を適切に把握するため、計画的に点検を実施し、安全な道路交通を確保する。	土木部	道路維持課
徳島市災害廃棄物処理計画の策定	7	—	策定済（H28）	—	—	—	—	巨大災害が発生した場合に備え、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することを目的とし、平成28年度に策定している。	市民環境部	市民環境政策課
下水道施設の地震・津波対策	39	—	耐震・耐津波の実施（H31）	耐震・耐津波化計画の策定	耐震・耐津波対策工事の設計	耐震・耐津波対策工事の実施	耐震・耐津波対策工事の実施	耐震診断を順次実施し、耐震・耐津波計画の策定が完了した段階で、目標値の設定を行う予定である。	上下水道局 土木部	下水道整備課 河川水路課

【 】内の指標名、値等は、計画策定時（R2.3月）の指標名、値等を示す（指標名、値等に変更があった場合のみ）

◆印の施策は、再掲のものを示す

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
災害用簡易トイレ備蓄数	52	累計	1,890基 (R1)	2,175基	2,205基	2,205基	2,205基	「徳島県災害時快適トイレ計画」における南海トラフ巨大地震発生時の想定される避難者数と必要基数の試算では、1カ月後の避難者数44,082人に対し必要なトイレ基数は2,204基と算定されている。	危機管理局	防災対策課
◆福祉避難所の収容可能人数	17	累計	1,324人 (H31)	1,548人	1,565人	1,582人	1,600人	R元年度末で1,324人であるが、社会福祉施設等や小中学校・公民館等、公的な宿泊施設・ホテル・旅館等に対し、福祉避難所の指定について協力を求め、R5年度末に1,600人を目指す。	保健福祉部	保健福祉政策課
◆予防接種者数・接種率の増加	19	単年	事業実施中 (H31)	個別小児等定期予防接種のうち、麻しん風しん混合ワクチン接種率が95%以上	個別小児等定期予防接種のうち、麻しん風しん混合ワクチン接種率が95%以上	個別小児等定期予防接種のうち、麻しん風しん混合ワクチン接種率が95%以上	個別小児等定期予防接種のうち、麻しん風しん混合ワクチン接種率が95%以上	毎年度の個別小児等定期予防接種のうち、麻しん風しん混合ワクチン接種率が95%以上を目指す。	保健福祉部	保健センター
新型コロナウイルス感染者の集団発生箇所数 (民間教育・保育施設)	84	累計	0箇所 (R2)	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	市内の全民間教育・保育施設数に占める新型コロナウイルス感染者の集団発生箇所数の0箇所を目標とする。	保健福祉部	子ども企画課
◆無電柱化した市道の延長	87	累計	4.9km (R2)	4.9km	計画促進	計画促進	計画促進	第8期無電柱化推進計画の事業化が令和3年度以降のため、計画の促進に努める。	土木部	道路建設課
感染症対策関連用品備蓄施設数	96	累計	0施設 (R2)	91施設	—	—	—	全ての指定避難所（91施設）に感染症対策関連用品を備蓄し、感染症の拡大を防止するもの。	危機管理局	防災対策課

◆印の施策は、再掲のものを示す

3

必要不可欠な行政機能は確保する

対象とするプログラム：3-1,3-2

3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
総合管理計画に基づく「個別施設計画」の策定	1	—	策定中 (H31)	策定	—	—	—	R2年度中に総合管理計画に基づく各施設の個別施設計画を策定し、各施設における長寿命化や機能維持、規模の最適化等を図っていく。	財政部	管財課
水道管理施設の耐震化率	81	累計	66.7% (H31)	66.7%	66.7%	66.7%	100%	R5年度に上下水道局本庁舎の建設が完了予定である。 (上下水道局の庁舎のうち、前川分庁舎、第十浄水場管理本館は耐震性あり)	上下水道局	水道整備課
◆消防局施設管理計画の策定	60	—	未策定 (H31)	策定	—	—	—	本計画は国の「インフラ長寿命化基本計画」において、個別施設毎の長寿命化計画に位置付けられ、令和2年度までに策定するよう要請されているものであり、策定後は計画に基づき、施設の維持管理を行う。	消防局	総務課

◆印の施策は、再掲のものを示す

4

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

対象とするプログラム：4-1,4-2,4-3

4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
◆通信機器のデジタル化率	49	累計	47.1%(R1) 【48%(R1)】	47.1%	47.1%	100%	100%	現在、デジタルMCA防災行政無線機41基、衛星電話32基、合わせて73基（総数155基の47.1%）を配置している。防災行政無線機（アナログ）82基については、早期のデジタル化移行に向けて、現在、検討を進めている。	危機管理局	防災対策課
◆防災行政無線（同報系）更新基本計画の改定	68	—	—	見直し	—	—	—	防災行政無線（同報系）更新基本計画の改定完了。	消防局	通信指令課
◆避難行動要支援者の個別計画作成者数	18	累計	755人 (H31)	1,420人	1,600人	1,800人	2,000人	R元年度末で1,024人であるが、R2年度は5か年計画の最終年度として、加茂名、国府、南井上、北井上地区において、名簿提供の本人同意と合わせた個別計画作成の啓発を行い、目標値1,420人を目指す。新たに要支援者となった人や個別計画の未作成者に対しては、地域と連携しながら個別計画の作成（名簿提供の同意を含む。）を支援し、R5年度に目標値2,000人を目指す。	保健福祉部	保健福祉政策課

【 】内の指標名、値等は、計画策定時（R 2.3月）の指標名、値等を示す（指標名、値等に変更があった場合のみ）

◆印の施策は、再掲のものを示す

5

経済活動を機能不全に陥らせない

対象とするプログラム：5-1,5-2,5-3,5-4

5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下にともなう国際競争力の低下
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
5-4	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
徳島県企業BCP認定制度における市内企業者の認定数	20	累計	8社 (R1.12)	10社	12社	14社	16社	R元年度末時点で認定されている市内企業数は8社であった。今後は、年2社以上の登録数を保ち、R5年度には累計で16社以上が登録されるよう目指す。	経済部	経済政策課

対象とするプログラム：5-5,5-6

5-5	食料等の安定供給の停滞
5-6	農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
中山間地域等直接支払事業 対象農用地面積	22	累計	399,882㎡	375,662㎡	375,662㎡	375,662㎡	375,662㎡ 【740,640㎡】	第4期対策はR元年度までの実施で、約40haが対象農用地とされていた。第5期対策(R2年度～R6年度)では、当初、事業に取り組む集落の予定が8集落あり、その農用地面積が740,640㎡であったが、今年度、事業に取り組む集落が4集落であったため、その4集落の農用地面積が375,662㎡となった。	経済部	農林水産課
◆緊急輸送道路や避難路等に係る橋りょうの耐震化率	34	累計	66% (H31)	73%	76%	79%	82%	R8年度での100%達成を目標に耐震化を進める。	土木部	道路建設課
◆道路ストック点検の進捗率	38	累計	44% (H30)	60%	70%	80%	100%	道路照明灯、道路標識等の健全度を適切に把握するため、計画的に点検を実施し、安全な道路交通を確保する。	土木部	道路維持課

【 】内の指標名、値等は、計画策定時（R2.3月）の指標名、値等を示す（指標名、値等に変更があった場合のみ）

◆印の施策は、再掲のものを示す

6

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

対象とするプログラム：6-1,6-2,6-3

6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-3	汚水・ごみ処理施設等の長期間にわたる機能停止

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
浄水施設の耐震化率	83	累計	28.3% (H31)	37.2%	37.2%	37.2%	37.2%	令和2年度末で取水用深井戸ケーシングの耐震化を完了する。（R2年度時点で、本施策における耐震化の対象となる施設が37.2%である）	上下水道局	浄水課
◆管路の耐震管率 【水道管路耐震化率】	82	累計	35.2% (H31)	38.3%	39.4%	40.4%	41.6%	計画的に非耐震経年管を耐震管に布設替する。R8年度の管路の耐震管率45%を目標とし、年度での目標を設定。	上下水道局	水道整備課
ごみ焼却施設の老朽化対策	13	—	主要設備の維持補修・整備工事を実施 (H31)	主要設備の維持補修・整備工事を実施	主要設備の維持補修・整備工事を実施	主要設備の維持補修・整備工事を実施	主要設備の維持補修・整備工事を実施	東部環境事業所ごみ処理施設及び西部環境事業所ごみ処理施設は、ともに施設の老朽化が著しく、災害時にも安定して施設が稼働できるように、整備計画に基づき設備の維持補修及び整備を実施していく。	市民環境部	東・西部環境事業所施設課
◆下水道施設の地震・津波対策	39	—	耐震・耐津波の実施(H31)	耐震・耐津波化計画の策定	耐震・耐津波対策工事の設計	耐震・耐津波対策工事の実施	耐震・耐津波対策工事の実施	耐震診断を順次実施し、耐震・耐津波計画の策定が完了した段階で、目標値の設定を行う予定である。	上下水道局 土木部	下水道整備課 河川水路課

【 】内の指標名、値等は、計画策定時（R2.3月）の指標名、値等を示す（指標名、値等に変更があった場合のみ）

◆印の施策は、再掲のものを示す

対象とするプログラム：6-4,6-5

6-4	陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
事業用地取得率(面積ベース)	28	累計	81.39% (H31)	86.33%	90.12%	100%	100%	住吉万代園瀬橋線(南昭和町工区)事業用地取得のため、地権者と交渉を進め、R4年度末の用地取得完了を目指す。必要となる用地面積は6633.04㎡である。	都市整備部	まちづくり推進課
四国横断自動車道周辺対策	33	累計	整備中 (H31)	48%	71%	80%	80%	R4年度までは整備計画に基づき実施する。R5年度以降については、現時点で整備計画を立てることができない。	都市整備部	広域道整備課
四国横断自動車道側道整備	33	累計	整備中 (H31)	44%	100%	100%	100%	R3年度に整備完了を予定している。	都市整備部	広域道整備課
徳島環状道路周辺対策	33	—	整備中 (H31)	—	—	—	—	用地取得できる見込みが立たないため、事業の整備計画を立てることができない。	都市整備部	広域道整備課
◆緊急輸送道路や避難路等に係る橋りょうの耐震化率	34	累計	66% (H31)	73%	76%	79%	82%	R8年度での100%達成を目標に耐震化を進める。	土木部	道路建設課
◆道路ストック点検の進捗率	38	累計	44% (H30)	60%	70%	80%	100%	道路照明灯、道路標識等の健全度を適切に把握するため、計画的に点検を実施し、安全な道路交通を確保する。	土木部	道路維持課
◆下水道施設の地震・津波対策	39	—	耐震・耐津波の実施(H31)	耐震・耐津波化計画の策定	耐震・耐津波対策工事の設計	耐震・耐津波対策工事の実施	耐震・耐津波対策工事の実施	耐震診断を順次実施し、耐震・耐津波計画の策定が完了した段階で、目標値の設定を行う予定である。	上下水道局 土木部	下水道整備課 河川水路課
◆無電柱化した市道の延長	87	累計	4.9km (R2)	4.9km	計画促進	計画促進	計画促進	第8期無電柱化推進計画の事業化が令和3年度以降のため、計画の促進に努める。	土木部	道路建設課

◆印の施策は、再掲のものを示す

7

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

対象とするプログラム：7-1,7-2,7-3,7-4,7-5

7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
7-5	有害物質の大規模拡散・流出

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
◆緊急消防援助隊登録数	64	単年	—	消防隊+2	消防隊+2、 救助隊+1、 救急隊+1	消防隊+3、 救助隊+1、 救急隊+1	消防隊+3、 救助隊+1、 救急隊+1	R2年度は川内ポンプ車、勝占ポンプ車、R3年度は川内ポンプ車、勝占ポンプ車、西水難救助車、国府救急車、R4年度は川内ポンプ車、勝占ポンプ車、西水難救助車、国府救急車、西スノーケル車、R5年度は川内ポンプ車、勝占ポンプ車、西水難救助車、国府救急車、西スノーケル車を予定している。	消防局	警防課
◆耐震性貯水槽の整備	65	累計	3基 (H31)	3基	6基	9基	10~14基	12の市立中学校への整備計画の見直しを行う。	消防局	警防課
◆住宅用火災警報器の設置率	72	累計	81.3% (H31)	89%	91%	93%	95%	住宅用火災警報器設置率の向上に努める。設置率は、設置世帯数÷調査世帯数を示している。	消防局	予防課
◆消防団装備の基準改正に伴う各資機材整備計画	63	累計	40% (H31)	63%	77%	90%	100%	消防団の装備の基準に基づき、地域の実情を考慮しつつ、22種類の資機材を計画的に整備を進める。R2年度は救命胴衣、チェーンソー保護衣等、R3年度は担架、応急処置セット、警戒用ロープ、R4年度は火災鎮圧用器具、エンジンカッター、可搬ウィンチ、R5年度は油圧ジャッキ、油圧切断機を予定している。	消防局	警防課
◆危険な空き家の除却数	29	累計	131戸 (H31)	161戸	176戸	191戸	205戸	R元年度当初時点で累計131戸を除却した。R2年度以降は、年間15戸の除却を目標とし、R5年度の目標値205戸を目指す。	都市整備部	建築指導課

◆印の施策は、再掲のものを示す

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値 の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
◆既存木造住宅の耐震化率	30	累計	77.7% (H28)	促進	促進	促進	促進 (R5) ⇒100% (R8)	平成28年度時点で77.7%の耐震化率である。耐震化率は、総務省が5年毎に調査する「住宅・土地統計調査」や「徳島県耐震改修促進計画」を基に推計することになるが、県が計画を現在改定中であることなどから現時点で目標値を設定することは困難である。	都市整備部	建築指導課
◆学校施設における安全対策の必要なブロック塀の全長	77	—	6,302m (H31)	981m	654m	327m	0m	H31年度当初の時点で、安全対策が必要なブロック塀の延長は、6,302mであったが、R2年度末には、残り981mになる予定。R3年度以降は、327m/年度ずつ完了し、R5年度末に残り0mにすることを旨とする。	教育委員会	総務課
◆ため池ハザードマップの作成件数	85	累計	44箇所 (R2)	56箇所	—	—	—	R元年度末時点で44箇所を作成済みであり、R2年度に12箇所を作成することで、すべてのハザードマップの作成が完了する。	経済部	耕地課
◆最新の災害想定（浸水想定区域等）に基づくハザードマップの作成・更新率	92	累計	60% (R2)	60%	100%	—	—	全ての災害想定（洪水・高潮・土砂・津波・ため池）について、ハザードマップを作成・更新する。	危機管理局	危機管理課

◆印の施策は、再掲のものを示す

対象とするプログラム：7-6

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
機能保全計画に基づく水利施設整備事業 (H23～R3)	26	累計	73.6% (H31)	95.6%	100% 【事業完了】	—	—	R元年度時点でL=699mを施工済であったが、R2年度にL=80mを施工し、R3年度に目標値L=815mの事業完了を目指す。	経済部	耕地課
県単治山事業による治山対策の実施	21	—	県単治山事業西地地区水路工事の実施 (H31)	県単治山事業海先地区水路工事の実施	県単治山事業海先地区水路工事の実施	予算と必要性に応じて事業実施	—	徳島市国土強靱化地域計画策定時においては、R5年度の目標値を設定していなかったが、R2～R3年度は海先地区での水路工事を実施し、以降は予算と必要性に応じて実施を検討する。	経済部	農林水産課
侵入防止柵の設置延長	23	累計	78.5km (H31)	85.1km	87.4km	89.7km	92.0km	R5年度までに92.0kmの侵入防止柵設置を目標としている。	経済部	農林水産課
開設・改良工事の延長	25	累計	大谷線 L=55 紅葉山線 L=1,261 (H31)	大谷線 L=60 紅葉山線 L=1,600 (紅葉山線は終了)	大谷線 L=70	大谷線 L=80	大谷線 L=85 紅葉山線 L=1,600 (R2終了予定)	R2年度は林道大谷線開設工事及び林道紅葉山線舗装工事、R3年度は林道大谷線開設工事を継続して実施し、以降は予算と必要性に応じて実施を検討する。R4年度以降については、予算と必要性に応じて事業実施する。	経済部	農林水産課
◆中山間地域等直接支払事業 対象農用地面積	22	累計	399,882㎡	375,662㎡	375,662㎡	375,662㎡	375,662㎡ 【740,640㎡】	第4期対策はR元年度までの実施で、約40haが対象農用地とされていた。第5期対策(R2年度～R6年度)では、当初、事業に取り組む集落の予定が8集落あり、その農用地面積が740,640㎡であったが、今年度、事業に取り組む集落が4集落であったため、その4集落の農用地面積が375,662㎡となった。	経済部	農林水産課

【 】内の指標名、値等は、計画策定時（R2.3月）の指標名、値等を示す（指標名、値等に変更があった場合のみ）

◆印の施策は、再掲のものを示す

8

地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

対象とするプログラム：8-1,8-3,8-4,8-5

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
8-5	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
新たな一般廃棄物中間処理施設の整備	8	—	施設整備実施計画及び環境影響評価着手(H31)	施設整備実施計画及び環境影響評価の継続	環境影響評価の継続	工事(造成)の着手	工事(造成)の継続	施設整備実施計画をR2年度に作成し、環境影響評価をR3年度までに終え、R4年度の工事着工を予定している。(R2年7月から一時中断中)	市民環境部	環境施設整備室
◆ごみ焼却施設の老朽化対策	13	—	主要設備の維持補修・整備工事を実施(H31)	主要設備の維持補修・整備工事を実施	主要設備の維持補修・整備工事を実施	主要設備の維持補修・整備工事を実施	主要設備の維持補修・整備工事を実施	東部環境事業所ごみ処理施設及び西部環境事業所ごみ処理施設は、ともに施設の老朽化が著しく、災害時にも安定して施設が稼働できるように、整備計画に基づき設備の維持補修及び整備を実施していく。	市民環境部	東・西部環境事業所施設課
◆徳島市災害廃棄物処理計画の策定	7	—	策定済(H28)	—	—	—	—	巨大災害が発生した場合に備え、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することを目的とし、平成28年度に策定している。	市民環境部	市民環境政策課
災害ボランティアコーディネーター養成講座の参加者数	15	単年	60人(H31)	60人	60人	60人	60人	災害ボランティアコーディネーターへのフォローアップや地域での実地訓練等を実施し、令和5年度に目標値60人を目指す。	保健福祉部	保健福祉政策課
災害ボランティアセンター体制整備事業5ヶ年計画(H29～R3)	16	—	計画3年目(H31)	計画4年目	計画終了	—	—	地域防災計画に基づき開設している災害ボランティアセンターにおいて、円滑なボランティア活動が行えるよう、必要な資機材整備を平成29年度から5ヶ年計画で支援する。	保健福祉部	保健福祉政策課
地籍調査進捗率	27	累計	24.13%(H30)	25.28%	25.74%	26.20%	26.67%	第7次国土調査事業10箇年計画の対象面積における地籍調査済み面積に法務局が実施する不動産登記法14条地図作成面積を加えた実質地籍調査進捗率とし、津波浸水想定区域内の早期完成を目指す。	都市整備部	都市政策課

◆印の施策は、再掲のものを示す

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
◆緊急輸送道路や避難路等に係る橋りょうの耐震化率	34	累計	66% (H31)	73%	76%	79%	82%	R8年度での100%達成を目標に耐震化を進める。	土木部	道路建設課
◆道路ストック点検の進捗率	38	累計	44% (H30)	60%	70%	80%	100%	道路照明灯、道路標識等の健全度を適切に把握するため、計画的に点検を実施し、安全な道路交通を確保する。	土木部	道路維持課

◆印の施策は、再掲のものを示す

対象とするプログラム：8-2,8-7

8-2	地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
8-7	速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
◆災害ボランティアコーディネーター養成講座の参加者数	15	単年	60人 (H31)	60人	60人	60人	60人	災害ボランティアコーディネーターへのフォローアップや地域での実地訓練を実施し、令和5年度に目標値60人を目指す。	保健福祉部	保健福祉政策課
◆災害ボランティアセンター体制整備事業5ヶ年計画（H29～R3）	16	—	計画3年目 (H31)	計画4年目	計画終了	—	—	地域防災計画に基づき開設している災害ボランティアセンターにおいて、円滑なボランティア活動が行えるよう、必要な資機材整備を平成29年度から5ヶ年計画で支援する。	保健福祉部	保健福祉政策課
◆徳島県企業BCP認定制度における市内企業者の認定数	20	累計	8社 (R1.12)	10社	12社	14社	16社	R元年度末時点で認定されている市内企業数は8社であった。今後は、年2社以上の登録数を保ち、R5年度には累計で16社以上が登録されるよう目指す。	経済部	経済政策課

◆印の施策は、再掲のものを示す

対象とするプログラム：8-6

8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
-----	--

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
◆地籍調査進捗率	27	累計	24.13% (H30)	25.28%	25.74%	26.20%	26.67%	第7次国土調査事業十箇年計画の対象面積における地籍調査済み面積に法務局が実施する不動産登記法14条地図作成面積を加えた実質地籍調査進捗率とし、津波浸水想定区域内の早期完成を目指す。	都市整備部	都市政策課

◆印の施策は、再掲のものを示す

(2) 横断的分野の重要業績指標一覧

横断的分野
1 リスクコミュニケーション分野

指標名	施策 No.	指標数値の性質	現状値	重要業績指標				目標値等の概要	担当					
				目標値（各年度末）					R2	R3	R4	R5	部局	課
				R2	R3	R4	R5							
地区自主防災連合組織結成状況（全29組織）	51	累計	28組織 (H31)	29組織	29組織	29組織	29組織	地区自主防災連合組織全29組織の結成を目指している。	危機管理局 消防局	防災対策課 予防課				
自主防災組織結成率	51	累計	45.7% 【45.7%(R1)】	45.8%	46.0%	46.5%	47.0%	結成率は自主防災組織への加入世帯数/徳島市の世帯数で算出している。	危機管理局	防災対策課				

【 】内の指標名、値等は、計画策定時（R2.3月）の指標名、値等を示す（指標名、値等に変更があった場合のみ）

1-32

横断的分野
2 人材育成分野

指標名	施策 No.	指標数値の性質	現状値	重要業績指標				目標値等の概要	担当					
				目標値（各年度末）					R2	R3	R4	R5	部局	課
				R2	R3	R4	R5							
避難所運営訓練実施地区数	57	累計	6地区 (R1)	6地区	8地区	10地区	12地区 【14地区】	年2地区について実施予定で、R元年度末までに6地区で実施してきた。（地域と協議の結果、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、R2年度は実施しない）	危機管理局	防災対策課				
市民によるCPR（心肺蘇生法）実施率	61	単年	45% (H31)	45%	50%	55%	60%以上	年間200人の心肺停止傷病者事例に対し、応急手当の普及啓発を行い、CPR実施率の向上を目指す。各年度の実施率は実施目標者数/200で算出している。	消防局	警防課				
小・中学校（指定学年）の実施率 【小・中学校（指定学年）の受講率】	62	単年	単年度での 実施率 100%(H31)	単年度での 実施率100%	単年度での 実施率100%	単年度での 実施率100%	単年度での 実施率100%	市内の小・中学生に対し実施する。また、R2年度から希望する高校生に対し実施する。（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためR2年度は中止とした。）	消防局	警防課				

【 】内の指標名、値等は、計画策定時（R2.3月）の指標名、値等を示す（指標名、値等に変更があった場合のみ）

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
移動消防署の実施	70	単年	11校(H30) 小学校33校を3年間のローリング方式で実施	中止	実施率100% (12校)	実施率100% (11校)	実施率100% (10校)	小学校33校（市立30校、私立2校、国立1校）を3年間のローリング方式で実施し、実施率100%を目指す。（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためR2年度は中止とした。当初目標は12校での実施としていた）	消防局	予防課
市民防災指導員活用実績	71	単年	125人 (H31)	中止	120人	120人	120人	市民防災指導員を研修会講師や防災訓練の補助者として120人の活用を目指す。（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためR2年度は中止とした。当初目標は120人としていた）	消防局	予防課
市民を対象とした防火・防災教室（講演等）実施状況	73	単年	41,485人 (H30)	中止	50,000人	50,000人	50,000人	防火・防災訓練等への参加者数50,000人を目指す。（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためR2年度は中止とした。当初目標は50,000人としていた）	消防局	予防課
中学校に「防災クラブ」を設置 （市立中学校15校）	78	累計	11校 (H31)	11校	13校	14校	15校	毎年、新規事業実施校を増やしている。R2年度は、徳島中学校が行っている。R3年度は八万中・入田中、R4年度は国府中、R5年度は加茂名中が実施を予定している。	教育委員会	学校教育課

横断的
分野
3

官民連携分野

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
指定金融機関との連携取組の推進	74	—	—	—	—	指定金融機関（阿波銀行）が策定したBCPと本市の業務の連携関係を確認する	—	県が進める指定金融機関との連携について、「大規模災害時資金安定供給連携協議会」等において情報交換を行いながら、同時期に本市と指定金融機関との連携関係の確認を進めていくため、取組内容が数値化できるものではない。	会計管理者	会計課

横断的
分野
4

長寿命化対策分野

指標名	施策 No.	重要業績指標						担当		
		指標数値 の性質	現状値	目標値（各年度末）				目標値等の概要	部局	課
				R2	R3	R4	R5			
長寿命化対策の橋りょう数	35	累計	11橋 (R2)	46橋	76橋	110橋	149橋	徳島市の管理する橋りょうについて、「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」の行動計画における目標値に準拠している。	土木部 経済部	道路建設課 道路維持課 耕地課
長寿命化計画（H25～H31）に基づく改築工事の進捗率	41	累計	80% (H30)	80%	80%	80%	80%	長寿命化計画に基づく改築工事は、H31年度（進捗率80%）で事業が終了しており、今後はストックマネジメント計画に基づく改築工事を進め、現状値0%（H31）から目標値100%（R5）までの直線補間により、年次ごとの目標値を定める。	上下水道局	下水道整備課
ストックマネジメント計画（R1～R5）に基づく改築工事の進捗率	41	累計	0% (H31)	25%	50%	75%	100%		上下水道局	下水道整備課
都市下水路ストックマネジメント計画（R1～R5）の策定数	41	累計	2 (R2)	2	3	3	4	都市下水路施設の老朽化状態を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら計画的かつ効率的な施設管理計画を策定する。	土木部	河川水路課
学校施設の長寿命化計画策定	75	—	策定中 (H31)	策定済 【策定】	—	—	—	学校施設の長寿命化計画については、R2年度中の策定ととしていたが、当初予定を前倒しし、令和元年度中に策定済である。	教育委員会	総務課
災害対策連絡所への避難道路点検の進捗率	88	累計	0% (R2)	0%	32%	64%	100%	災害時に市内各地区で避難所の開設等の初動対応を行う災害対策連絡所28施設にアクセスする市道を点検して、避難道路の安全を確保する。	土木部	道路維持課

【 】内の指標名、値等は、計画策定時（R2.3月）の指標名、値等を示す（指標名、値等に変更があった場合のみ）

<備考> 徳島市国土強靱化地域計画（令和2年3月）の修正箇所

徳島市国土強靱化地域計画の重要業績指標及び参考資料について、計画を策定した令和2年3月以降に修正のあった箇所を以下に示す。

○重要業績指標に関する修正

施策No	修正内容			
	変更箇所	修正前 (徳島市国土強靱化地域 計画での記載内容)	修正後 (別紙1「施策及び重要業績指標 一覧」での記載内容)	修正理由
22	現状値	99,882m ² (H30)	399,882m ² (H30)	記載の誤り
35	現状値	設定なし	11橋(R2)	新たに重要業績指標を設定
	目標値	設定なし	149橋(R5)	新たに重要業績指標を設定
37	現状値	0%(H30)		施策No.35に統合したことにより、施策No.37の重要業績指標を削除
	目標値	100%(R5)		

1-35

○参考資料（徳島市国土強靱化地域計画 P.74～P.83）の修正

ページ 番号	修正内容		
	変更箇所	修正前 (徳島市国土強靱化地域 計画での記載内容)	修正後
74	計画の策定経過 令和元年 第1回 徳島市国土強靱化地域計画 策定会議の開催日	7月23日	7月25日

(3) 本市強靱化に関連する国、県及び関係機関の主な重要業績指標一覧（令和2年3月時点）

指標名	関連指標No	重要業績指標			関係する主な機関等 (本市以外)
		内訳	現状値	目標値	
徳島東部都市計画区域マスタープランの策定	1	徳島県	見直し着手(H30)	策定(R4)	徳島県
緊急輸送道路等における橋梁(15m以上)の耐震化率	2	国	48%(H30)	91%(R4)	国
無電柱化した徳島市内の道路の延長(累計)	3	国	14.6km(H30)	16.4km(R4)	国、徳島県
四国横断自動車道(徳島JCT~徳島東IC(仮称))の整備	4	徳島県	工事促進中(H30)	供用(R3)	西日本高速道路株式会社
四国横断自動車道(徳島東IC(仮称)~小松島IC(仮称))の整備	5	国	工事促進中(H30)	工事促進中(R4)	国
四国横断自動車道津田地区への追加IC設置	6	徳島県	工事推進中(H30)	設置(R2)	徳島県
徳島環状道路(延長約35km)の整備	7	国	工事施工中(H30)	工事促進中(R4)	国、徳島県
徳島小松島港沖洲(外)地区の防波堤の延伸整備	8	徳島県	防波堤延伸(H30)	完成(R1)	国、徳島県
徳島東ICと複合一貫輸送ターミナルを直結する臨港道路の整備	9	徳島県	整備中(H30)	部分供用(R3) 完成(R4)	徳島県
「津波避難対策緊急事業計画」の策定支援	10	徳島県	75.0%(H30)	100%(R4)	国、徳島県
広域防災拠点となる県営都市公園設備の防災機能強化(対象3公園)	11	徳島県	調査設計着手(H30)	9設備工事着手(R4)	徳島県
鉄道高架事業の推進	12	徳島県	関係機関協議(H30)	用地買収中(R4)	徳島県、 四国旅客鉄道株式会社
吉野川・今切川の地震・津波対策の促進	13	国	工事施工中(H30)	工事促進中(R4)	国
水門・樋門等の自動化・閉鎖率	14	国	100%(H30)	100%(R4)	国
吉野川・今切川の整備の促進	15	国	工事施工中(H30)	工事施工中(R4)	国
県管理河川(重点対策河川)の整備の推進	16	徳島県	70%(H30)	80%(R4)	徳島県
危機管理型水位計の整備	17	徳島県	—(H30)	50箇所(R4)	国、徳島県
		国	—(H30)	0箇所(R2)	
洪水浸水想定区域図の作成	18	徳島県	9河川(H30)	16河川(R1)	国、徳島県
		国	2河川(H30)	2河川(R1)	
洪水タイムラインの作成	19	徳島県	4河川(H30)	16河川(R1)	国、徳島県
		国	—(H30)	3河川(R1)	
海岸におけるソフト・ハード一体的な高潮・侵食対策の推進	20	徳島県	推進(H30)	推進(R4)	国、徳島県
老朽化対策に着手した施設数 (排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、漁港施設)	21	国	排水機場 0基(H30)	排水機場 1基(R4)	国
			橋梁 5橋(H30)	橋梁 7橋(R4)	国
			トンネル 1トンネル(H30)	トンネル 1トンネル(R4)	国
土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所の保全施設数(累計)	22	徳島県	305施設(H30)	355施設(R4)	国、徳島県
土砂災害警戒区域の指定率	23	徳島県	81%(H30)	100%(R1)	徳島県
農業用ため池に関するデータベース整備・周知	24	徳島県	—(H30)	整備・周知(R2)	農林水産省
B C P策定病院数	25	徳島県	20病院(H30)	40病院(R4)	徳島県
事前復興の取組の推進	26	徳島県	—(H30)	24市町村(R4)	徳島県
緊急輸送道路における重点整備区間の改良率	27	徳島県	65%(H30)	75%(R4)	国、徳島県、 西日本高速道路株式会社
		国	1箇所・5.9km(H30)	1箇所・5.9km(R4)	

※重要業績指標の現状値及び目標値について、内訳欄が「徳島県」の場合は、徳島県国土強靱化地域計画（令和元年11月）で示された県内全体での値を示す。
内訳欄が「国」の場合は、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所管轄のうち、徳島市に該当する値を示す。

(4) 徳島市国土強靱化地域計画施策と交付金・補助金等要素事業名の対照表(令和3年1月22日時点)

交付金・補助金等種類	事業種別	種別1	種別2	要素となる事業名	事業内容	事業実施期間(終了)	重点計画対象	地域計画施策番号	担当課
防災・安全交付金	道路	市町村道	計画調査	南佐古山手線ほか	路面性状調査	R3			道路維持課
防災・安全交付金	道路	市町村道	計画調査	南岩延・桜間線ほか	道路付属物点検	R3			道路維持課
防災・安全交付金	道路	市町村道	計画調査	昭和町南・大道線ほか	路面下空洞調査	R3			道路維持課
防災・安全交付金	道路	市町村道	計画調査	徳島駅・西須賀線ほか	道路施設維持修繕計画策定	R3			道路維持課
防災・安全交付金	道路	市町村道	交安	(他)大松・三軒屋堤上線	橋梁改築 L=0.05km	R3	○	34	道路建設課
防災・安全交付金	道路	市町村道	修繕	(1)富田橋通り線ほか	橋梁耐震補強 73橋	R3		34	道路建設課
防災・安全交付金	道路	市町村道	交安	かちどき橋・大道線ほか	カラー舗装	R3			道路建設課
防災・安全交付金	道路	市町村道	修繕	(他)外籠・籠線	防災震災対策	R3		36	道路建設課
社会資本整備総合交付金	道路	市町村道	改築	(他)北沖洲4丁目東線ほか	バイパス L=0.4km	R3			道路建設課
社会資本整備総合交付金	道路	市町村道	改築	(他)旭野北7号線ほか	現道拡幅L=0.4km	R3		33	広域道整備課
社会資本整備総合交付金	道路	市町村道	改築	(他)富久東6号線	現道拡幅 L=0.1km	R3		33	広域道整備課
社会資本整備総合交付金	道路	市町村道	改築	(他)川内横断側道13号線	バイパス L=4.2km	R4	○	33	広域道整備課
社会資本整備総合交付金	道路	市町村道	改築	(他)旭野中央線	現道拡幅 L=0.9km	R4	○	33	広域道整備課
社会資本整備総合交付金	道路	市町村道	改築	(他)小松北線ほか	現道拡幅 L=1.25km	R4	○	33	広域道整備課
社会資本整備総合交付金	街路	S街路	改築	(都)住吉万代園瀬橋線 南昭和工区	現道拡幅L=0.4km	R3		28	まちづくり推進課
社会資本整備総合交付金	再開発	-	-	徳島駅前再生再開発支援事業	リノベーション 1.4ha	R3			まちづくり推進課
防災・安全交付金	下水道	ポンプ場	改築	八万ポンプ場地震・津波対策	地震・津波対策の検討及び対策の実施	R7	○	39	河川水路課
防災・安全交付金	下水道	ポンプ場	改築	津田中央排水区ストックマネジメント計画	ストックマネジメント計画の策定、ポンプ場機械電気設備等改築更新	R4	○	41	河川水路課
防災・安全交付金	下水道	ポンプ場	改築	新浜排水区ストックマネジメント計画	ストックマネジメント計画の策定、ポンプ場機械電気設備等改築更新	R5	○	41	河川水路課
防災・安全交付金	下水道	管渠(雨水)	新設	雨水管渠築造(田宮西)	雨水渠 □1.2×1.3 L=200m	R7	○	40	河川水路課
防災・安全交付金	下水道	管渠(雨水)	新設	雨水管渠築造(八万南)	雨水渠 □2.0×1.4 L=360m	R7	○	40	河川水路課
防災・安全交付金	下水道	管渠(雨水)	新設	雨水管渠築造(田宮北)	雨水渠 □1.2×1.2 L=215m	R5	○	40	河川水路課
防災・安全交付金	下水道	ポンプ場	新設	田宮西雨水ポンプ場増設	田宮西雨水ポンプ場増設 Q=2.80m ³ /s	R4	○	40	河川水路課
防災・安全交付金	下水道	ポンプ場	改築	八万排水区ストックマネジメント計画	ストックマネジメント計画の策定、ポンプ場機械電気設備等改築更新	R7	○	41	河川水路課
防災・安全交付金	下水道	ポンプ場	改築	津田中央ポンプ場地震・津波対策	地震・津波対策の検討及び対策の実施	R7	○	39	河川水路課
防災・安全交付金	下水道	ポンプ場	改築	津田北部ポンプ場地震・津波対策	地震・津波対策の検討及び対策の実施	R7	○	39	河川水路課
防災・安全交付金	下水道	ポンプ場	改築	新浜ポンプ場地震・津波対策	地震・津波対策の検討及び対策の実施	R7	○	39	河川水路課
防災・安全交付金	下水道	-	-	内水浸水想定区域図作成	内水浸水想定区域図作成	R4	○	40	河川水路課
社会資本整備総合交付金	下水道	管渠(汚水)	新設	管渠整備	汚水管 φ200~500mm、L=27,000m	R7	○		下水道整備課
社会資本整備総合交付金	下水道	-	-	施設計画見直し	施設計画見直し	R7	○		下水道整備課
社会資本整備総合交付金	下水道	-	-	汚水適正処理構想策定	汚水適正処理構想策定	R3	○		下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	終末処理場	改築	中央浄化センター地震・津波対策	地震・津波対策の検討及び対策の実施	R7		39	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	ポンプ場	改築	佐古ポンプ場地震・津波対策	地震・津波対策の検討及び対策の実施	R7		39	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	ポンプ場	改築	内町ポンプ場地震・津波対策	地震・津波対策の検討及び対策の実施	R7		39	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	ポンプ場	改築	昭和ポンプ場地震・津波対策	地震・津波対策の検討及び対策の実施	R7		39	下水道整備課

交付金・補助金等種類	事業種別	種別1	種別2	要素となる事業名	事業内容	事業実施期間(終了)	重点計画対象	地域計画施策番号	担当課
防災・安全交付金	下水道	終末処理場	改築	北部浄化センターストックマネジメント計画	ストックマネジメント計画の策定、機械電気設備等改築更新	R7		41	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	管渠(合流)	改築	管路施設ストックマネジメント計画(全分区)	ストックマネジメント計画の策定	R7		41	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	終末処理場	改築	中央浄化センターストックマネジメント計画	ストックマネジメント計画の策定、機械電気設備等改築更新	R7		41	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	ポンプ場	改築	佐古ポンプ場ストックマネジメント計画	ストックマネジメント計画の策定、機械電気設備等改築更新	R7		41	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	ポンプ場	改築	内町ポンプ場ストックマネジメント計画	ストックマネジメント計画の策定、機械電気設備等改築更新	R7		41	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	ポンプ場	改築	昭和ポンプ場ストックマネジメント計画	ストックマネジメント計画の策定、機械電気設備等改築更新	R7		41	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	管渠(合流)	改築	管路施設ストックマネジメント計画(全分区)	ストックマネジメント計画の策定、改築φ700～□2,500×2,500mm L=3,578m	R7		41	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	管渠(汚水)	改築	管路施設ストックマネジメント計画(竜王処理区)	ストックマネジメント計画の策定	R7		41	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	終末処理場	改築	竜王団地汚水処理場ストックマネジメント計画	ストックマネジメント計画の策定、機械電気設備等改築更新	R7		41	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	管渠(汚水)	改築	管路施設ストックマネジメント計画(しらすぎ台処理区)	ストックマネジメント計画の策定	R7		41	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	終末処理場	改築	しらすぎ台団地汚水処理場ストックマネジメント計画	ストックマネジメント計画の策定、機械電気設備等改築更新	R7		41	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	管渠(汚水)	改築	管路施設ストックマネジメント計画(丈六処理区)	ストックマネジメント計画の策定	R7		41	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	終末処理場	改築	丈六団地汚水処理場ストックマネジメント計画	ストックマネジメント計画の策定、機械電気設備等改築更新	R7		41	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	ポンプ場	新設	昭和ポンプ場増設	昭和ポンプ場増設 Q=2.25m ³ /s	R4		40	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	終末処理場	改築	丈六団地汚水処理場地震対策	地震対策の検討及び対策の実施	R7		39	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	終末処理場	改築	しらすぎ台団地汚水処理場地震対策	地震対策の検討及び対策の実施	R7		39	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	終末処理場	改築	竜王団地汚水処理場地震対策	地震対策の検討及び対策の実施	R7		39	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	処理場 ポンプ場	改築	下水道施設耐水化計画	耐水化計画の策定、下水道施設の耐水化の実施	R7		39	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	ポンプ場	改築	福島ポンプ場ストックマネジメント計画	ストックマネジメント計画の策定、機械電気設備等改築更新	R7	○	41	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	ポンプ場	改築	常三島ポンプ場ストックマネジメント計画	ストックマネジメント計画の策定、機械電気設備等改築更新	R7	○	41	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	ポンプ場	改築	福島ポンプ場地震・津波対策	地震・津波対策の検討及び対策の実施	R7	○	39	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	ポンプ場	改築	常三島ポンプ場地震・津波対策	地震・津波対策の検討及び対策の実施	R7	○	39	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	ポンプ場	改築	眉山ポンプ場ストックマネジメント計画	ストックマネジメント計画の策定、機械電気設備等改築更新	R7	○	41	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	—	—	施設計画見直し	施設計画見直し(徳島市公共下水道計画)	R7	○	40	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	管渠(雨水)	新設	雨水管渠築造(北部)	雨水渠 φ500mm～U1,700mm×900mm L=3,000m	R7	○	40	下水道整備課
防災・安全交付金	下水道	ポンプ場	改築	眉山ポンプ場地震・津波対策	地震・津波対策の検討及び対策の実施	R7	○	39	下水道整備課
社会資本整備総合交付金	下水道	—	—	徳島市公共下水道接続助成金交付	接続箇所 N=625戸	R7	○		お客様センター

交付金・補助金等種類	事業種別	種別1	種別2	要素となる事業名	事業内容	事業実施期間(終了)	重点計画対象	地域計画施策番号	担当課
社会資本整備総合交付金	住宅	—	—	公営住宅等整備事業	公営住宅整備(宮島団地外)	R2			住宅課
防災・安全交付金	住宅	—	—	公営住宅等ストック総合改善事業	公営住宅既存ストックの改善事業(市営末広住宅外)	R7		31	住宅課
社会資本整備総合交付金	住宅	—	—	公営住宅等ストック総合改善事業	公営住宅既存ストックの改善事業(市営末広住宅外)	R7		31	住宅課
社会資本整備総合交付金	住宅	—	—	住宅地区改良事業等(空き家再生等推進事業)	空き家実態把握	R7			住宅課
社会資本整備総合交付金	住宅	—	—	公的賃貸住宅家賃低廉化事業	高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助	R7			住宅課
防災・安全交付金	住宅	—	—	公営住宅等整備事業	老朽化した公営住宅の建替事業(矢三西団地)	R4	○	32	住宅課
社会資本整備総合交付金	住宅	—	—	公営住宅等整備事業	公営住宅の整備に係る仮住居借上助成等	R2			住宅課
社会資本整備総合交付金	住宅	—	—	住宅地区改良事業等(空き家再生等推進事業)	老朽危険空き家解体等	R7		29	建築指導課
防災・安全交付金	住宅	—	—	住宅・建築物安全ストック形成事業	住宅・建築物の耐震化	R7		30	建築指導課
社会資本整備総合交付金	住宅	—	—	徳島市狭あい道路整備等促進事業	狭あい道路の拡幅等・市内全域	R7			建築指導課
防災・安全交付金	住宅	—	—	住宅・建築物安全ストック形成事業	住宅・建築物のアスベスト改修等	R7			建築指導課
防災・安全交付金	住宅	—	—	住宅・建築物安全ストック形成事業	ブロック塀等の安全対策事業	R7			建築指導課
防災・安全交付金	住宅	—	—	住宅・建築物安全ストック形成事業	民間住宅の耐震改修等事業	R7			建築指導課
社会資本整備総合交付金	都市再生	—	—	徳島都心地区都市再生整備計画事業	高室空間形成施設 220ha	R2			まちづくり推進課
防災・安全交付金	都市防災	—	—	都市防災総合推進事業	津波避難施設整備	R2	○	45	危機管理課
道路局所管補助金	補助事業	—	—	道路メンテナンス事業	点検結果を踏まえ策定される長寿命化計画に基づき実施される道路メンテナンス事業(橋りょう、トンネル等の修繕・更新等)	—	○	34、35	道路維持課 道路建設課 耕地課
緊急自然災害防止対策事業債	下水道	—	—	流域治水対策事業	雨水貯留施設整備延長 430m	R7		40	河川水路課

別紙 2 その他資料編

目 次

1	本市の特性に関する資料	
	(1) 徳島市の気象.....	2-1
	(2) 徳島市の人口.....	2-2
2	SDGsについて.....	2-4
3	各種被害想定について	
	(1) 南海トラフ巨大地震.....	2-5
	(2) 中央構造線・活断層地震.....	2-13
	(3) 大規模風水害（洪水）.....	2-18
	(4) 大規模土砂災害.....	2-22
	(5) 大雪.....	2-22
4	「国土強靱化」とは（強靱な社会のイメージ）.....	2-23

1 本市の特性に関する資料

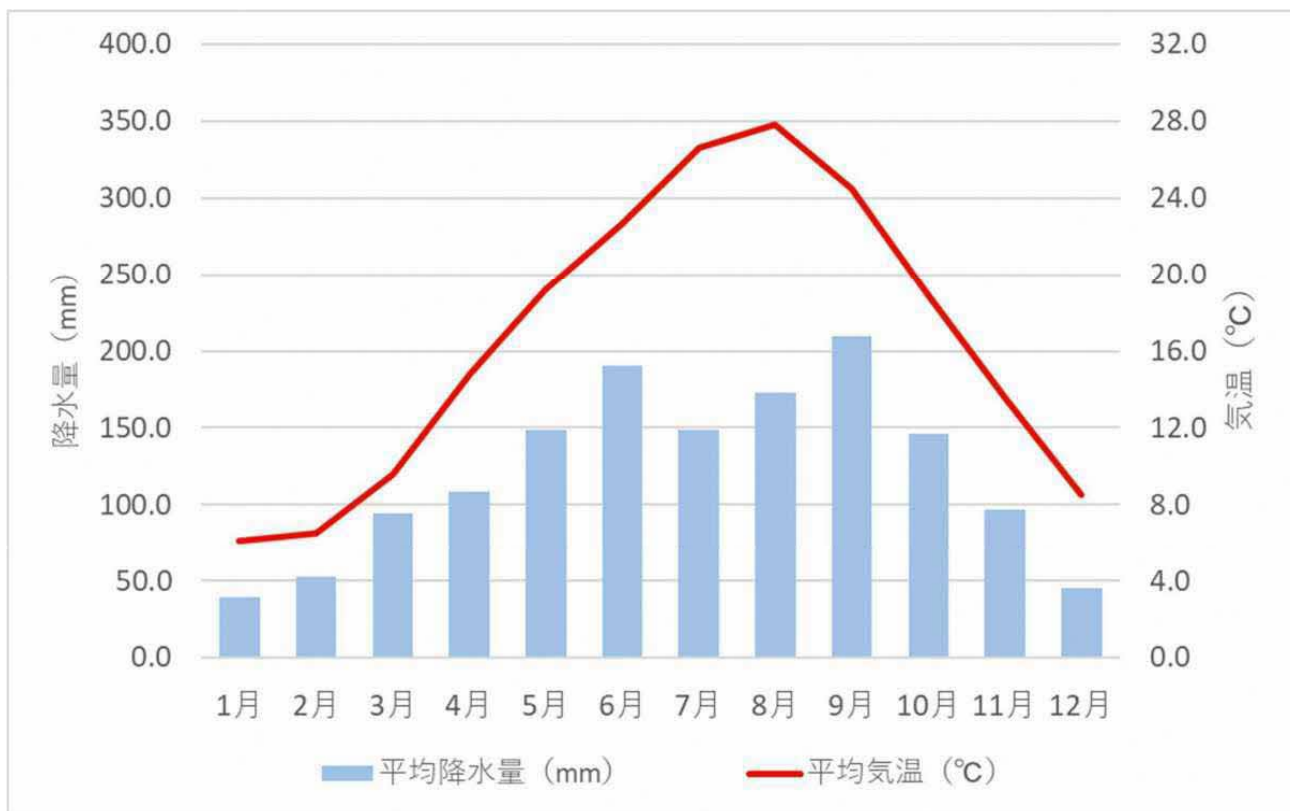
(1) 徳島市の気象

表 1 徳島市の気象データ

(昭和 56 年から平成 22 年まで 30 年間の月別平均気温及び月別平均降水量)

月	平均降水量 (mm)	平均気温 (°C)			風向・風速 (m/s)		日照時間 (h)	雪 (cm)		
		平均	日最高	日最低	平均 風速	最多 風向		降雪の深さ		最深 積雪
								合計	日合計	
1月	38.9	6.1	9.8	2.7	3.4	西北西	157.5	30	30	30
2月	52.8	6.5	10.5	2.8	3.4	西北西	150.2	3	2	2
3月	94.5	9.6	13.8	5.6	3.3	西北西	171.2	1	1	1
4月	108.2	14.8	19.4	10.5	3.3	西北西	192.9	0	0	0
5月	148.4	19.2	23.6	15.2	3.2	南南東	196.8	--	--	--
6月	190.8	22.7	26.6	19.6	2.8	南南東	157.9	--	--	--
7月	148.8	26.6	30.3	23.6	2.8	南南東	195.2	--	--	--
8月	172.9	27.8	31.9	24.6	3.2	南南東	230.4	--	--	--
9月	210.0	24.5	28.3	21.4	2.9	西北西	159.9	--	--	--
10月	146.2	18.9	22.8	15.4	2.8	西北西	166.7	--	--	--
11月	97.2	13.5	17.5	9.8	2.9	西北西	150.8	--	--	--
12月	45.2	8.5	12.5	4.9	3.2	西北西	163.3	0	0	0

(資料参照：徳島地方気象台資料)



(資料参照：徳島地方気象台資料)

図 1 徳島市の気象データ

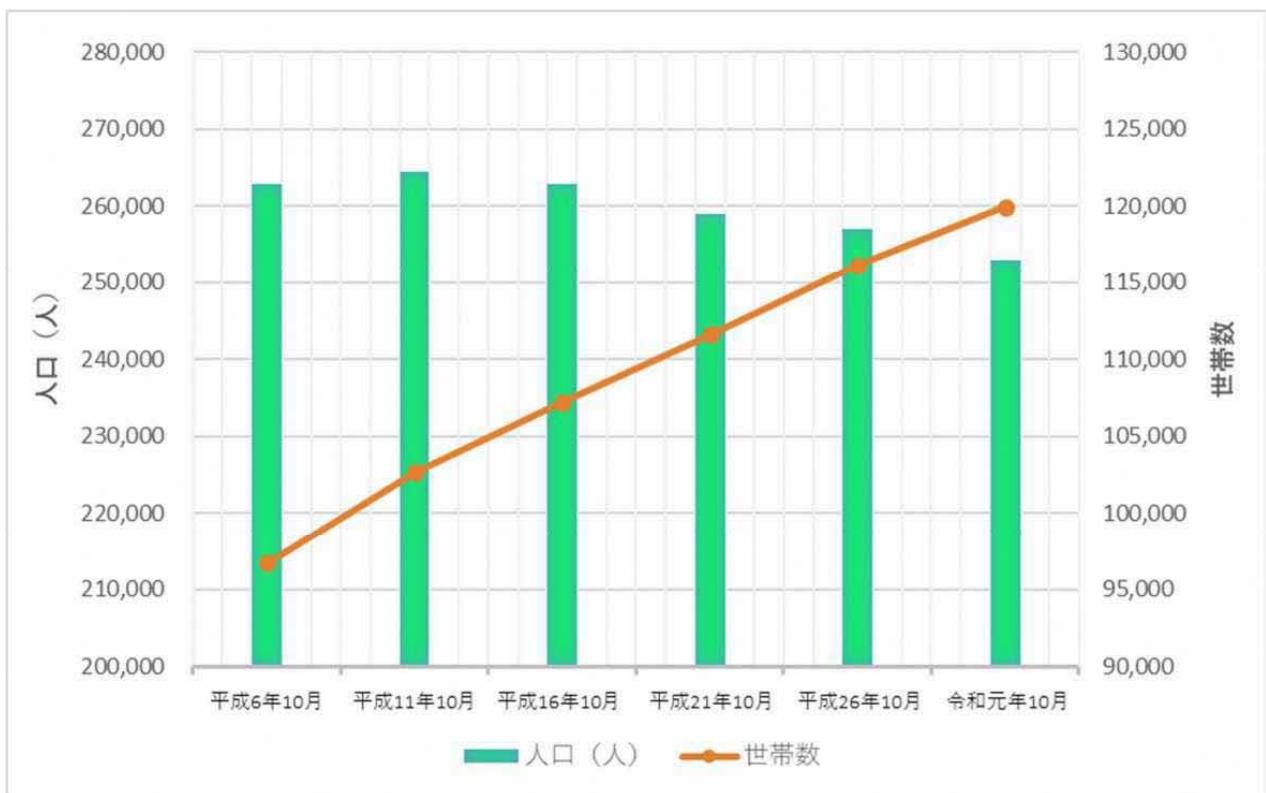
(昭和 56 年から平成 22 年まで 30 年間の月別平均気温及び月別平均降水量)

(2) 徳島市の人口

表2 人口・世帯の推移

年次	世帯数		人口(人)			
	世帯	増減数	総数	男	女	増減数
平成6年10月	96,701	-	262,821	125,546	137,275	-
平成11年10月	102,655	5,954	264,447	126,398	138,049	1,626
平成16年10月	107,203	4,548	262,837	125,320	137,517	△ 1,610
平成21年10月	111,577	4,374	258,884	123,041	135,843	△ 3,953
平成26年10月	116,143	4,566	257,067	121,908	135,159	△ 1,817
令和元年10月	119,927	3,784	252,984	120,080	132,904	△ 4,083

(資料参照：徳島市住民基本台帳)



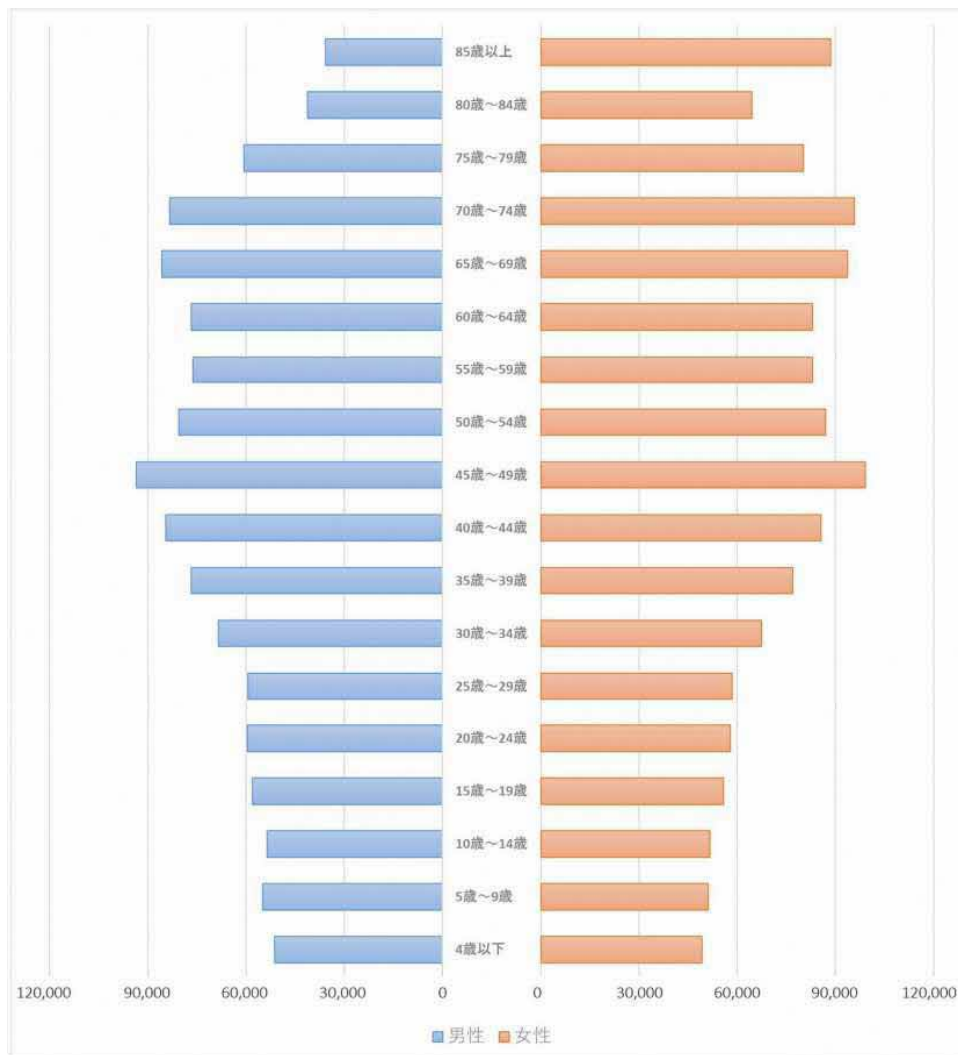
(資料参照：徳島市住民基本台帳)

図2 人口・世帯の推移

表3 人口ピラミッド（令和元年10月時点）

年齢	男性	女性
4歳以下	5,127	4,925
5歳～9歳	5,501	5,108
10歳～14歳	5,348	5,169
15歳～19歳	5,804	5,587
20歳～24歳	5,969	5,794
25歳～29歳	5,943	5,843
30歳～34歳	6,848	6,734
35歳～39歳	7,680	7,690
40歳～44歳	8,451	8,558
45歳～49歳	9,354	9,916
50歳～54歳	8,055	8,699
55歳～59歳	7,632	8,303
60歳～64歳	7,677	8,293
65歳～69歳	8,580	9,372
70歳～74歳	8,337	9,585
75歳～79歳	6,066	8,022
80歳～84歳	4,130	6,447
85歳以上	3,578	8,859

（資料参照：徳島市住民基本台帳）



（資料参照：徳島市住民基本台帳）

図3 人口ピラミッド（令和元年10月時点）

2 SDGsについて

◆SDGsの17の目標

- ①あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- ②飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- ③あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- ④すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- ⑤ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- ⑥すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- ⑦すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- ⑧包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- ⑨強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- ⑩各国内及び各国間の不平等を是正する
- ⑪包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- ⑫持続可能な生産消費形態を確保する
- ⑬気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- ⑭持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- ⑮陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- ⑯持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- ⑰持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



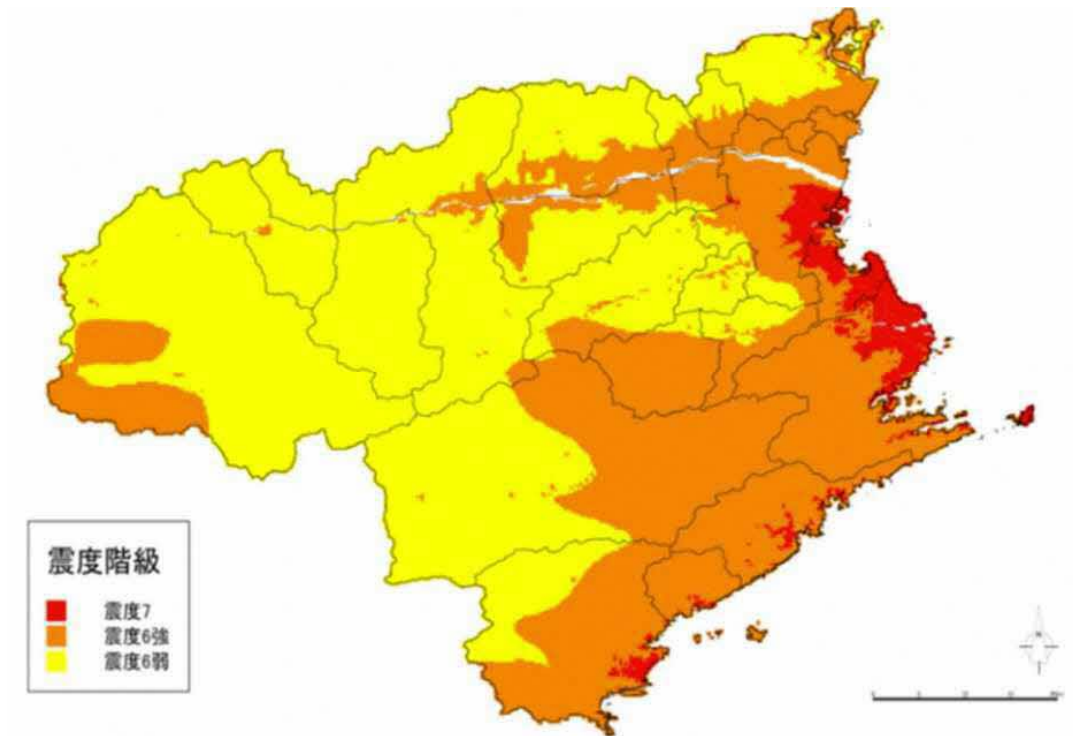
※SDGsとは

2015年9月の国連総会で、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。2030年までの「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられ、「誰一人取り残さない（leaveno one behind）」社会の実現を目指し、国連に加盟するすべての国が、あらゆる形態の貧困や飢餓の撲滅、質の高い教育の確保、気候変動やその影響の軽減などの取組むこととしています。

3 各種被害想定について

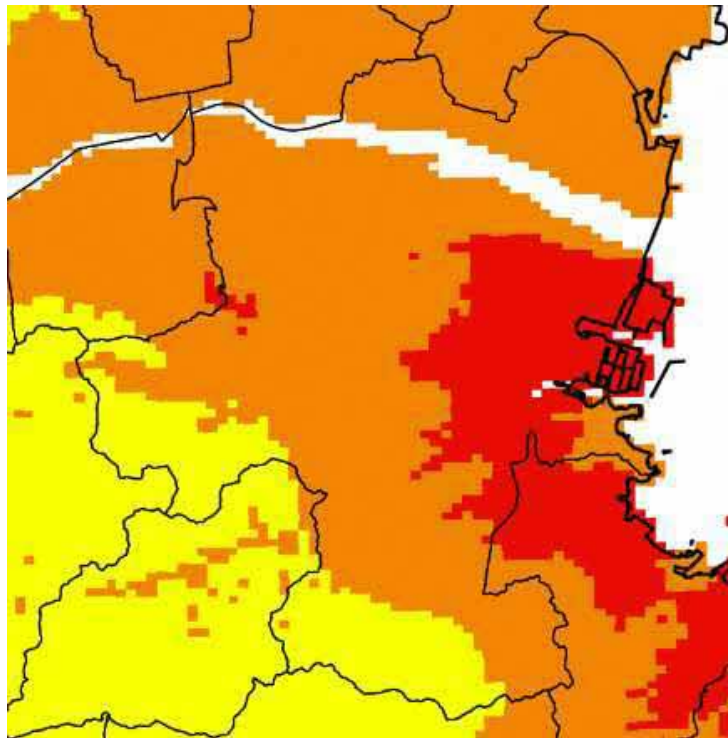
(1) 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震について、徳島県の被害想定（第一次・第二次）等の資料を示す。

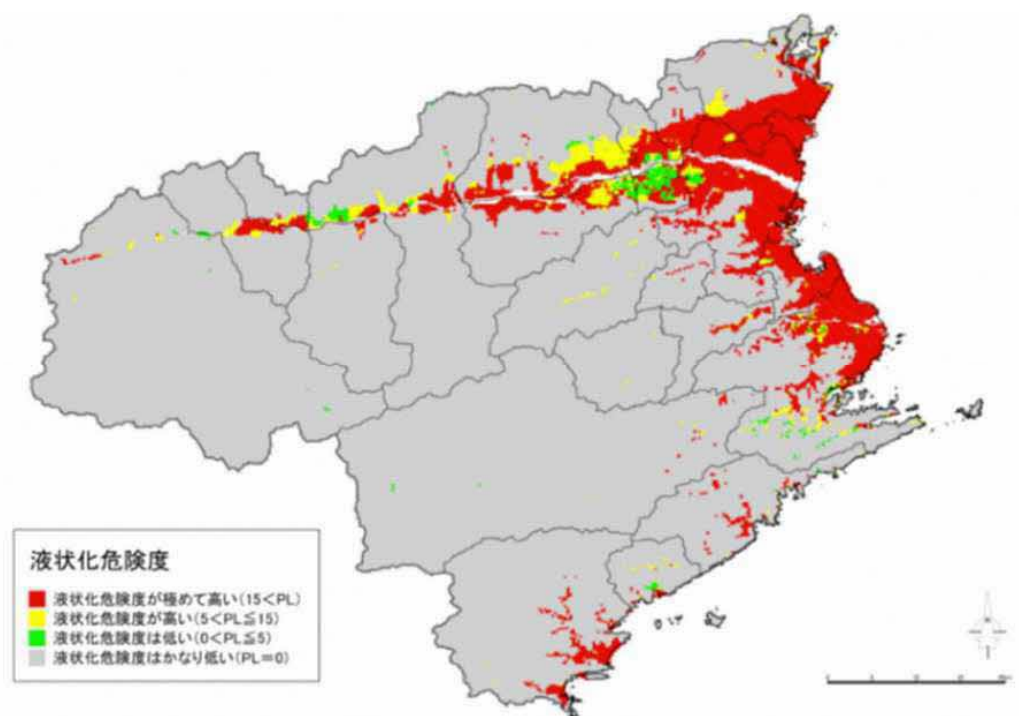


図の出典：徳島県 安心とくしま「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）の公表について」
「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」（平成29年7月）

図4 南海トラフ巨大地震 被害想定 震度分布図

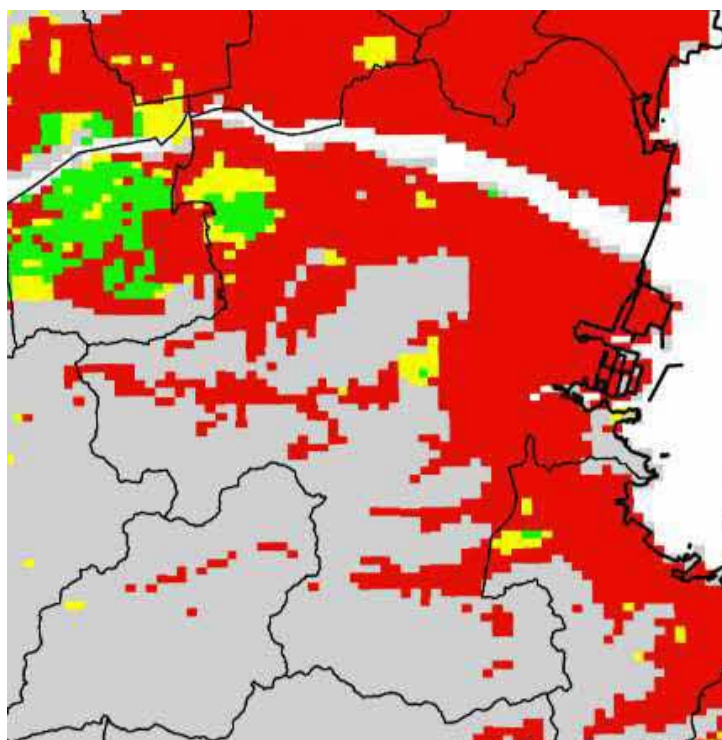


（徳島市域拡大図）

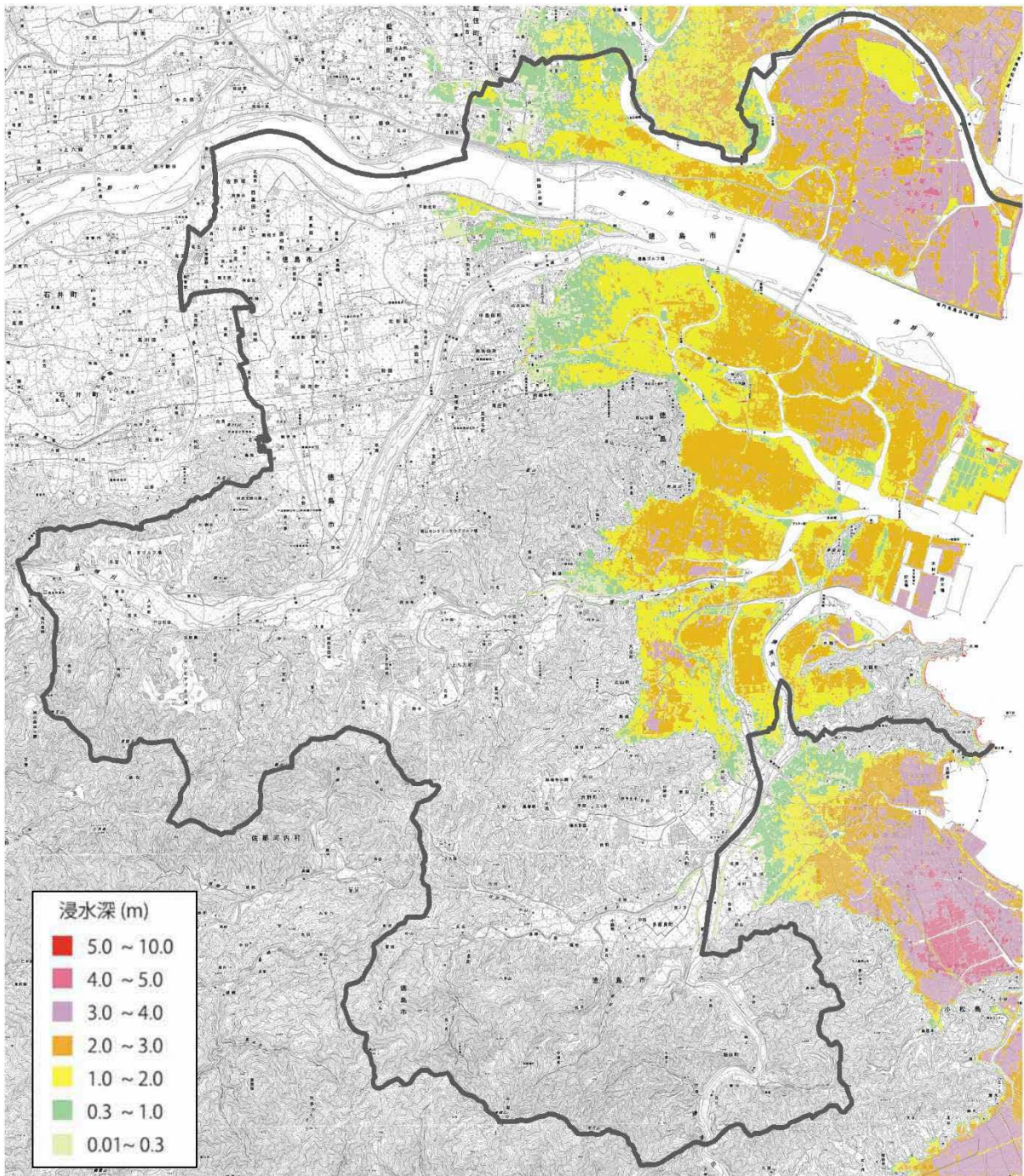


図の出典：徳島県 安心とくしま「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）の公表について」
「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」（平成 29 年 7 月）

図 5 南海トラフ巨大地震 被害想定 液状化危険度分布図

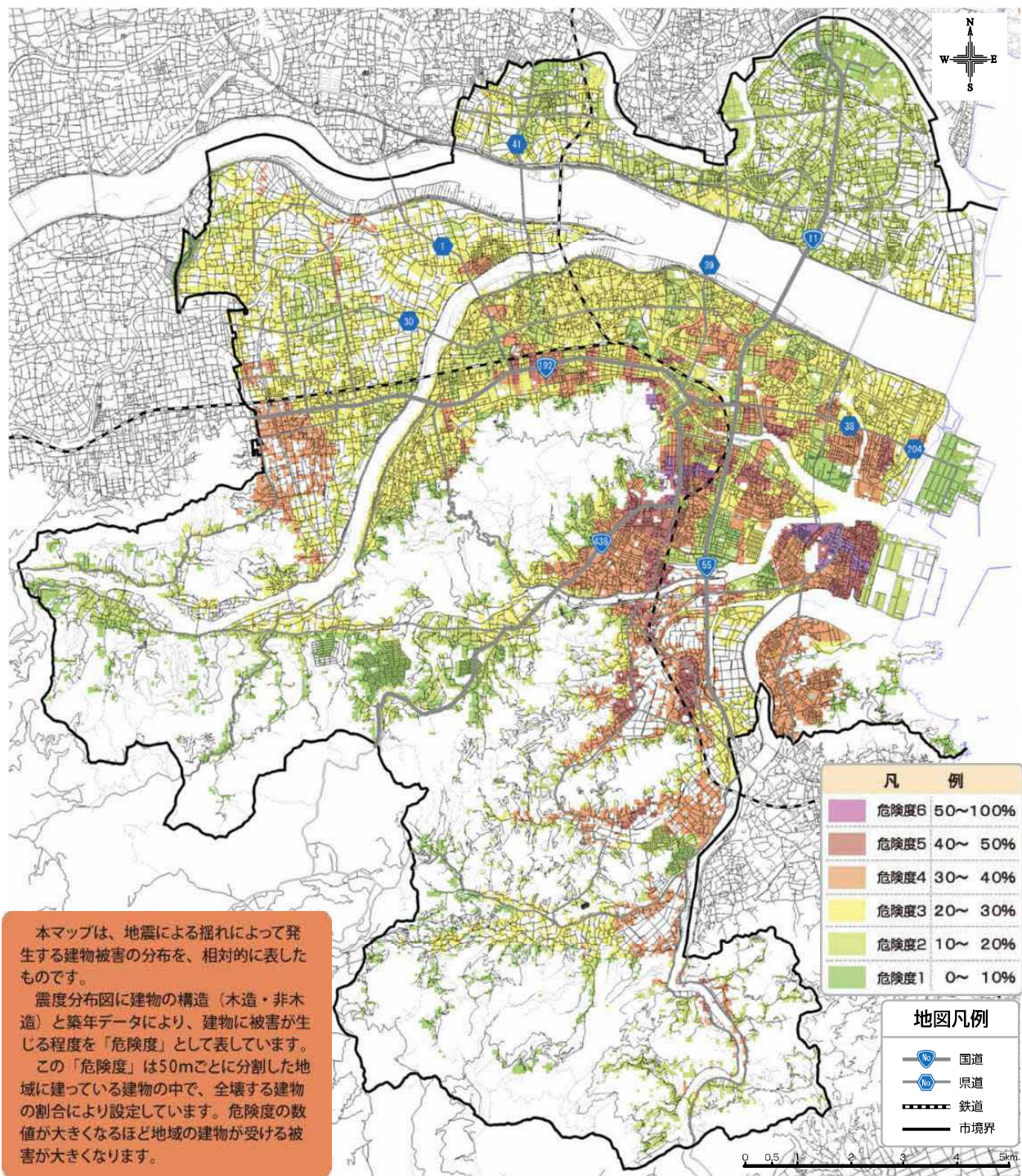


（徳島市域拡大図）



※この地図は、国土地理院発行の数値地図 25000 を使用したものである。

図 6 南海トラフ巨大地震津波浸水予測図（レベル 2 地震・津波）



※この地図は、国土地理院発行の数値地図 25000 を使用したものである。

図 7 揺れに対する建物倒壊危険度マップ

表4 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（徳島市の人的・物的・ライフライン等の被害）

建物全壊・焼失棟数（棟）

揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火 災			合計		
				冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
22,300	190	70	16,200	4,700	7,500	9,600	43,500	46,200	48,300

建物半壊棟数（棟）

揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災	合計
12,500	3,100	110	9,700	-	25,500

死者数一覧（人）

揺れ（うち家具転倒）			急傾斜			津波（うち自力脱出困難者）			火災		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
1,400 (130)	910 (80)	1,000 (90)	※	※	※	8,600 (4,400)	7,500 (3,700)	7,100 (3,700)	410	490	780
ブロック塀・自動販売機転倒等			合計								
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時						
0	※	※	10,400	8,900	9,000						

負傷者一覧（人）

揺れ（うち家具転倒）			急傾斜			津 波			火災		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
5,500 (2,200)	4,500 (1,600)	4,300 (1,600)	※	※	※	※	※	※	640	850	1,100
ブロック塀・自動販売機転倒等			合計								
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時						
0	180	380	6,200	5,500	5,800						

重傷者一覧（人）

揺れ（うち家具転倒）			急傾斜			津 波			火災		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
1900 (470)	1400 (340)	1400 (340)	※	※	※	※	※	※	180	240	300
ブロック塀・自動販売機転倒等			合計								
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時						
0	60	120	2,100	1,700	1,900						

ライフライン被害（上水道）

給水人口 （人）	復旧対象 給水人口 （人）	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		津波全壊 人口 （人）
		断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）	
253,400	204,700	91	229,600	68	173,100	51	128,500	23	58,900	48,600

ライフライン被害（下水道）

処理人口 （人）	復旧対象 処理人口 （人）	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		津波全壊 人口 （人）
		支障率 （%）	支障人口 （人）	支障率 （%）	支障人口 （人）	支障率 （%）	支障人口 （人）	支障率 （%）	支障人口 （人）	
78,000	63,100	100	78,000	100	78,000	29	22,900	0	0	15,000

注意：各表中の※は若干数を表す。

各数値は一の位又は十の位、百の位等で処理されており、合計や率が合わない場合もある。

ライフライン被害（電力）

代表震度	電灯軒数	復旧対象 電灯軒数	直 後		1日後		津波全壊 相当 電灯軒数
			停電率 (%)	停電軒数	停電率 (%)	停電軒数	
6.5	145,000	117,200	100	145,000	84	121,500	27,800

ライフライン被害（固定電話）

回線数	復旧対象 回線数	直 後		1日後		津波 全壊相当 回線数
		不通率 (%)	不通 回線数	不通率 (%)	不通 回線数	
61,800	49,900	100	61,800	87	53,700	11,900

ライフライン被害（都市ガス：冬18時）＜県合計＞

復旧対象 重要家数	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
	供給停止 率 (%)	供給停止 戸数	供給停止 率 (%)	供給停止 戸数	供給停止 率 (%)	供給停止 戸数	供給停止 率 (%)	供給停止 戸数
5,400	100	5,400	100	5,400	63	3,400	0	0

交通施設被害（道路施設）

津波浸水域		津波浸水域外		総延長 (km)	被害 箇所数
延長 (km)	被害 箇所数	延長 (km)	被害 箇所数		
3,250	690	11,760	940	15,020	1,600

交通施設被害（鉄道施設）

津波浸水域		津波浸水域外		総延長 (km)	被害 箇所数
延長 (km)	被害 箇所数	延長 (km)	被害 箇所数		
57	110	172	430	229	550

交通施設被害（港湾）

岸壁			その他係留施設			防波堤 延長 (km)	防波堤 被災延長 (km)
総 バース数	耐震 バース数	被害 バース数	総 バース数	耐震 バース数	被害 バース数		
76	3	60	207	1	160	13,280	6,000

避難者数：冬18時（人）

人口	警報解除後当日			1週間後			1ヶ月後		
	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	合計
264,548	93,300	48,600	141,900	99,300	53,600	152,800	44,100	102,900	146,900

・警報解除後当日における避難所生活者数の割合は、 $93,300 / 264,548 \times 100 \approx 35.3\%$ で、

避難所外生活者の割合は、 $48,600 / 264,548 \approx 18.3\%$ と設定される。

・帰宅困難者は15,500名～22,300名とされる。

要配慮者：冬18時（人）

避難所 生活者数 (1週間後)	避難所生活者（1週間後）のうちの要配慮者数（人）							
	65歳以上の 高齢単身者	5歳未満の 乳幼児	身体 障がい者	知的 障がい者	要介護認定者 (要支援者除く)	難病患者	妊産婦	外国人
99,300	4,100	3,800	4,000	790	3,600	700	800	430

注意：各表中の※は若干数を表す。

各数値は一の位又は十の位、百の位等で処理されており、合計や率が合わない場合もある。

医療機能（人）

重傷者数 （※注1）	死者の一副 （※注2）	要転院 患者数	合計
1,900	900	920	3,700

・「重傷者一覧」参照（冬18時）、「死者数一覧」参照（冬18時）

災害廃棄物

重量換算（万t）			体積換算（万m ³ ）		
災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
442	158~336	600~778	679	144~230	823~909

エレベーター閉じ込め

エレベーター数	閉じ込め可能性のある台数			
	安全装置作動	揺れによる停電	停電	合計
1,600	※	140	300	440

文化財<県合計>

全施設数	要因別被害想定結果		
	津波浸水	揺れ	火災
17	2	9	0

住機能

徳島市 全戸数	必要応急 仮設住宅戸数
111,600	34,400

孤立集落

孤立の可能性が ある 集落数	孤立集落数		
	農村	漁村	計
2	1	0	1

注意：各表中の※は若干数を表す。

各数値は一の位又は十の位、百の位等で処理されており、合計や率が合わない場合もある。

表 5 南海トラフ地震臨時情報

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合 (ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

(資料参照：気象庁 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件)

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上^{※1}の地震^{※2}が発生 1カ所以上のひずみ計^{※3}での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^{※2}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

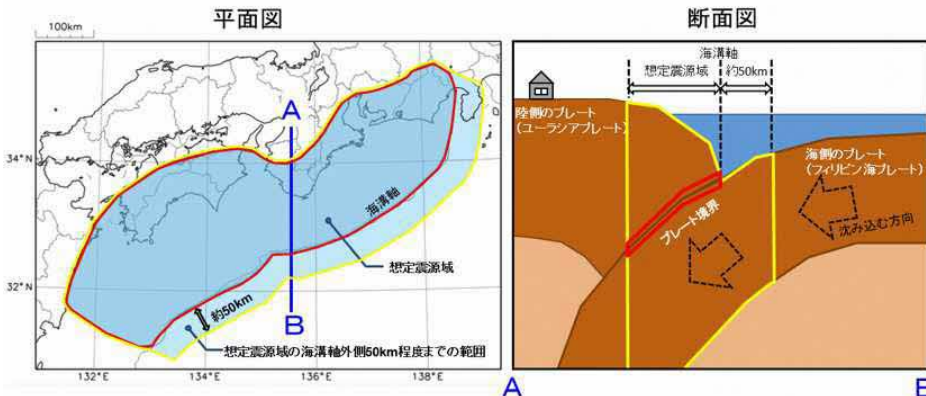
※1: モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始します。

※2: 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。

※3: 当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用します。

※4: 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

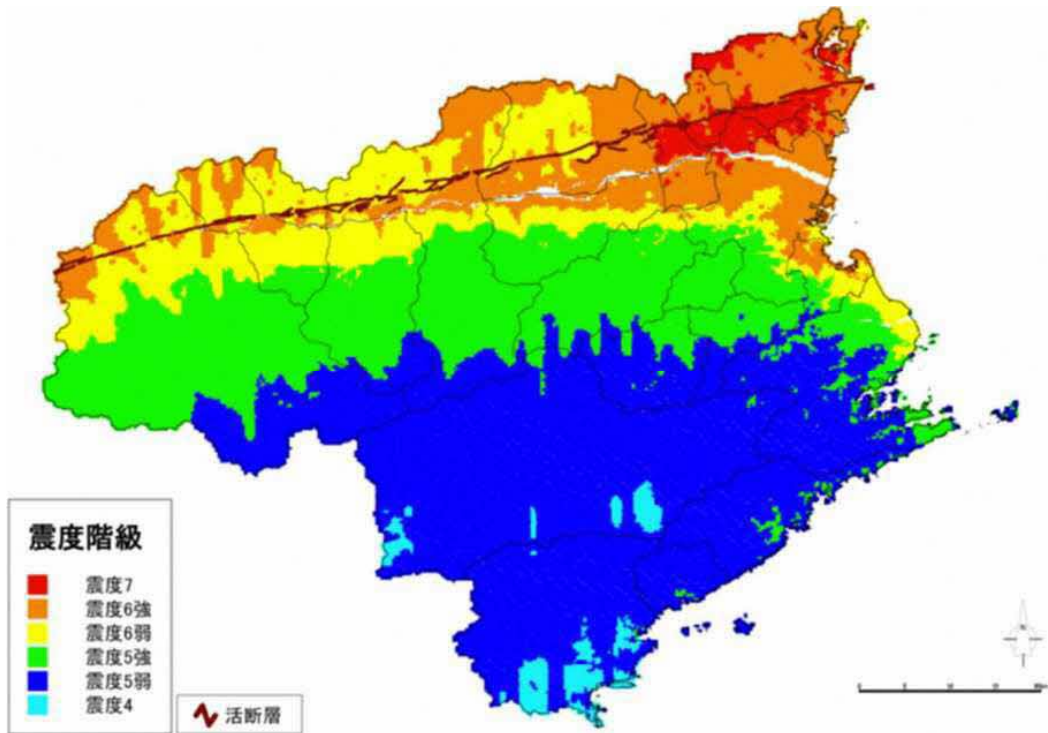
(資料参照：気象庁 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件)



(図の引用：気象庁 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件)

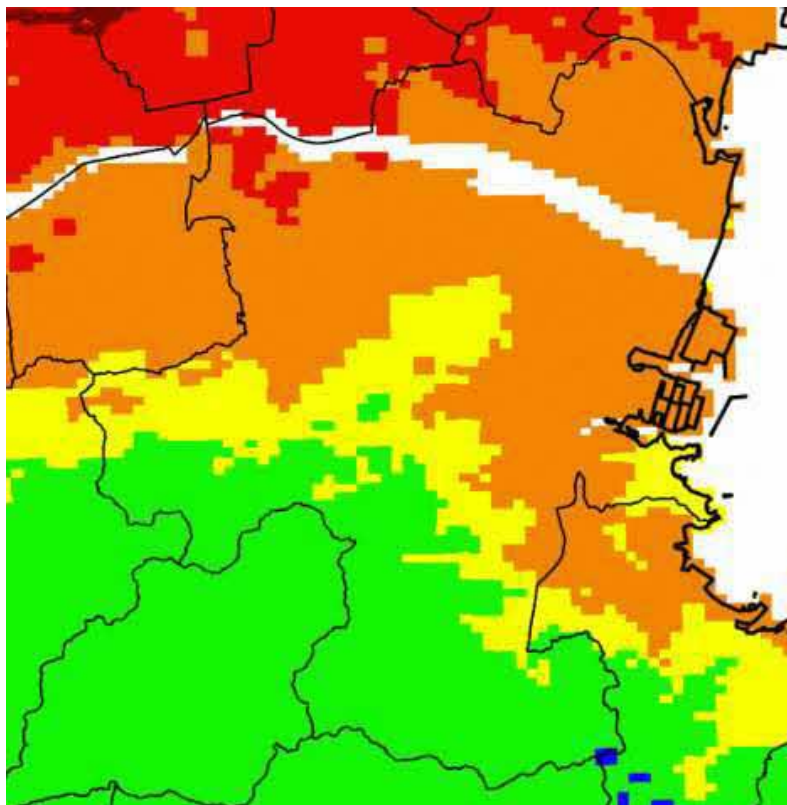
(2) 中央構造線・活断層地震

中央構造線・活断層地震について、徳島県の被害想定資料を示す。

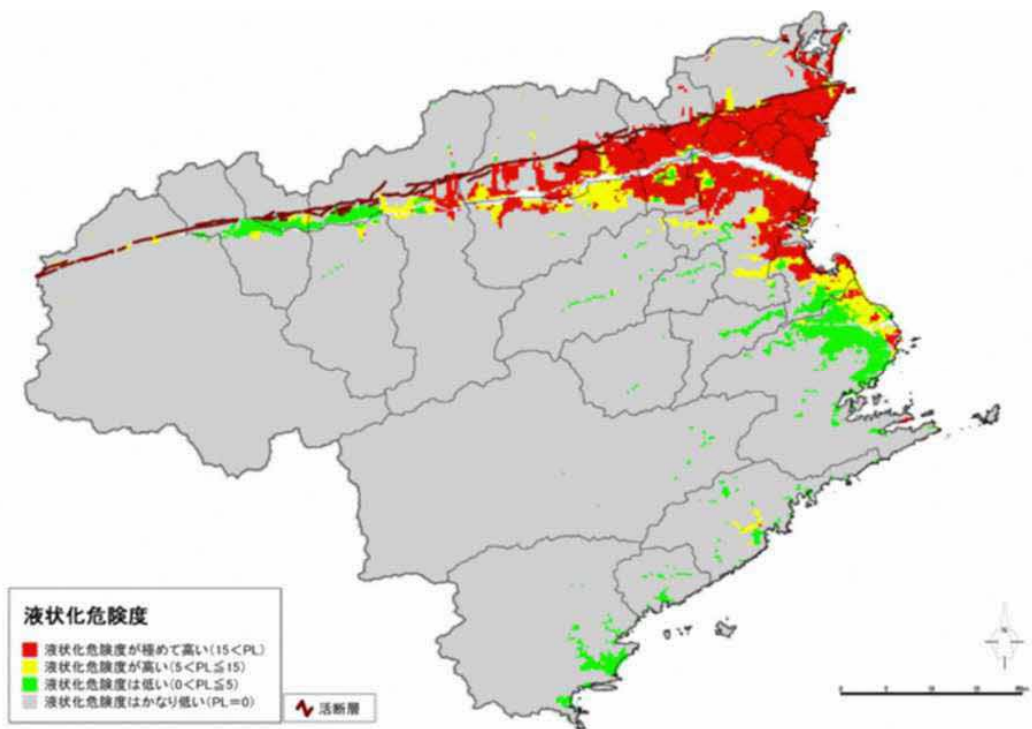


図の出典：徳島県 安心とくしま「中央構造線・活断層地震による震度分布及び液状化危険度分布の公表について」
「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」（平成29年7月）

図8 中央構造線・活断層地震 被害想定 震度分布図

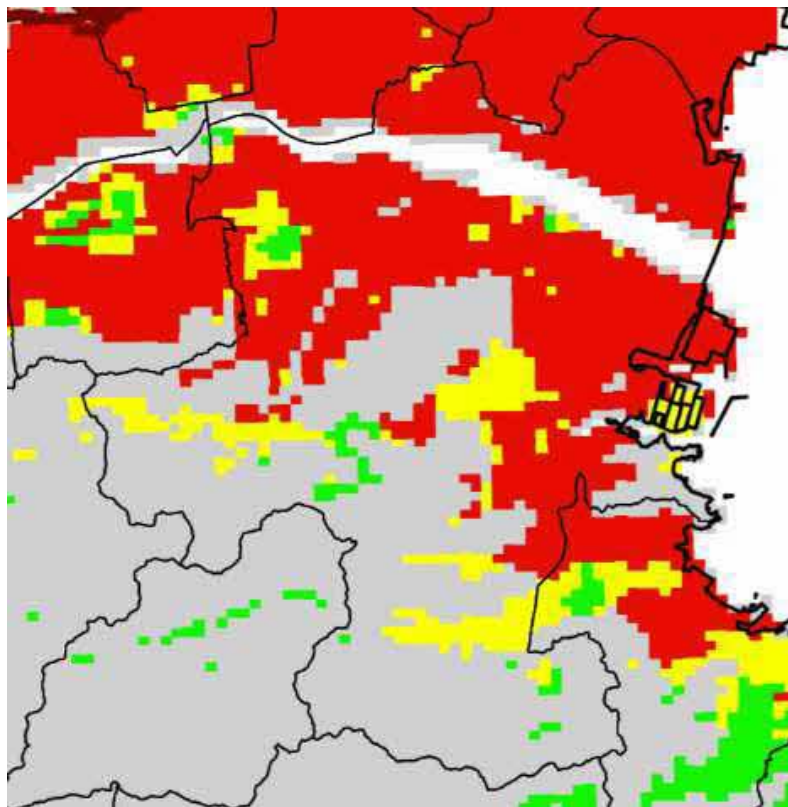


(徳島市域拡大図)



図の出典：徳島県 安心とくしま「中央構造線・活断層地震による震度分布及び液状化危険度分布の公表について」
「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」（平成 29 年 7 月）

図 9 中央構造線・活断層地震 被害想定 液状化危険度分布図



（徳島市域拡大図）

表 6 中央構造線・活断層地震被害想定（徳島市の人的・物的・ライフライン等の被害）

建物全壊・焼失棟数（棟）

全建物数	揺れ	液状化	急傾斜地	火災			合計		
				冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
84,397	13,500	200	50	4,900	4,900	11,900	18,600	18,600	25,600

全建物数	揺れ	液状化	急傾斜地	火災	合計
84,397	17,300	5,200	90	-	22,600

死者数一覧（人）

揺れ（うち家具転倒）			急傾斜			火災			ブロック塀・自動販売機転倒等		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
860 (70)	560 (50)	640 (50)	※	※	※	300	200	690	※	※	※

合計		
冬深夜	夏12時	冬18時
1,160	770	1,340

負傷者一覧（人）

揺れ（うち家具転倒）			急傾斜			火災			ブロック塀・自動販売機転倒等		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
4,800 (1,300)	3,800 (950)	3,800 (920)	※	※	※	350	300	700	※	130	270

合計		
冬深夜	夏12時	冬18時
5,200	4,200	4,700

重傷者一覧（人）

揺れ（うち家具転倒）			急傾斜			火災			ブロック塀・自動販売機転倒等		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
1200 (270)	790 (200)	840 (200)	※	※	※	100	80	200	※	50	90

合計		
冬深夜	夏12時	冬18時
1,300	920	1,100

ライフライン被害（上水道：冬18時）

給水人口 （人）	復旧対象 給水人口 （人）	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
		断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）
253,400	217,600	79	172,700	49	105,700	30	65,300	4	9,100

ライフライン被害（下水道：冬18時）

処理人口 （人）	復旧対象 処理人口 （人）	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
		支障率 （%）	支障人口 （人）	支障率 （%）	支障人口 （人）	支障率 （%）	支障人口 （人）	支障率 （%）	支障人口 （人）
78,000	67,000	71	47,600	71	47,600	8	5,700	0	0

注意：各表中の※は若干数を表す。

各数値は一の位又は十の位、百の位等で処理されており、合計や率が合わない場合もある。

ライフライン被害（電力：冬18時）

電灯軒数	復旧対象 電灯軒数	直 後		1日後	
		停電率 (%)	停電軒数	停電率 (%)	停電軒数
145,000	124,600	100	124,600	76	94,700

ライフライン被害（通信：冬18時）

回線数	復旧対象 回線数	直 後		1日後	
		不通率 (%)	不通 回線数	不通率 (%)	不通 回線数
61,800	53,100	100	53,100	76	40,400

ライフライン被害（都市ガス：冬18時）＜県合計＞

重要家数	復旧対象 重要家数	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
		供給停止 率 (%)	供給停止 戸数	供給停止 率 (%)	供給停止 戸数	供給停止 率 (%)	供給停止 戸数	供給停止 率 (%)	供給停止 戸数
43,000	36,900	100	36,900	100	36,900	85	31,400	0	0

交通施設被害（道路施設）＜県合計＞

道路種別	延長 (k m)	被害箇所数	被害率 (箇所/k m)
全路線	15,000	1,100	0
うち高速道路・直轄国道	390	70	0
うち補助国道・県道・市町村道	14,600	1,000	0
緊急輸送道路	1,100	100	0

交通施設被害（鉄道施設）＜県合計＞

鉄道区分	路線	延長 (km)	被害箇所数	被害率 (箇所/k m)
四国旅客鉄道 (J R 四国)	高德線	25	70	2.8
	鳴門線	8	20	2.8
	牟岐線	79	80	1.0
	徳島線	67	170	2.6
	土讃線	41	70	1.7
	計	222	410	1.9
阿佐海岸鉄道	阿佐東線	7	※	※
全体		229	420	1.8

交通施設被害（港湾）＜県合計＞

鉄道区分	岸壁			その他係留施設			防波堤 延長 (km)	防波堤 被災延長 (km)
	総 バース数	耐震 バース数	被害 バース数	総 バース数	耐震 バース数	被害 バース数		
重要港湾	56	4	10	99	0	20	5,510	1,700
地方港湾	22	0	※	108	1	30	7,760	4,300
全体	78	4	10	207	1	50	13,280	6,000

避難者数：冬18時（人）

人口	1日後			1週間後			1ヶ月後		
	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	合計
264,548	52,900	35,200	88,100	50,700	50,700	101,300	28,400	66,400	94,800

・警報解除後当日における避難所生活者数の割合は、 $52,900 / 264,548 \times 100 \approx 20.0\%$ で、

避難所外生活者の割合は、 $35,200 / 264,548 \approx 13.3\%$ と設定される。

・帰宅困難者は15,500名～22,300名とされる。

注意：各表中の※は若干数を表す。

各数値は一の位又は十の位、百の位等で処理されており、合計や率が合わない場合もある。

要配慮者：冬18時（人）

避難所 生活者数 (1週間後)	避難所生活者（1週間後）のうちの要配慮者数（人）							
	65歳以上の 高齢単身者	5歳未満の 乳幼児	身体 障がい者	知的 障がい者	要介護認定者 (要支援者除く)	難病患者	妊産婦	外国人
50,700	2,090	1,960	2,030	400	1,760	360	450	220

入院需要：冬18時（人）

重傷者数	死者の 一割	要転院 患者数	合計
1,000	130	770	1,900

災害廃棄物：冬18時

重量換算（万ton）		
冬深夜	夏12時	冬18時
370	370	490

エレベーター閉じ込め

エレベーター数	閉じ込め可能性のある台数			
	安全装置作動	揺れによる停電	停電	合計
1,600	※	130	310	440

文化財＜県合計＞

全施設数	要因別被害想定結果	
	揺れ	火災
17	11	4

住機能

徳島市 全戸数	必要応急 仮設住宅戸数
111,600	16,600

孤立集落

孤立の可能性のある 集落数	孤立集落数		
	農村	漁村	計
2	0	0	0

注意：各表中の※は若干数を表す。

各数値は一の位又は十の位、百の位等で処理されており、合計や率が合わない場合もある。

(3) 大規模風水害（洪水）

国及び徳島県の想定する河川の洪水浸水想定区域図（想定最大規模）を次に示す。

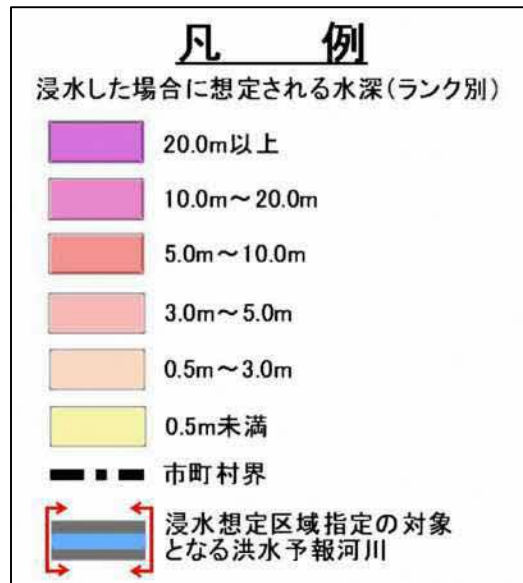
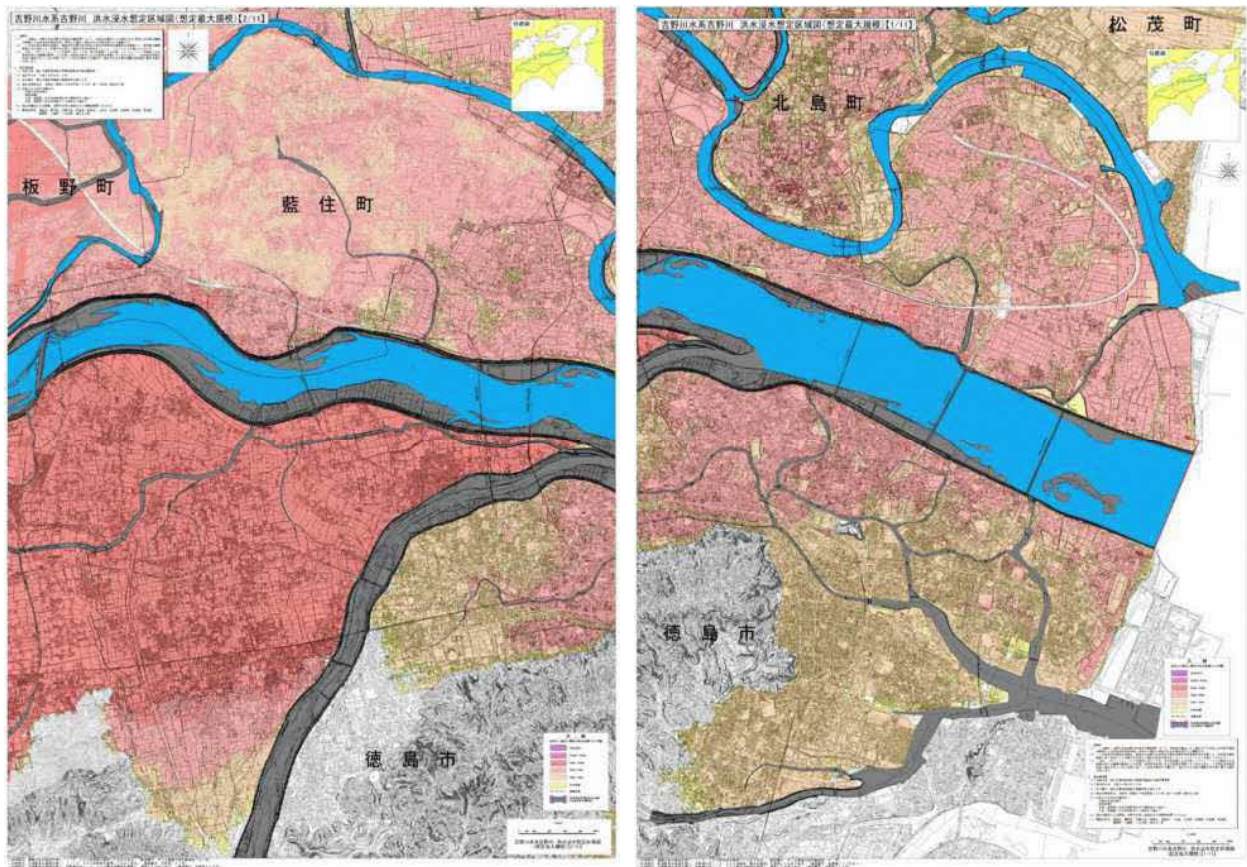
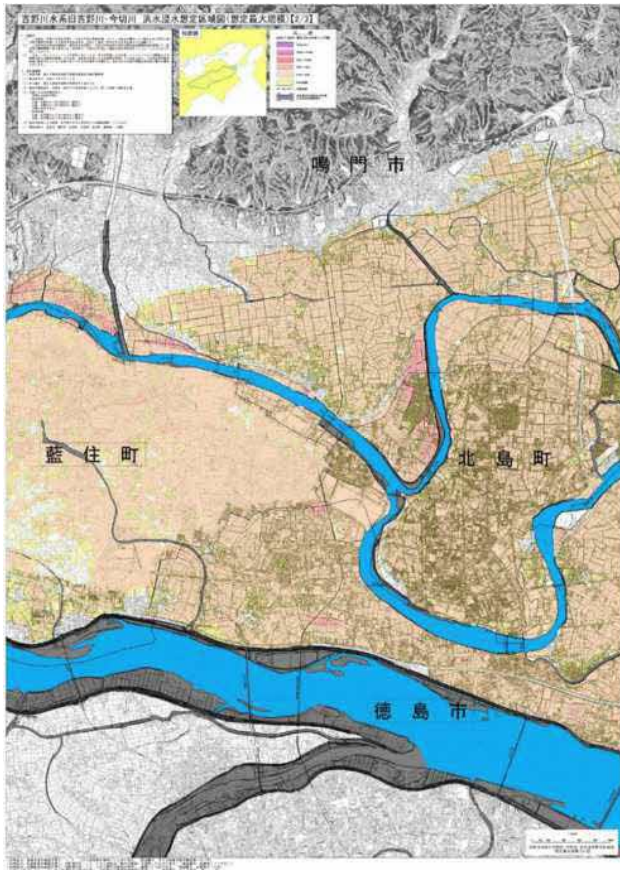


図 10 凡例



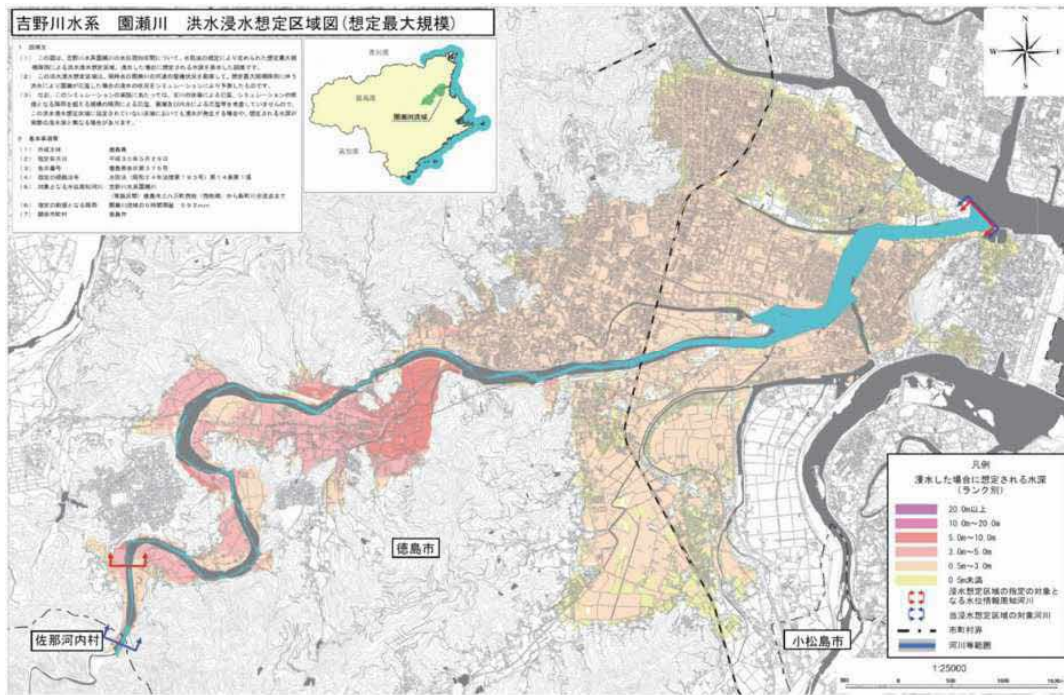
(図の典拠：国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所ホームページ
(<http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/>)

図 11 吉野川水系 吉野川



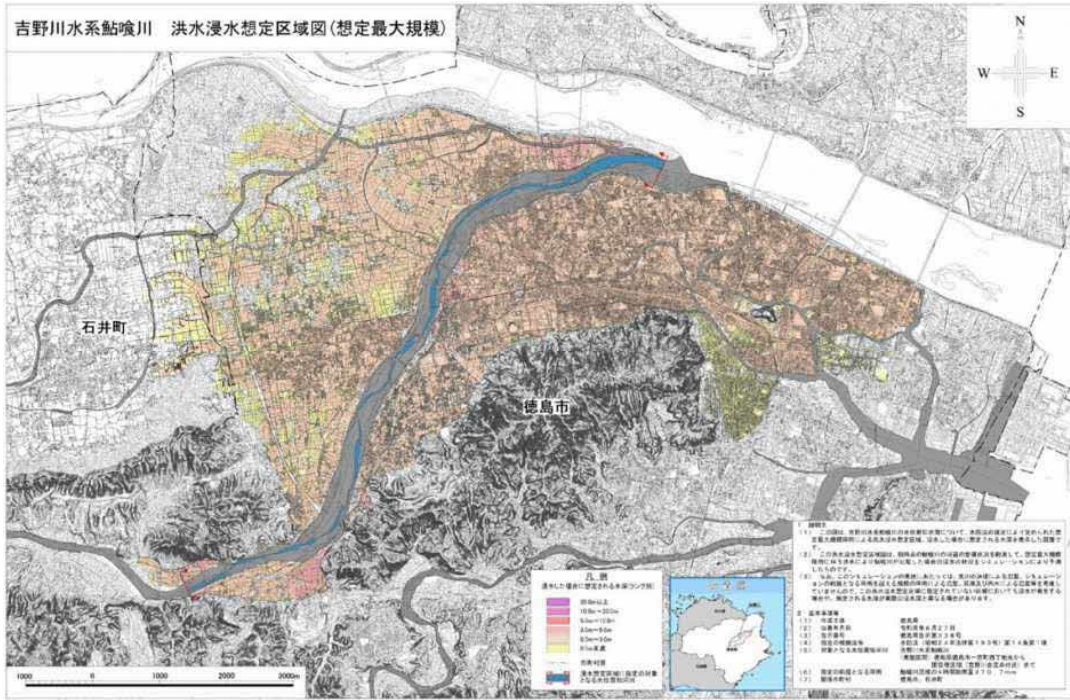
(図の出典：国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所ホームページ
(<http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/>))

図 12 吉野川水系 旧吉野川・今切川



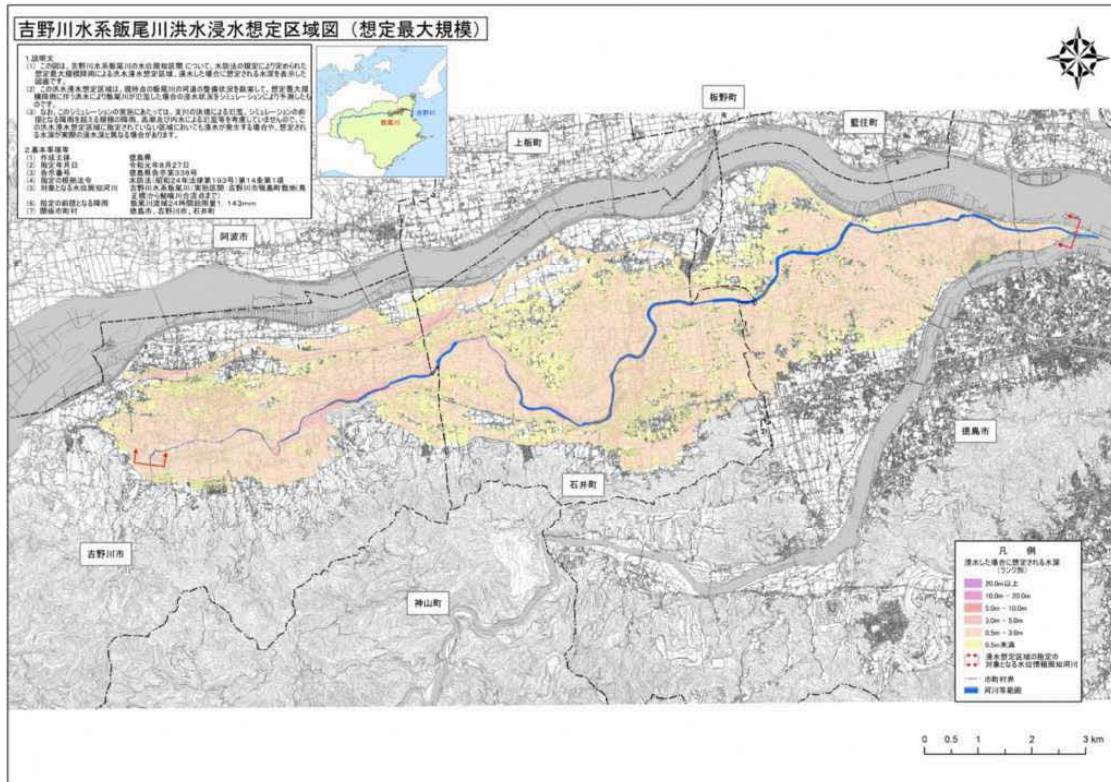
(図の出典：徳島県ホームページ「吉野川水系 園瀬川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」)

図 13 吉野川水系 園瀬川



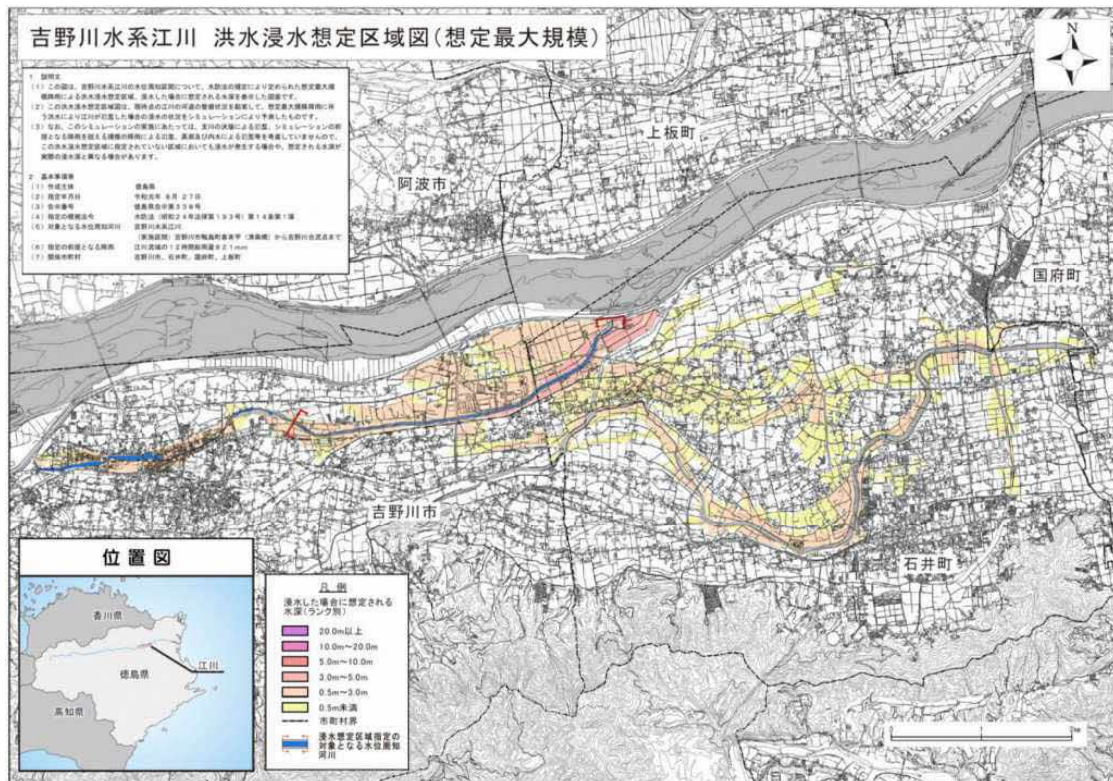
(図の出典：徳島県ホームページ「吉野川水系 鮎喰川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」)

図 14 吉野川水系 鮎喰川



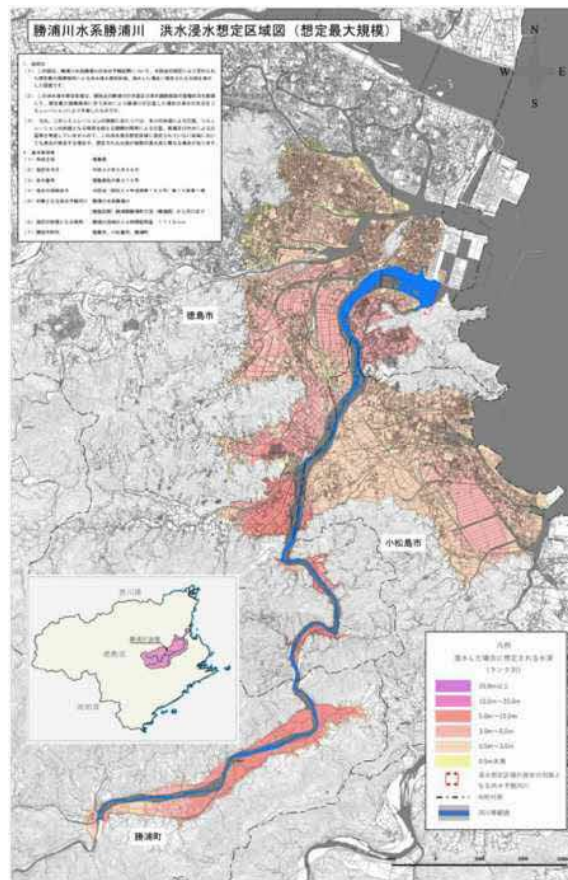
(図の出典：徳島県ホームページ「吉野川水系 飯尾川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」)

図 15 吉野川水系 飯尾川



(図の出典：徳島県ホームページ「吉野川水系 江川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」)

図 16 吉野川水系 江川



(図の出典：徳島県ホームページ「勝浦川水系 勝浦川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」)

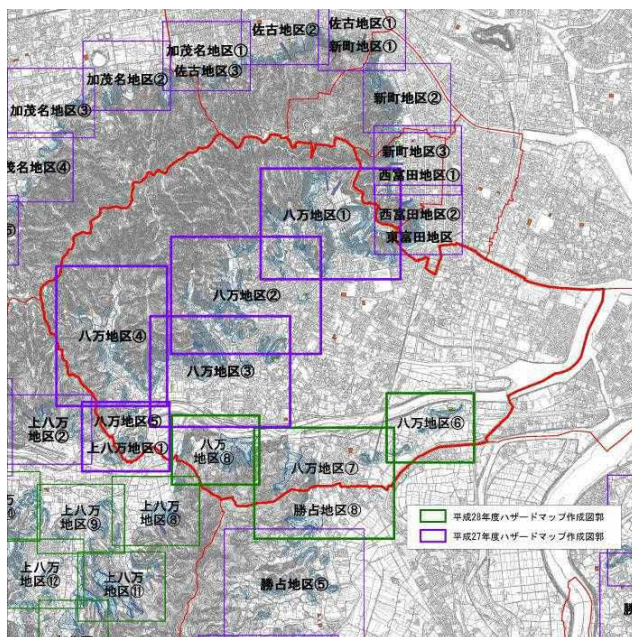
図 17 勝浦川水系 勝浦川

想定最大規模の浸水想定区域図以外の、各河川の各種浸水想定区域図（計画規模、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食））も徳島県ホームページで公開されている。

（４）大規模土砂災害

徳島市では、台風や集中豪雨により、がけ崩れ（急傾斜の崩壊）や土石流などが発生する恐れがある場合に、住民が適切な避難行動がとれるよう土砂災害ハザードマップを作成している。

マップの区割りは右図で示すように、各地区でも細かく分けて作成され、避難場所や避難経路が把握しやすい内容となっており、対象区域周辺に居住する住民や、本市ホームページでも公開されている。



（図の引用：徳島市ホームページより）

図 18 徳島市土砂災害ハザードマップの区割図

（５）大雪

大雪時の特別警報、警報、注意報の種類・概要と、それぞれの本市での発令状況（平成 23 年～平成 29 年）を以下に示す。

表 7 気象情報の種類

特別警報・警報・注意報の種類	概要
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

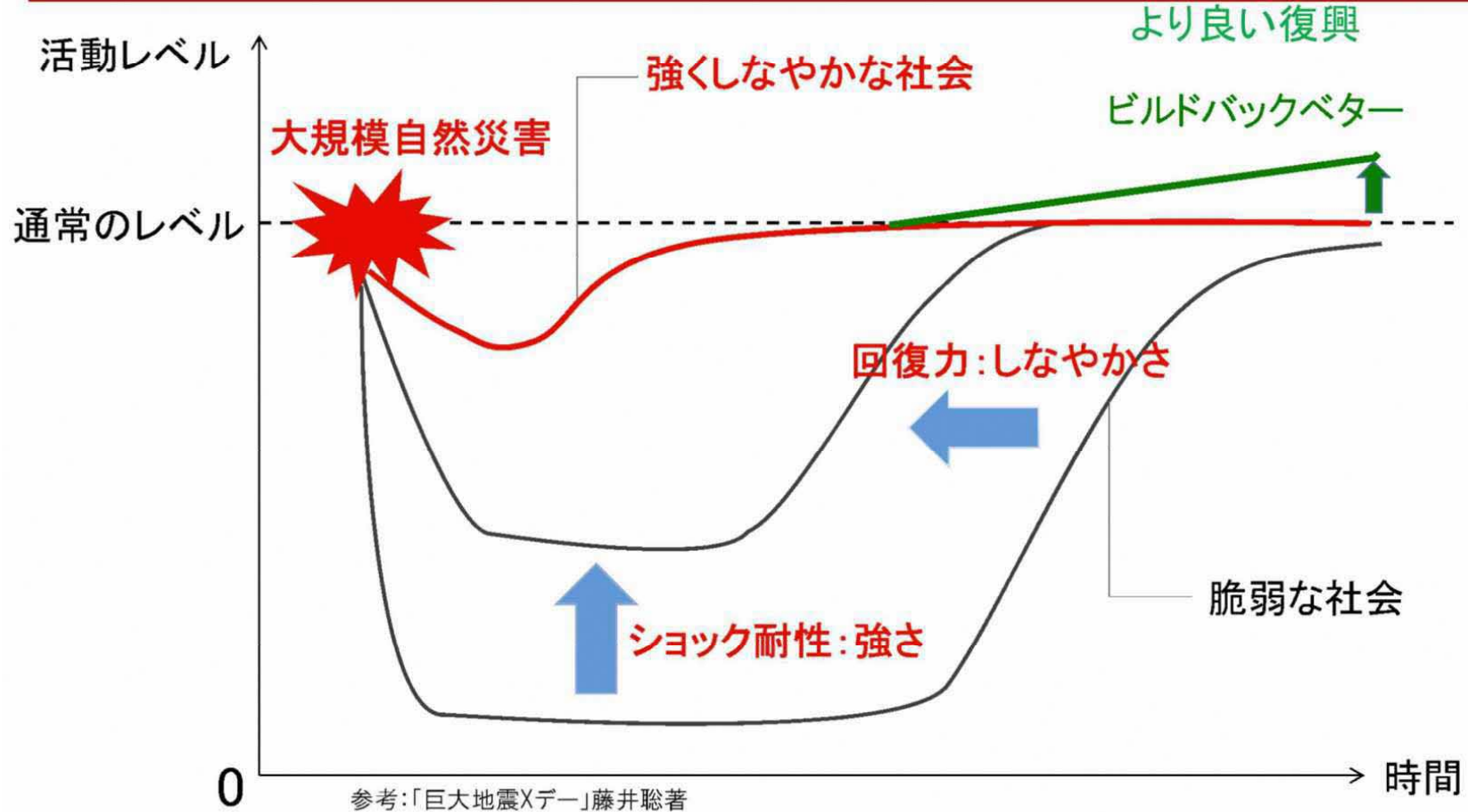
表 8 徳島市の発令状況（平成 23 年～平成 29 年）

種別	年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
		警報	0	0	0	0	0	0
注意報	大雪	36	29	31	36	24	23	16
	風雪	4	3	1	2	1	3	3

（資料参照：徳島地方気象台資料）

4 「国土強靱化」とは（強靱な社会のイメージ）

○大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築



別紙 3 脆弱性評価結果

目次

1 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

※次の(1)～(8)は「事前に備えるべき目標」を表示

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る..... 3-1
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、
被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する... 3-14
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する..... 3-22
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する..... 3-24
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない..... 3-26
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を
最小限に留めるとともに、早期に復旧させる..... 3-30
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない..... 3-35
- (8) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する... 3-39

2 横断的分野ごとの脆弱性評価結果

- (1) リスクコミュニケーション分野..... 3-46
- (2) 人材育成分野..... 3-47
- (3) 官民連携分野..... 3-49
- (4) 長寿命化対策分野..... 3-50
- (5) 研究開発分野..... 3-51
- (6) 過疎対策分野..... 3-51

1 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

1	大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
<p>住宅・建築物・交通施設の耐震化</p> <p>【公共施設の耐震化推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難拠点施設や災害対策連絡所となる施設の耐震化を進める必要がある。 ○ 学校施設の耐震化は、財政支援措置の拡充等の活用によりすべて完了したが、老朽化が進行している建物及び設備等の耐久性を確保していく必要がある。その中でも、学校施設のブロック塀の倒壊防止対策を進める必要がある。 <p>【住宅・建築物の耐震化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅・建築物等の耐震化率は、支援制度の充実を図ることにより一定の進捗がみられるが、私有財産である建築物の耐震化を行うか否かは、最終的に所有者の自発的意志により決められることから、個々のニーズに的確に対応したきめ細やかな対応が必要である。 <p>【交通施設の耐震化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の維持管理では、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める必要がある。 ○ 交通施設では、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。 ○ 市内には138の河川が流れており、橋りょうの数も多く、落橋等で機能不全となった場合に、緊急時の通行に大きな影響が生じるため、対策が必要となる。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><関連する施策 No.及び関連指標 No.></p> <p>施策 No.2、30、34、35、76、77、87</p> <p>関連指標 No.2、3</p> </div>	

市営住宅の安全性確保

【長寿命化計画】

- 市営住宅の倒壊・損傷による被害の回避や、津波避難ビル確保の観点から、施設の長寿命化を推進する必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.31、32

防火対策の推進、消防防災施設等の整備

【防火対策の推進、消防防災施設等の整備】

- 長年放置されている空き家は、地震時の倒壊や道路閉塞の危険性が高いことや、建物から建物への延焼拡大を防ぐために、早急に所有者を特定して、除却などの措置を求める必要がある。
- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、市の消防体制や訓練環境等の充実強化、老朽化した消防車両の更新、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図るとともに、関係機関との連携が十分に機能しないおそれがあることから、それらの災害対応体制の向上を図る必要がある。
- 地震等の被害により、消火栓が使用不可となる可能性があり、耐震性貯水槽等の整備が必要である。
- 火災予防、通電火災防止、危険物事故防止対策等の啓発を推進するとともに、住宅用火災警報器の設置の促進を図る必要がある。
- 住宅用火災警報器の設置等については、火災予防啓発を通じて推進する。
- 地震や津波によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.29、64、65、72

消防力の強化

【徳島県消防広域化推進計画】

- 徳島県消防広域化推進事業が、本市にとって有益なものになるか検討をしていかなければならない。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.59、66

避難体制の強化

【避難関連情報の周知】

- 避難場所及び避難所について、どの災害種別（洪水、地震、津波、大規模火災、土砂災害等）に対応しているかを、平常時から住民に周知する必要がある。

【要配慮者等への対策】

- 社会福祉施設は、大規模災害が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やブロック塀の安全対策、自家発電設備の導入促進などにより、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。
- 社会福祉施設では、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合を想定し、入居者等の安全確保やBCP（業務継続計画）等を定めるなどの防災対応を整備しておく必要がある。
- 訪日外国人観光客や留学生など、日本語によるコミュニケーションが困難な方からの119番通報や救急現場での対応を迅速かつ的確に行うため、令和元年5月に導入した民間の電話通訳センターを介した三者間同時通訳サービスについて、周知を図るため広報手段を工夫する必要がある。
- 聴覚や言語に障害のある方で音声による119番通報が困難な方のため平成28年2月に導入したNET119緊急通報システムの周知を図るため、広報手段を工夫する必要がある。

【避難路の安全確保】

- 避難所を兼ねる災害対策連絡所等と主要道路（国道、県道）をつなぐ市道について、避難道路として安全か確認・点検を行う必要がある。

【南海トラフ地震臨時情報への対応】

- 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の体制整備・連携体制の強化、情報伝達体制を図る必要がある。また、後発地震が発生してからでは避難が間に合わない地域に居住する住民に対して、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認すること、また、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に備えに万全を期すよう努めること等を周知する必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.48、67、69、88

地域防災力の強化

【家具転倒防止対策】

- 地震による家具の転倒で下敷きになった場合、直接死または大怪我を負うおそれがあるため、家具固定対策等を進める必要がある。

【人材の育成・確保】

- 地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。
- 応急手当の普及啓発のため、普通救命講習への参加者増加につながるよう高等学校での取組みを促進する必要がある。
- 大規模災害時には、基本団員のみでは人員不足が生じる可能性があるため、機能別団員制度による人員確保を図る必要がある。

【都市計画】

- 沿岸部では津波浸水が予測されていることから、今後、防災・減災対策も踏まえた都市計画マスタープラン等の変更・策定をする必要がある。

【支援対策】

- 県内中小企業の地震防災対策の設備投資を促進し、あわせて企業と地域の連携による地域全体の防災力の強化を目的として、耐震改修や耐震診断に要する経費を対象とした中小企業向け融資制度を創設しており、今後も引き続き、企業の地震対策の取組みを支援する必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.47、51、53、58、61、62、70、71、73

関連指標 No.1

避難体制の強化

【要配慮者等への対策】

- 「避難行動要支援者名簿」を地域や支援者と共有し、個別計画策定の取組みを一層促進する必要がある。
- 社会福祉施設は、大規模災害が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やブロック塀の安全対策、自家発電設備の導入促進などにより、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。また、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合を想定し、入居者等の安全確保やBCP等を定めるなどの防災対応を整備しておく必要がある。
- 要配慮者利用施設は、想定される災害種別（津波、水害及び土砂災害）ごとの避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施することが義務付けられており、対象となる施設の策定率が100%となるよう啓発を行う必要がある。

【避難関連情報の周知・啓発】

- 津波・洪水浸水想定や震度分布などの防災情報を、地図情報として視覚的に分かりやすくし、インターネット上に公開することで、日頃から避難場所や避難経路などを確認できる環境を実現し、市民の防災意識向上を図る必要がある。そのため、「地震・津波防災マップ」「避難支援マップ」及び「地区別津波避難計画」等が有効に活用されるよう住民等に対し、地震・津波災害に対する教育や避難訓練等、啓発活動を行う必要がある。
- 避難場所及び避難所について、どの災害種別（洪水、地震、津波、大規模火災、土砂災害等）に対応しているかを、平常時から住民に周知する必要がある。**再掲**

【家具転倒防止対策】

- 地震による家具の転倒で下敷きになった場合、直接死または大怪我、閉じ込めにより、津波からの避難に遅れが生じるおそれがあるため、家具固定対策等を進める必要がある。

【人材の育成・確保】

- 大規模災害時には、基本団員のみでは人員不足が生じる可能性があるため、機能別団員制度による人員確保を図る必要がある。**再掲**

【被害軽減対策】

- 津波が想定される地域等における河川・海岸堤防等の整備と耐震対策や水門、樋門、陸閘等の自動化・統廃合・常時閉鎖を推進するとともに、閉鎖作業訓練により能力の向上を図る必要がある。
- 東日本大震災では、津波火災が多数の箇所が発生しており、南海トラフ地震に伴う津波による津波火災についても、被害を軽減するための方策を検討する必要がある。

【南海トラフ地震臨時情報への対応】

- 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の体制整備・連携体制の強化、情報伝達体制を図る必要がある。また、後発地震が発生してからでは避難が間に合わない地域に居住する住民に対して、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認すること、また、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に備えに万全を期すよう努めること等を周知する必要がある。 **再掲**

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.18、47、48、54、55、58、92、94

関連指標 No.13、14

津波避難場所・避難路の整備

【福祉避難所の拡充】

- 福祉避難所の指定をより一層促進するとともに、円滑な開設・運営体制の構築を図るため、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。

【津波避難施設の整備】

- 津波に対する避難路や避難場所については、がけ崩れ対策等の公共事業や高速道路の法面を活用した避難施設の整備を進めるとともに、速やかな避難行動に役立つ海拔表示シートの設置やLED蓄電型照明等の整備、津波避難ビルの指定も積極的に行っているところであり、今後も引き続き、取り組む必要がある。
- 避難拠点施設や災害対策連絡所となる施設の耐震化を進める必要がある。 **再掲**
- 多数の避難者に対応するため、公園における避難場所としての防災機能を強化する必要がある。
- 地域住民だけでなく、観光客、海水浴客等の地域外から避難者に対して、誘導標識等を用いた避難場所の周知が必要である。

【避難路の安全確保】

- 鉄道による地域分断を解消し、津波からの避難を確実にを行うため、避難路や救援路、高架施設を活用した一時避難場所などの機能確保が図れる鉄道高架事業を推進する必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.2、17、45、93

関連指標 No.10、11、12

津波情報伝達体制の整備

【情報伝達体制の強化】

- 全国瞬時警報システム(Jアラート)から送信される緊急情報をはじめ、本市災害対策本部から発令される避難勧告などの防災情報をいち早く確実に住民に伝えるため、情報伝達体制の強化を図る必要がある。

【要配慮者等への伝達】

- 訪日外国人観光客や留学生など、日本語によるコミュニケーションが困難な方からの119番通報や救急現場での対応を迅速かつ的確に行うため、令和元年5月に導入した民間の電話通訳センターを介した三者間同時通訳サービスについて、周知を図るため広報手段を工夫する必要がある。**再掲**
- 聴覚や言語に障害のある方で音声による119番通報が困難な方のため平成28年2月に導入したNET119緊急通報システムの周知を図るため、広報手段を工夫する必要がある。**再掲**

【非常用電源の確保】

- 災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の設置や耐津波浸水対策並びに発電用燃料備蓄に努める必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.49、67、68、69

地域防災力の強化

【人材の育成・確保】

- 地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。**再掲**

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.51、53、70、71、73

事前の防災力強化

【予防接種の推進】

- 定期予防接種の接種者を増やし、災害時の感染リスクを軽減するため、広報や個人通知での周知を図る。

【都市浸水対策】

- 大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤、既設ダム施設の改良・柔軟な運用等による機能強化などの治水対策やポンプ場の耐水化等による排水機能を確保する対策を推進する必要がある。
- 下水道施設では、効率的な長寿命化計画を策定し、持続的な機能確保を図る必要がある。
- 高低差による自然排水ができない地区が多く、ポンプ排水に頼っているため、設備の動作不良等による浸水被害の発生リスクがある。
- 大規模水害における堤防の決壊や老朽化した排水機場、水門・樋門等の作動不良による被害等を未然に防ぐべく、堤防をはじめとする河川管理施設の状況を把握する河川カルテを早急に策定する必要がある。
- 近年の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化を鑑み、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が連携し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進する必要がある。

【要配慮者等への対策】

- 「避難行動要支援者名簿」を地域や支援者と共有し、個別計画策定の取組みを一層促進する必要がある。**再掲**

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.18、19、40

関連指標 No.15、16、21

安全な避難体制の確立

【コミュニティセンター・支所の整備】

- コミュニティセンター・支所が避難拠点施設や災害対策連絡所として機能するために必要がある場合は、建替えや新設を検討する。
- 公的施設は、災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の洪水浸水対策や燃料備蓄に努める必要がある。

【防災関連標識板の整備等】

- 避難場所及び避難所について、どの災害種別（洪水、地震、津波、大規模火災、土砂災害等）に対応しているかを、平常時から住民に周知する必要がある。再掲

【福祉避難所の拡充】

- 福祉避難所を拡充するとともに、開設・運営体制の構築を図るため、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>
施策 No.2、17、48

情報伝達体制の整備

【情報伝達体制の強化】

- 全国瞬時警報システム(Jアラート)から送信される緊急情報をはじめ、本市災害対策本部から発令される避難勧告などの防災情報をいち早く確実に住民に伝えるため、情報伝達体制の強化を図る必要がある。再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>
施策 No.49、68

地域防災力の強化

【人材の育成・確保】

- 地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>
施策 No.51、53、70、71、73

避難体制の強化

【避難関連情報の周知・啓発】

- 浸水（洪水、ため池、高潮等）ハザードマップを作成する必要がある。また、浸水想定区域を視覚的にわかりやすい地図情報として、インターネット上に公開することで、日頃から避難場所や避難経路などの確認できる環境を実現し、市民の防災意識向上を図るとともに、防災啓発活動や避難訓練の充実等ソフト対策を推進する必要がある。
- 地域住民だけでなく、観光客等の地域外から避難者に対して、誘導標識等を用いた避難場所の周知が必要である。
- 平成30年7月豪雨での教訓や平成30年度末に公表された「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえ、安全な避難体制の確立による事前の防災力の強化を図る必要がある。また、気候変動に伴う水害の頻発・激甚化に対して、住民の避難行動を促すためには、分かりやすい水位情報の発信や洪水浸水想定区域・洪水タイムラインの周知を図る必要がある。

【要配慮者等への対策】

- 社会福祉施設は、大規模災害が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やブロック塀の安全対策、自家発電設備の導入促進などにより、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。**再掲**
- 要配慮者利用施設は、想定される災害種別（津波、水害及び土砂災害）ごとの避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施することが義務付けられており、対象となる施設の策定率が100%となるよう啓発を行う必要がある。**再掲**

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.85、92、93、94

関連指標 No.17、18、19、20

避難場所・避難路の整備・保全対策

【避難場所・避難経路の整備】

- 新たに整備される避難拠点施設へ近隣住民が避難できるルートを整備する必要がある。
- 地震・津波、洪水発生時に避難経路となる道路が、土砂災害によって通行不可とならないよう、危険性の高い箇所への対策が必要である。
- コミュニティセンター・支所が避難拠点施設や災害対策連絡所として機能するために必要がある場合は、建替えや新設を検討する。**再掲**
- 福祉避難所の指定をより一層促進するとともに、円滑な開設・運営体制の構築を図るため、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。**再掲**

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.2、9、17、36

防災意識の啓発・警戒態勢の整備

【避難関連情報の周知・啓発】

- 土砂災害ハザードマップが有効に活用されるよう住民等に対し、土砂災害に対する教育や避難訓練等、啓発活動を行う必要がある。
- 避難場所及び避難所について、どの災害種別（洪水、地震、津波、大規模火災、土砂災害等）に対応しているかを、平常時から住民に周知する必要がある。**再掲**
- 土砂災害警戒区域において、住民への啓発、避難訓練等を併せたソフト対策全般を強化し、実効性のある避難のための警戒避難体制の整備を図る必要がある。
- 南海トラフ巨大地震や集中豪雨により深層崩壊や地すべりが発生し、天然ダム等が形成された場合、湛水や天然ダムの決壊による二次災害の発生のおそれがあることから、国が整備している観測網からの情報を速やかに入手し、住民へ避難情報が出せるよう体制づくりを行うとともに関係機関が連携をした訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。

【要配慮者等への対策】

- 社会福祉施設は、大規模災害が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やブロック塀の安全対策、自家発電設備の導入促進などにより、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。**再掲**
- 要配慮者利用施設は、想定される災害種別（津波、水害及び土砂災害）ごとの避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施することが義務付けられており、対象となる施設の策定率が100%となるよう啓発を行う必要がある。**再掲**
- 「避難行動要支援者名簿」を地域や支援者と共有し、個別計画策定の取組みを一層促進する必要がある。**再掲**

【ハード対策】

- 国及び県と連携し、砂防・治山・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえる必要がある。特に近年の土砂災害発生状況等を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する必要がある。

【ため池対策】

- 防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める必要がある。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める必要がある。さらに、全ての防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.18、48、56、92、94

関連指標 No.22、23、24

通信手段の整備

【要配慮者等への対策】

- 訪日外国人観光客や留学生など、日本語によるコミュニケーションが困難な方からの 119 番通報や救急現場での対応を迅速かつ的確に行うため、令和元年 5 月に導入した民間の電話通訳センターを介した三者間同時通訳サービスについて、周知を図るため広報手段を工夫する必要がある。再掲
- 聴覚や言語に障害のある方で音声による 119 番通報が困難な方のため平成 28 年 2 月に導入した NET119 緊急通報システムの周知を図るため、広報手段を工夫する必要がある。再掲

【通信手段の確保、大雪等への対策】

- 全国瞬時警報システム(Jアラート)から送信される緊急情報をはじめ、本市災害対策本部から発令される避難勧告などの防災情報をいち早く確実に住民に伝えるため、情報伝達体制の強化を図る必要がある。再掲
- 大雪等に伴う倒木によるライフラインの途絶や地域の孤立が発生した場合でも、被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の確保が必要である。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.49、67、68、69

地域防災力の強化

【人材の育成・確保】

- 地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.51、53、70、71、73

2

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

備蓄の推進

【食料・資機材等の備蓄】

- 災害時の物資供給に係る協定の締結を引き続き進めるとともに、「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づいた、食料備蓄等を継続する必要がある。
- 指定避難所としての機能を果たすための資機材を、全ての指定避難所に整備する必要がある。

【物資輸送体制の整備】

- 緊急物資の確実な供給体制を構築するため、公園などを活用した物資の集積拠点の防災機能を強化する必要がある。
- 大規模災害時に備え、他都道府県との相互応援協定の締結・改定や、家庭等における備蓄を推進することに加え、救援物資等の備蓄・輸送体制を確立し、受援体制についても整備を推進していく必要がある。
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、国、県、市、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。

【施設の整備】

- 飲料水兼用耐震性貯水槽の点検を実施し、機能維持のための修繕・補修を行う必要がある。

【訓練の実施】

- 大規模災害時に備えた生活必需品等の支援物資の供給に関し、支援協定を締結した民間企業等と、支援物資等の確保、搬送体制の確立のため様々な被害を想定した訓練を実施する必要がある。
- 災害時介護福祉コーディネーターによる円滑な支援及び相互応援に係る適切な調整を行うため、実践的な訓練や研修を継続して実施する必要がある。
- 物流の専門家と連携した図上訓練や実動訓練を実施し、大規模災害時における物資輸送体制の実効性を向上させる必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.42、50、52、91

関連指標 No.11

水道施設の整備

【水道施設の耐震化】

- 上水道施設の老朽管更新、重要給水施設配水管、未給水地区への水道管布設等水道管の更新・耐震化を計画的に行い、水道管路の耐震化を図る必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.82

災害時のエネルギー確保

【再生可能エネルギーの活用】

- エネルギー供給リスクの分散をはかるため、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を促進し、防災拠点等に太陽光パネルや蓄電池の設置を進めていく必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.3、5

通信手段の確保

【通信手段の確保】

- 孤立集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備や避難所の機能強化を促進するとともに、継続的に通信訓練を実施する必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.49

道路・港湾等の機能強化

【道路・港湾等の機能強化】

- 本市各地への物資の輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路、高速道路等（高規格道路）の建設を促進する。既に開通している箇所については早期啓開に向け取り組む必要がある。また、高速道路ネットワークの4車線化や追加ICの設置等による機能強化を図る必要がある。
- 孤立集落の発生を防止するため、生命線道路の整備を進める必要がある。また、既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、避難路や代替輸送路を確保するための取組み等を促進する必要がある。さらに、早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。
- 市内には138の河川が流れており、橋りょうの数も多く、落橋等で機能不全となった場合に、緊急時の通行に大きな影響が生じるため、対策が必要となる。**再掲**
- 道路照明灯、道路標識等の健全度を適切に把握するため、未点検箇所に対して計画的に点検を実施していく必要がある。

- 交通施設では、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。 **再掲**
- 避難所を兼ねる災害対策連絡所等と主要道路（国道、県道）をつなぐ市道について、避難道路として安全か確認・点検を行う必要がある。 **再掲**
- 環状道路が未完成で、代替道として堤防上の道路が活用されている地域もあるため、災害により堤防が被災した場合は、緊急時の通行に大きな影響が生じる。
- 市道の多くは平均幅員 4 m 未満の 1 車線道路で、大型車の侵入が困難な道も少なくなく、小型車でもすれ違いに注意が必要な箇所もあり、災害時には放置車両等で閉塞する可能性も十分に考えられる。

【被害軽減対策】

- 津波が想定される地域等における河川・海岸堤防等の整備と耐震対策や水門、樋門、陸開等の自動化・統廃合・常時閉鎖を推進するとともに、閉鎖作業訓練により能力の向上を図る必要がある。 **再掲**
- 大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤、既設ダム施設の改良・柔軟な運用等による機能強化などの治水対策やポンプ場の耐水化等による排水機能を確保する対策を推進する必要がある。 **再掲**

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.34、35、38、87、88

関連指標 No.2、3、4、5、6、7、8、9、13、14、16

孤立の可能性のある地域の把握

【孤立可能性集落カルテ】

- 地震や集中豪雨等による孤立集落の発生に備え、県と連携した「孤立可能性集落カルテ」を作成するとともに、集落ごとの情報を一元的に収集・分析し、発災時の迅速かつ的確な支援へつなげる必要がある。

災害対応能力の強化

【徳島市地域防災計画の改定】

- 地域防災計画など災害対応について、必要に応じさらに見直しを行い、他都市との連携強化や合同訓練を通じて訓練の習熟度を高めていく必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.46

消防施設等の強化

【消防施設・消防力の強化】

- 消防施設の的確な維持管理を実施するために、消防局施設管理計画を策定する必要がある。
- 市の消防体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備
老朽化した消防車両の更新等、施設の整備を図るとともに、情報通信機能の災害対応体制の強化・高度化を着実に推進する必要がある。
- 地域の防火・防災活動への支援を通じて、婦人防火クラブや幼年・少年消防クラブの人員確保を図る必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.60、63、64、73

2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-6	被災地における感染症等の大規模発生
2-7	劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生

救助・救急、医療活動の維持

【救助・救急、医療活動の維持】

- DMAT指定医療機関においては、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できるよう、DMATの更なる充実・強化を図る必要がある。
- 大規模災害時に医療施設や関係者の不足する事態に備え、他都道府県との相互応援体制を構築し連携強化を図る必要がある。
- 災害時における医療・救護に必要な医薬品を確保するため、被害想定等から必要な品目・数量等を精査し備蓄を行うとともに、関係業界等との協定締結等によりその供給確保の体制を構築しておく必要がある。さらに、交通網等が寸断された状況を想定し、災害拠点病院や救護所への医薬品の迅速な搬送体制についても検討を進めておく必要がある。
- 災害訓練や救急勉強会等を継続して実施するとともに、災害対策マニュアルやBCPの整備について、訓練による検証を通じた見直しを適宜行うとともに、災害訓練や救急勉強会等を継続して実施することにより、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る必要がある。

【帰宅困難者対策】

- 災害時の帰宅困難者に適切な情報や便宜を提供できる「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発や企業と自主防災組織等地域との連携強化の推進など帰宅困難者対策を推進し、帰宅困難者の受入体制の確保を図る必要がある。
- 訪日外国人観光客や留学生など、日本語によるコミュニケーションが困難な方からの119番通報や救急現場での対応を迅速かつ的確に行うため、令和元年5月に導入した民間の電話通訳センターを介した三者間同時通訳サービスについて、周知を図るため広報手段を工夫する必要がある。**再掲**

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.67、79、80

関連指標 No.25

交通網の維持

【交通網の維持】

- 帰宅困難者を発生防止や、DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）等の支援ルート確保のため、高速道路等（高規格道路）の建設を促進する。既に開通している箇所については早期啓開に向け取り組む必要がある。道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための対策を推進し、必要な交通を確保する必要がある。また、交通インフラの早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。
- 市内には138の河川が流れており、橋りょうの数も多く、落橋等で機能不全となった場合に、緊急時の通行に大きな影響が生じるため、対策が必要となる。再掲
- 道路照明灯、道路標識等の健全度を適切に把握するため、未点検箇所に対して計画的に点検を実施していく必要がある。再掲
- 環状道路が未完成で、代替道として堤防上の道路が活用されている地域もあるため、災害により堤防が被災した場合は、緊急時の通行に大きな影響が生じる。再掲
- 市道の多くは平均幅員4m未満の1車線道路で、大型車の侵入が困難な道も少なく、小型車でもすれ違いに注意が必要な箇所もあり、災害時には放置車両等で閉塞する可能性も十分に考えられる。再掲
- 交通施設では、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.34、35、38、87

関連指標 No.2、3、4、5、6、7

衛生環境の向上・避難所運営体制の強化

【衛生害虫駆除活動】

- 浸水した家屋等の消毒活動を実施する場合に、被害が大規模な場合は人員及び薬剤のストック量の両方で不足する可能性があり、関連組織等との協定締結等を検討する必要がある。

【衛生環境対策】

- 災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る必要がある。また、県、他市町村、民間事業者団体、他都道府県等による連携訓練を実施するなど実効性を高めていく必要がある。
- 県が平成25年に公表した南海トラフ巨大地震被害想定に基づき推計した災害廃棄物等の発生量にあわせ、仮置場の候補地の選定を促進する必要がある。

- 下水道施設の破損等による衛生面の悪化を防止するため、耐震化を進めるとともに、津波対策を推進する必要がある。また、老朽化が進む下水道施設に対しては、ストックマネジメント計画を策定し、戦略的維持管理を進める必要がある。

【避難所運営体制の強化】

- 行政側が被災した場合、避難所運営等については、大部分を住民側の対応に頼らざるを得ない状況になるため、総合防災訓練等において、地域住民の避難所運営に関する知識・技術の向上を図る必要がある。
- 大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透させる必要がある。
- 災害時介護福祉コーディネーターによる円滑な支援及び相互応援に係る適切な調整を行うため、実践的な訓練や研修を継続して実施する必要がある。再掲
- 大規模災害発生時、PTSD(心的外傷後ストレス障害)を含む精神的不調に対し中長期に渡り専門的なこころのケアを円滑に行うため構築したDPATについて、資機材の充実、訓練等を行い更なる専門的対応技術の向上を図る必要がある。
- 通信販売事業者との協定による避難所への物資供給体制を確立し、避難者のきめ細かなニーズに対応する必要がある。
- 福祉避難所の指定をより一層促進するとともに、円滑な開設・運営体制の構築を図るため、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。再掲
- 多くの学校施設で体育館等が避難所に指定されているため、避難所として使用できるよう長寿命化対策を進める必要がある。

【感染症対策】

- 避難所等における新型コロナウイルス感染症等の感染症の発生・蔓延を防ぐため、本市は県と連携して、調査に必要な資機材の充実や避難所運営訓練等への参加により、対応技術の向上を図る必要がある。
- 避難所におけるトイレの衛生環境を改善し、ノロウイルスなどの感染症の蔓延を防ぐとともに、トイレの衛生環境に起因する災害関連死を防ぐ必要がある。
- 定期予防接種の接種者を増やし、災害時の感染リスクを軽減するため、広報や個人通知での周知を図る。再掲
- 新型コロナウイルスの集団発生を防ぐため、学校・子育て支援施設の感染予防対策への感染防止対策が必要となる。

- 新型コロナウイルスのような治療方法や予防方法の確立していない感染症が発生している状況で、避難所でのクラスターによる爆発的な感染拡大を防ぐため、多くの避難所を確保する必要がある。また、感染症対策関連用品の備蓄も必要となる。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.6、7、17、19、39、41、52、57、75、84、95、96

3

必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ

行政機関の機能強化

【行政機関の機能強化】

- 市民が安心安全に利用できる公共施設を継承していくため、「徳島市公共施設等総合管理計画」に基づき策定された「個別施設計画」により、各施設の機能維持を図る必要がある。
- 徳島市葬斎場は、耐震化は完了しているが、津波の浸水想定区域内に位置するため、火葬設備等の浸水被害対策が必要である。
- 大規模災害に見舞われると平時に比して業務量も膨大となるため、迅速かつ円滑な復旧・復興が図られるよう、その対策手順を明確化しておく必要がある。そのためには、BCPの継続的な見直しや訓練を実施し、職員の災害対応力の向上が必要である。
- 災害発生時においては、災害のフェーズに応じた災害対応などの「災害マネジメント」が求められる。このため、マネジメント人材の育成を行う必要がある。
- 市役所本庁舎等の市関連施設が被災しても、被災者支援をはじめ速やかに各種の自治体業務が再開できるよう、自治体の業務システムのクラウド化や発災直前の各種住民データを遠隔地に保管するなど、自治体機能の早期復旧を図るための対策を講じる必要がある。
- 防災拠点となる上下水道局庁舎の建替を進める必要がある。

【再生可能エネルギーの活用】

- エネルギー供給リスクの分散をはかるため、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を促進し、防災拠点等に太陽光パネルや蓄電池の設置を進めていく必要がある。再掲

【消防施設・消防力の強化】

- 消防施設の的確な維持管理を実施するために、消防局施設管理計画を策定する必要がある。再掲

【関係機関との連携等】

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、県警との連携が必要である。
- 大規模災害発生時においても治安の維持が図られるよう、警察や関係機関との情報共有体制の構築が必要になる。

＜関連する施策 No.及び関連指標 No.＞

施策 No.1、3、4、43、44、60、81、89

関連指標 No.26

地域防災力の強化

【避難所運営体制の強化】

- 行政側が被災した場合、避難所運営等については、大部分を住民側の対応に頼らざるを得ない状況になるため、総合防災訓練等において、地域住民の避難所運営に関する知識・技術の向上を図る必要がある。再掲
- 多くの学校施設で体育館等が避難所に指定されているため、避難所として使用できるよう長寿命化対策を進める必要がある。再掲

＜関連する施策 No.及び関連指標 No.＞

施策 No.57、75

4

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、南海トラフ地震臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

市民への情報伝達体制の強化

【情報伝達体制の強化】

- 被災状況の確認や復旧活動等に支障を及ぼさないよう、デジタルMC A無線機、防災行政無線機及び衛星携帯電話の配備等による代替性の確保、無線機器の更新等を行う必要がある。
- 災害時情報通信ネットワークのデジタル化や多重化が進められるとともに、システムの安定運用や各種情報の普及啓発など、さらなる取り組みが必要である。
- 迅速かつ効果的な避難行動を誘導するため、交通情報提供に関する関係機関との連携を図る必要がある。
- 全国瞬時警報システム(Jアラート)から送信される緊急情報をはじめ、本市災害対策本部から発令される避難勧告などの防災情報をいち早く確実に住民に伝えるため、情報伝達体制の強化を図る必要がある。**再掲**
- 市役所本庁舎等の市関連施設が被災しても、被災者支援をはじめ速やかに各種の自治体業務が再開できるよう、自治体の業務システムのクラウド化や発災直前の各種住民データを遠隔地に保管するなど、自治体機能の早期復旧を図るための対策を講じる必要がある。**再掲**
- 災害時情報共有システムと防災関係機関等が運用するシステムの連携を進め、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。
- 大規模災害時においても、テレビ・ラジオ放送が中断することがないように対策を講じておく必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.44、49、68

避難行動要支援者への対策

【避難行動要支援者等への対策】

- 災害情報が入手できなくなった要支援者への対策として、「避難行動要支援者名簿」を地域や支援者と共有し、個別計画策定の取組みを一層促進する必要がある。
- 障がいのため意思疎通に支援が必要な方々に必要な支援を行うため、情報・意思疎通支援用具の支援を行うなど、引き続き制度の適正な執行を図るとともに、災害時に、障がい者を支援するための「ハンドブック」の周知や「研修」を実施していく必要がある。
- 社会福祉施設では、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合を想定し、入居者等の安全確保やBCP（業務継続計画）等を定めるなどの防災対応を整備しておく必要がある。再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.18

5

経済活動を機能不全に陥らせない

5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下にともなう国際競争力の低下
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
5-4	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

BCP 策定等の促進**【「事業継続計画（BCP）」の策定支援等】**

- 企業BCPの策定は、災害発生時における企業の「被害軽減」と「早期の事業再開」の観点から、重要性が高いものである。サプライチェーンの寸断等による生産力の低下を最小限に抑えるために、各関係機関との連携により、市内中小企業に対するBCP策定について支援を行う必要がある。
- 企業BCPの策定支援セミナーについては、情報提供や啓発のみにとどまることなく、実際の策定や運用につながるよう内容を検討する必要がある。
- 企業においては、「情報システム」、「通信手段」の多様化による情報共有、データ・重要文書の保全等を図る必要がある。
- 洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を推進し、配電施設等の耐災害性を高める必要がある。

【訓練の実施】

- 防災関係機関等と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び災害対策本部設置（図上訓練）などを実施し、応急対処能力の向上等を図る必要がある。また、火災、爆発等を起こす可能性のある施設等にも呼びかけて訓練を実施する必要がある。

【危険物の管理】

- 市内の危険物保有事業所の保有・管理状況について把握・指導する必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.20

金融機関との連携

【金融機関との連携】

- 本市と指定金融機関のそれぞれのBCPの実効性を向上させるため、災害時における資金決済の手段など、事前にできる準備として、具体的な業務の連携方法について確認を行う必要がある。
- 市内の金融機関では、建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCPの実効性向上等が進められているが、各金融機関によって進捗状況が異なるため、引き続き取組みを促進していく必要がある。

【支援対策の周知】

- 被災企業に対する県の融資制度である「災害対策資金」について、周知を行っているところであるが、今後も引き続き、発災時の被災企業への支援が円滑に行われるよう、制度の周知を行っていく必要がある。
- 災害時の生活必需品や復旧資材等、消費生活に関する情報提供や相談体制の充実を図る。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.74

5-5	食料等の安定供給の停滞
5-6	農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
農業生産基盤の強化	
【農業生産基盤の強化】	
○ 高齢化による担い手不足で、集落構成員が減少し、それに伴い対象農用地も減少しているが、被災することで減少に拍車がかかるおそれがある。	
【農地への被害軽減対策】	
○ 津波が想定される地域等における河川・海岸堤防等の整備と耐震対策や水門、樋門、陸閘等の自動化・統廃合・常時閉鎖を推進するとともに、閉鎖作業訓練により能力の向上を図る必要がある。 再掲	
○ 防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める必要がある。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める必要がある。さらに、全ての防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る必要がある。 再掲	
<p><関連する施策 No.及び関連指標 No.> 施策 No.22、24 関連指標 No.14、24</p>	
交通網の維持	
【交通網の維持】	
○ 物流インフラの機能を維持するため、高速道路等の機能強化、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための施設の整備・耐震化を着実に推進する必要がある。また、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する道路の整備を推進する必要がある。 再掲	
○ 市内には138の河川が流れており、橋りょうの数も多く、落橋等で機能不全となった場合に、緊急時の通行に大きな影響が生じるため、対策が必要となる。 再掲	
○ 道路照明灯、道路標識等の健全度を適切に把握するため、未点検箇所に対して計画的に点検を実施していく必要がある。 再掲	
<p><関連する施策 No.及び関連指標 No.> 施策 No.34、35、38 関連指標 No.2、4、5、6、7、8、27</p>	

備蓄・輸送体制の整備

【備蓄・輸送体制の整備】

- 災害時の生活必需品や復旧資材等、消費生活に関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに、平時から物資の備蓄や災害時に冷静な判断・行動が出来る訓練や連携体制を強化する必要がある。
- 緊急物資の確実な供給体制を構築するため、公園などを活用した物資の集積拠点の防災機能を強化する必要がある。 再掲
- 大規模災害時に備え、他都道府県との相互応援協定の締結・改定や、家庭等における備蓄を推進することに加え、救援物資等の備蓄・輸送体制を確立し、受援体制についても整備を推進していく必要がある。 再掲
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、国、県、市、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。 再掲
- 大規模災害時に備えた生活必需品等の支援物資の供給に関し、支援協定を締結した民間企業等と、支援物資等の確保、搬送体制の確立のための図上訓練を毎年度実施し、発災時の迅速な生活必需品等の確保・搬送に向け、様々な被害を想定した訓練を実施する必要がある。 再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

関連指標 No.11

6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
---	---

6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-3	汚水・ごみ処理施設等の長期間にわたる機能停止

電力供給体制の整備

【再生可能エネルギーの普及啓発】

- エネルギー供給リスクの分散をはかるため、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を促進し、防災拠点等に太陽光パネルや蓄電池の設置を進めていく必要がある。再掲

- 電力供給遮断などの非常時に、防災拠点等（公共施設等）において、高い給電機能を有するEV（電気自動車）を活用するなど、初動対応に必要な電力を確保する必要がある。

- 公共施設のうち、自家発電設備のある施設の災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。

＜関連する施策 No.及び関連指標 No.＞
 施策 No.5

上水道等施設の整備

【上水道等施設の整備】

- 老朽管更新、重要給水施設配水管、未給水地区への水道管布設等水道管の更新・耐震化を計画的に行い、大規模災害時においても、利水施設としての機能が保持され、効用が発揮されるよう、予防的対策を推進する必要がある。

- 「液状化」については、地域の実情にあった効果的な防災・減災対策を、さらに加速化させる必要がある。

＜関連する施策 No.及び関連指標 No.＞
 施策 No.82、83

ごみ処理施設等への対策・下水道処理施設等への対策

【ごみ処理施設等への対策】

- 東部環境事業所は、ごみ処理施設等の建物の耐震性が新耐震基準を満たしておらず、避難施設の確保が必要となる。さらに、南海トラフ巨大地震の津波による浸水を防止する対策や、機器や車両基地の移設を検討する必要がある。また、長期間の停炉となる場合の緊急的な対策（西部環境事業所への搬入、近隣市町村への搬出等）を検討する必要がある。
- 西部環境事業所は、吉野川、飯尾川、鮎喰川等、複数の河川の洪水浸水想定区域内に位置しており、塵芥収集車等の車庫等は浸水の危険性があり、対策が必要とされる。
- 東部環境事業所及び西部環境事業所は、ともに老朽化が著しく災害時にも安定して施設を稼働できるように、設備の維持補修及び整備を行う必要がある。

【下水道処理施設等への対策】

- 地震対策上重要な下水道施設の耐震化を進めるとともに、津波対策を推進する必要がある。また、老朽化が進む下水道施設に対しては、ストックマネジメント計画を策定し、戦略的維持管理を進める必要がある。
- 浄化槽については、浄化槽台帳データの更新を進め、設置・管理状況の把握を促進する必要がある。
- 「液状化」については、地域の実情にあった効果的な防災・減災対策を、さらに加速化させる必要がある。**再掲**

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.11、12、13、39、41

6-4	陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
交通網の維持	
【緊急輸送路等の強化】	
○ 本市各地への輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路、高速道路等（高規格道路）の建設を促進する。既に開通している箇所については早期啓開に向け取り組む必要がある。また、高速道路ネットワークの4車線化や追加ICの設置等による機能強化を図る必要がある。	
○ 環状道路が未完成で、代替道として堤防上の道路が活用されている地域もあるため、災害により堤防が被災した場合は、緊急時の通行に大きな影響が生じる。再掲	
○ 緊急輸送道路を補完する市道の整備を推進するとともに、迂回路として活用できる市道等について、被災状況や、通行可否等の情報を道路管理者間で共有する連絡体制が必要である。	
○ 高速道路や環状線等の建設に伴い、地域間の道路等が分断された地域に、新たな道路整備等の周辺対策事業が必要となる。	
○ 道路照明灯、道路標識等の健全度を適切に把握するため、未点検箇所に対して計画的に点検を実施していく必要がある。再掲	
【維持管理の強化】	
○ 道路の維持管理では、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める必要がある。再掲	
○ 市内には138の河川が流れており、橋りょうの数も多く、落橋等で機能不全となった場合に、緊急時の通行に大きな影響が生じるため、対策が必要となる。再掲	
○ 道路照明灯、道路標識等の健全度を適切に把握するため、未点検箇所に対して計画的に点検を実施していく必要がある。再掲	
○ 交通施設では、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。再掲	
○ 避難所を兼ねる災害対策連絡所等と主要道路（国道、県道）をつなぐ市道について、避難道路として安全か確認・点検を行う必要がある。再掲	

【下水道への対策】

- 下水道施設の破損等による道路の冠水、陥没等の被害を防止するため、耐震化を進めるとともに、津波対策を推進する必要がある。また、老朽化が進む下水道施設に対しては、ストックマネジメント計画を策定し、戦略的維持管理を進める必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.28、33、34、35、38、39、41、87、88

関連指標 No.2、3、4、5、6、7、8、9、27

防災インフラの強化

【防災インフラの強化】

- 大規模地震想定地域等における河川・海岸堤防などの防災インフラについては、完了に向けて計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるとともに、津波被害リスクが高い河川・海岸において、堤防のかさ上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、海岸防災林等の整備を推進する必要がある。
- 防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催等を推進する必要がある。
- 災害時情報共有システムと防災関係機関等が運用するシステムの連携を進め、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。**再掲**
- 津波が想定される地域等における河川・海岸堤防等の整備と耐震対策や水門、樋門、陸閘等の自動化・統廃合・常時閉鎖を推進するとともに、閉鎖作業訓練により能力の向上を図る必要がある。**再掲**
- 大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤、既設ダム施設の改良・柔軟な運用等による機能強化などの治水対策やポンプ場の耐水化等による排水機能を確保する対策を推進する必要がある。**再掲**
- 高潮被害による沿岸の輸送ルートへの被害が大きくなるよう、破堤防止のための堤防補強など、ソフト・ハードの両面から高潮対策を推進する。

【事前復興計画の策定】

- 大規模災害からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、事前復興の取組みを進める必要がある。そのためには、被災した街が現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.90

関連指標 No.13、14、16、20

関係機関との連携体制の強化

【関係機関との連携体制の強化】

- 災害時情報共有システムを適切に運用することにより、通行可能ルート of 把握等を迅速に行うことができることから、防災機関やライフライン事業者等とも情報を共有し、円滑に運用できるよう訓練を定期的実施する必要がある。
- 公共交通機関等の各種団体との支援協定の締結を推進することにより、連携体制を確保する必要がある。また、発災後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧を行うため、情報収集・共有体制を整える必要がある。
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備の推進、関係機関との合同訓練の実施が必要である。
- 発災後、迅速な通行経路啓開に向けて、緊急交通路等の指定及び確保を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う必要がある。

7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
---	-----------------------

7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
7-5	有害物質の大規模拡散・流出

防火対策、有害物質への対策推進

【消防力の強化】

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、市の消防体制や訓練環境等の充実強化、老朽化した消防車両の更新、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図るとともに、関係機関との連携が十分に機能しないおそれがあることから、それらの災害対応体制の向上を図る必要がある。再掲
- 消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化に努めているところであるが、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。
- 消防力の強化については、消防組織法により、消防庁が定める基準に基づき、消防職員・消防団員の教育訓練を、計画に沿って行う必要がある。
- 沿線・沿道の建物倒壊による被害の回避や、緊急車両の通路確保の観点から、関係機関と連携した取組みを推進する必要がある。

【防火対策】

- 地震等の被害により、消火栓が使用不可となる可能性があり、耐震性貯水槽等の整備が必要である。再掲
- 火災予防、通電火災防止、危険物事故防止対策等の啓発を推進するとともに、住宅用火災警報器の設置の促進を図る必要がある。再掲
- 住宅用火災警報器の設置等については、火災予防啓発を通じて推進する。再掲

＜関連する施策 No.及び関連指標 No.＞

施策 No.63、64、65、70、72、73

避難体制の強化

【避難体制の強化】

- 避難場所及び避難所について、どの災害種別（洪水、地震、津波、大規模火災、土砂災害等）に対応しているかを、平常時から住民に周知する必要がある。再掲
- 国及び県と連携し、砂防・治山・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえる必要がある。特に近年の土砂災害発生状況等を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する必要がある。また要配慮者利用施設に対する対策を推進する必要がある。再掲

【ため池対策】

- 防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める必要がある。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める必要がある。さらに、全ての防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る必要がある。再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.48、85、92

関連指標 No.22、24

避難路の安全性確保

【建築物の耐震化・除却】

- 住宅・建築物等の耐震化率は、支援制度の充実を図ることにより一定の進捗がみられるが、私有財産である建築物の耐震化を行うか否かは、最終的に所有者の自発的意志により決められることから、個々のニーズに的確に対応したきめ細やかな対応が必要である。再掲
- 学校施設のブロック塀の倒壊防止対策を進める必要がある。再掲
- 老朽化した住宅・建築物は、地震時の倒壊や道路閉塞の危険性が高く早急に所有者を特定して、除却などの措置を求める必要がある。

【緊急通行車両の事前届出】

- 発災後、迅速な通行経路啓開に向けて、緊急交通路等の指定及び確保を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う必要がある。再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.29、30、77

有害物質対策

【有害物質対策】

- 化学物質や毒物・劇物を保有する企業は、その大規模拡散や流出を防止するため、必要な資機材の整備、訓練等を実施する必要がある。
- 国において、高圧ガス等の漏洩を防止するための耐震基準の改定が行われており、高圧ガス事業者は、対策を進める必要がある。
- 平時から化学物質や毒物・劇物の保有・保管状況等の実態把握に努めるとともに、設備や保管方法の見直しを適切に行うよう指導し、事業者の適正管理により、津波や地震による流出の防止を図る必要がある。

農地・森林の保全・管理

【保全・管理】

- 森林の荒廃により森林の国土保全機能（土砂災害防止・洪水緩和）が損なわれ、巨大地震や地球温暖化に伴う集中豪雨により山地災害リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等の森林整備や治山対策・砂防対策・地すべり防止対策等を推進するとともに、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要がある。また、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を促進する必要がある。
- 農林水産業に係る生産基盤等については、災害対応力強化に向けたハード・ソフト対策の適切な推進を図っていく必要がある。
- 地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組みを推進し、防災力を強化する必要がある。**再掲**
- 森林の整備にあたっては、侵入防止柵設置による野生動物の動向の変化をとらえ、設置個所の最適化を検討する等、鳥獣害対策を適切に実施した上で、地域に根ざした植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。

【担い手不足】

- 高齢化による担い手不足で、集落構成員が減少し、それに伴い対象農用地も減少しているが、被災することで減少に拍車がかかるおそれがある。**再掲**
- 山林での工事の実施が可能な業者の担い手が不足している。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.21、22、23、25

水利施設の整備

【水利施設の整備】

- 基幹的な農業水利施設について、施設の計画的な耐震化・老朽化対策を推進する必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.26

8

地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
8-5	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

廃棄物の収集体制の整備**【廃棄物の収集体制の整備】**

- 新たな一般廃棄物中間処理施設を整備し、一般廃棄物及び災害廃棄物を処理できる環境を整える必要がある。
- 東部環境事業所は、ごみ処理施設等の建物の耐震性が新耐震基準を満たしておらず、避難施設の確保が必要となる。さらに、南海トラフ巨大地震の津波による浸水を防止する対策や、機器や車両基地の移設を検討する必要がある。また、長期間の停炉となる場合の緊急的な対策（西部環境事業所への搬入、近隣市町村への搬出等）を検討する必要がある。**再掲**
- 西部環境事業所は、吉野川、飯尾川、鮎喰川等、複数の河川の洪水浸水想定区域内に位置しており、塵芥収集車等の車庫等は浸水の危険性があり、対策が必要とされる。**再掲**
- 東部環境事業所及び西部環境事業所は、ともに老朽化が著しく災害時にも安定して施設を稼働できるように、設備の維持補修及び整備を行う必要がある。**再掲**
- 効果的な広域連携体制及び広域処理における災害廃棄物等の輸送手段としてダンプ等の交通路確保に加えて、貨物鉄道や海上輸送等についても検討する必要がある。
- 既存の処理施設（焼却施設、破砕機等）だけでは、災害廃棄物等の処理に長期間を要することから、仮設焼却炉の設置等についても検討する必要がある。

【廃棄物の収集ルート整備】

- 新たに整備される避難拠点施設を兼ねた中間処理場への運搬ルート及び近隣住民が避難できるルートを整備する必要がある。

＜関連する施策 No.及び関連指標 No.＞

施策 No.8、9、10、11、13、14

災害廃棄物の処理

【災害廃棄物処理計画】

- 災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る必要がある。また、県、他市町村、民間事業者団体、他都道府県等による連携訓練を実施するなど実効性を高めていく必要がある。**再掲**
- 県が平成25年に公表した南海トラフ巨大地震被害想定に基づき推計した災害廃棄物等の発生量にあわせ、仮置場の候補地の選定を促進する必要がある。**再掲**

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>
施策 No.7

廃棄物処理の人手確保

【廃棄物処理の人手確保】

- 災害時にボランティアに関する手続等が迅速に行えるよう、災害ボランティアコーディネーターを養成する必要がある。
- 災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう、資機材の整備を図る必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>
施策 No.15、16

衛生環境悪化対策

【衛生害虫駆除活動】

- 浸水した家屋等の消毒活動を実施する場合に、被害が大規模な場合は人員及び薬剤のストック量の両方で不足する可能性があり、関連組織等との協定締結等を検討する必要がある。**再掲**

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>
施策 No.6

基幹インフラの損壊防止

【基幹インフラの強化】

- 地域の基幹インフラとしての機能を維持できるよう、高速道路等（高規格道路）の建設を促進する。既に開通している箇所については早期啓開に向け取り組む必要がある。また、高速道路ネットワークの4車線化や追加ICの設置等による機能強化を図る必要がある。**再掲**
- 緊急輸送道路を補完する市道の整備を推進するとともに、迂回路として活用できる市道等について、被災状況や、通行可否等の情報を道路管理者間で共有する連絡体制が必要である。**再掲**

- 環状道路が未完成で、代替道として堤防上の道路が活用されている地域もあるため、災害により堤防が被災した場合は、緊急時の通行に大きな影響が生じる。 **再掲**
- 市内には138の河川が流れており、橋りょうの数も多く、落橋等で機能不全となった場合に、緊急時の通行に大きな影響が生じるため、対策が必要となる。 **再掲**
- 道路照明灯、道路標識等の健全度を適切に把握するため、未点検箇所に対して計画的に点検を実施していく必要がある。 **再掲**
- 避難所を兼ねる災害対策連絡所等と主要道路（国道、県道）をつなぐ市道について、避難道路として安全か確認・点検を行う必要がある。 **再掲**

【河川・堤防等への対策】

- 大規模地震想定地域等における河川・海岸堤防などの防災インフラについては、完了に向けて計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるとともに、津波被害リスクが高い河川・海岸において、堤防のかさ上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、海岸防災林等の整備を推進する必要がある。 **再掲**
- 津波が想定される地域等における河川・海岸堤防等の整備と耐震対策や水門、樋門、陸閘等の自動化・統廃合・常時閉鎖を推進するとともに、閉鎖作業訓練により能力の向上を図る必要がある。 **再掲**
- 大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤、既設ダムの施設改良・柔軟な運用等による機能強化などの治水対策やポンプ場の耐水化等による排水機能を確保する対策を推進する必要がある。 **再掲**
- 高潮被害による沿岸の輸送ルートへの被害が大きくならないよう、破堤防止のための堤防補強など、ソフト・ハードの両面から高潮対策を推進する。 **再掲**
- 大規模水害における堤防の決壊や老朽化した排水機場、水門・樋門等の作動不良による被害等を未然に防ぐべく、堤防をはじめとする河川管理施設の状況を把握する河川カルテを早急に策定する必要がある。 **再掲**

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.34、35、38、88

関連指標 No.2、4、5、6、7、8、13、14、16、20、21、27

復旧・復興事業への備え

【事前復興計画の策定】

- 大規模災害からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、事前復興の取組みを進める必要がある。そのためには、被災した街が現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。**再掲**

【地盤沈下対策】

- 地震等に伴う地盤沈下等による長期にわたる浸水対策としては、排水ポンプ車を保有している国土交通省と連携し、情報伝達訓練及び排水ポンプ車稼働訓練を行い能力の向上に努める必要がある。
- 地震・津波等による浸水への対策を着実に推進するため、国、県等と連携し海岸堤防・河川堤防の耐震化や防潮林の整備を引き続き推進する必要がある。

【地籍調査】

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておく必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.27、90

文化財の保護

【文化財保護意識向上】

- 文化財の喪失を防ぐためには、平時から市民の文化財保護意識を醸成する必要がある。
- 文化財の耐震化についての意識向上を図る必要がある。

【文化財保護対策】

- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。
- 博物館（博物館相当施設、博物館類似施設を含む）における展示方法・収蔵方法等を点検・改善し、来館者や展示・収蔵資料の被害を最小限にとどめることが必要である。また、関係機関・団体との連携を深め、災害発生時にスムーズな文化財レスキュー活動ができるよう態勢を整えるとともに、展示・収蔵資料のほか、各地の有形無形の文化財等を映像等に記録し、有形文化財の修繕や無形文化財の継承・復興に役立てるため、アーカイブしておく必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.97

8-2	地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
8-7	速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

復興を支える人材確保

【復旧・復興事業への備え】

- 大規模災害からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、事前復興の取組みを進める必要がある。そのためには、被災した街が現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。 再掲

- 地区自主防災連合組織について組織率100%を目指し、かつ、活動の活性化について支援を行うとともに、消防団の強化や各地域における防災リーダーの育成を図り、さらに訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る必要がある。

- 災害時にボランティアに関する手続等が迅速に行えるよう、災害ボランティアコーディネーターを養成する必要がある。 再掲

- 災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう、資機材の整備を図る必要がある。 再掲

- 復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。

- 被災者生活再建支援制度の充実については、支給対象の拡大や被害認定方法の簡素化などを国に要望し、制度の充実を働きかける必要がある。

- 平時は地域住民の交流施設、災害時は要配慮者の福祉避難所としての機能を実装する「地域生活支援拠点」を整備し、地域の絆を深め、互いに支え合う地域共生社会の実現を図る必要がある。

- 道路啓開等にあたっては、国、県等との情報共有を図り、道路啓開計画の実効性向上に向け、訓練等を積み重ねる必要がある。 再掲

- 空き家等の利活用による移住・定住の支援を推進し、地域コミュニティの維持や復興を支える人材を確保する必要がある。

＜関連する施策 No.及び関連指標 No.＞

施策 No.15、16、70、71、73、78、90

関連指標 No.26

BCP 策定等の促進

【各事業における BCP 策定等の促進】

- 災害救助法や被災者生活再建支援法など、被災者支援の仕組みについて、平時から説明会等を通じて的確に周知し、市の対応力向上を図る必要がある。
- 金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関における B C P の実効性の確保が必要であり、策定された B C P の実効性の検証・改善を継続的に実施していく必要がある。
- 企業 B C P の策定は、災害発生時における企業の「被害軽減」と「早期の事業再開」の観点から、重要性が高いものである。サプライチェーンの寸断等による生産力の低下を最小限に抑えるために、各関係機関との連携により、市内中小企業に対する B C P 策定について支援を行う必要がある。再掲
- 企業 B C P の策定支援セミナーについては、情報提供や啓発のみにとどまることなく、実際の策定や運用につながるよう内容を検討する必要がある。再掲
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、B C P の策定等により、国、県、市、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。再掲
- 災害訓練や救急勉強会等を継続して実施するとともに、災害対策マニュアルや B C P の整備について、訓練による検証を通じた見直しを適宜行うとともに、災害訓練や救急勉強会等を継続して実施することにより、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る必要がある。再掲
- 市内の金融機関では、建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保や B C P の実効性向上等が進められているが、各金融機関によって進捗状況が異なるため、引き続き取組みを促進していく必要がある。再掲
- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等の B C P の策定や将来の担い手育成、地域のコミュニティ力を高める取組みを進めるとともに、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.20

関連指標 No.25

復旧・復興事業への備え**【復旧・復興事業への備え】**

- 大規模災害からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、事前復興の取組みを進める必要がある。そのためには、被災した街が現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。**再掲**
- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておく必要がある。**再掲**
- 防災関係機関が、被災状況等を同一のGIS上で情報共有できる災害時情報共有システムを活用し、大規模災害発生時における空地の利用について、平時から情報共有を図る必要がある。
- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査や被災宅地危険度判定の迅速化など、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知していく必要がある。また、応急仮設住宅等の供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、方向性を示していく必要がある。
- 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に見舞われたとしても、速やかな復興が進められるよう、高台移転・集団移転の事前計画策定、災害廃棄物仮置場や仮設住宅用地の確保、復興計画策定に必要となる基本的データの整備などハード・ソフト面における事前復興（事前準備）を進めておく必要がある。
- 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から若年者や女性雇用の取組みを拡充することにより建設業への入職の促進を図るとともに、技術者等のためのセミナー等を開催し、就業者の定着を図る必要がある。
- 大規模災害発生後において、迅速に被災者の生活再建を支援するため、市職員が罹災証明発行の前提となる住家被害認定調査が円滑に行えるよう、実践的な研修を実施し、専門人材を養成する必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.27、86、90

2 横断的分野ごとの脆弱性評価結果

横断的分野 1	リスクコミュニケーション分野
<p>【リスクコミュニケーション】</p> <ul style="list-style-type: none">○ リスクコミュニケーションが成立する前提となる関係者間の信頼関係は、対話を重ねることで、構築されていくものであることから、リスクコミュニケーションの実践を企画・運営する、又は場の進行やまとめを行う機能を担う人材（媒介機能を担う人材）を育成する必要がある。○ 発達段階に応じた防災教育をはじめ、市民の誰もがいつでも防災について学ぶことができる機会を提供し、地域の中で災害に対する危機意識を共有する必要がある。○ 大規模災害に見舞われると平時に比して業務量も膨大となるため、迅速かつ円滑な復旧・復興が図られるよう、その対策手順を明確化しておく必要がある。そのためには、BCPの継続的な見直しや訓練を実施し、職員の災害対応力の向上が必要である。再掲 <p>【自主防災組織等の充実・強化】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地区自主防災連合組織について組織率100%を目指し、かつ、活動の活性化について支援を行う必要がある。 <p>【要配慮者等への対策】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 要配慮者利用施設は、想定される災害種別（津波、水害及び土砂災害）ごとの避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施することが義務付けられており、対象となる施設の策定率が100%となるよう啓発を行う必要がある。再掲 <p>【事前復興計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 大規模災害からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、事前復興の取組みを進める必要がある。そのためには、被災した街が現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。再掲 <p><関連する施策 No.及び関連指標 No.> 施策 No.51、89、90、94</p>	

【自主防災組織等の充実・強化】

- 各地域における防災士や災害ボランティアコーディネーターなどの人材の育成等、防災リーダーの育成を図り、さらに訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る必要がある。
- 地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。 **再掲**

【避難所運営能力の向上】

- 大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透させる必要がある。 **再掲**

【産業の担い手育成】

- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等のBCPの策定や将来の担い手育成、地域のコミュニティ力を高める取組みを進めるとともに、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。 **再掲**
- 復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。 **再掲**

【文化財保護対策】

- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。 **再掲**

【職員等の災害対応力向上】

- 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、総合防災訓練等の各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進する必要がある。特に、災害現場での応急対応については、広域支援や夜間対応などの様々な事態も想定した体制整備・人材の育成を図ることに加えて、消防団等の充実強化を推進する必要がある。
- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る必要がある。
- 大規模災害発生後において、迅速に被災者の生活再建を支援するため、市職員が罹災証明発行の前提となる住家被害認定調査が円滑に行えるよう、実践的な研修を実施し、専門人材を養成する必要がある。 **再掲**

- 災害から児童生徒の安全確保を図るため、防災教育に係る指導力を高め、地域と連携した防災訓練等を実施する「防災士の資格を持つ教員」の養成が必要である。
- 災害発生時においては、災害のフェーズに応じた災害対応などの「災害マネジメント」が求められる。このため、マネジメント人材の育成を行う必要がある。再掲
- 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から若年者や女性雇用の取組みを拡充することにより建設業への入職の促進を図るとともに、技術者等のためのセミナー等を開催し、就業者の定着を図る必要がある。再掲
- 災害時に被災箇所の円滑な調査・復旧を進める上で、小型無人機・ドローンの新たな活用策の研究・検討や精通した技術者の育成が必要である。
- 応急手当の普及啓発のため、普通救命講習への参加者増加につながるよう高等学校での取り入れを促進する必要がある。再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.53、57、61、62、70、71、73、78、97

【官民連携】

- 道路・航路啓開や緊急復旧工事、避難所の運営や生活支援、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間企業や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウを活用するための官民連携体制を確保する必要がある。民間企業や業界団体との協定の締結や実践的な共同訓練の実施等の推進が必要である。
- 被害情報をはじめとする災害対応の迅速な収集・提供・共有に向け、新技術の導入、ビッグデータの収集・整備に向けた研究開発及び活用を図るため、災害時情報共有システムの機能強化を行う必要がある。
- 本市と指定金融機関のそれぞれのBCPの実効性を向上させるため、災害時における資金決済の手段など、事前にできる準備として、具体的な業務の連携方法について確認を行う必要がある。再掲
- 物流の専門家と連携した図上訓練や実動訓練を実施し、大規模災害時における物資輸送体制の実効性を向上させる必要がある。再掲
- 大規模災害時に備え、他都道府県との相互応援協定の締結・改定や、家庭等における備蓄を推進することに加え、救援物資等の備蓄・輸送体制を確立し、受援体制についても整備を推進していく必要がある。再掲
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、国、県、市、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。再掲
- 通信販売事業者との協定による避難所への物資供給体制を確立し、避難者のきめ細かなニーズに対応する必要がある。再掲
- 警察が収集する交通情報を補完する官民の自動車プローブ情報の活用により、渋滞状況を正確に把握し交通渋滞を回避するため、交通管制システムの高度化を図る必要がある。
- 企業においては、「情報システム」、「通信手段」の多様化による情報共有、データ・重要文書の保全等を図る必要がある。再掲
- 災害時に被災箇所の手順な調査・復旧を進める上で、小型無人機・ドローンの新たな活用策の研究・検討や精通した技術者の育成が必要である。再掲
- 公共交通機関等の各種団体との支援協定の締結を推進することにより、連携体制を確保する必要がある。また、発災後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧を行うため、情報収集・共有体制を整える必要がある。再掲

- 行政側が被災した場合、避難所運営等については、大部分を住民側の対応に頼らざるを得ない状況になるため、総合防災訓練等において、地域住民の避難所運営に関する知識・技術の向上を図る必要がある。 **再掲**
- 県、他市町村、民間事業者団体、他都道府県等による連携訓練を実施するなど実効性を高めていく必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.74、91、95

横断的分野 4 長寿命化対策分野

【長寿命化対策】

- 市民の日々の「生活」や「社会経済活動」は、道路、河川、港湾といった「公共インフラ施設」や、学校、文化・スポーツ施設、行政庁舎などの「ハコモノ施設」で支えられており、市民がそれぞれの「夢と希望」の実現に向け、心豊かな暮らしを送るためには、「これら公共施設の安全・安心の確保」が不可欠であるが、市、県はもとより国全体において、高度成長期以降に集中的に建設された公共施設の老朽化が大きな課題となっている。
- 道路の維持管理では、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める必要がある。 **再掲**
- 市内には138の河川が流れており、橋りょうの数も多く、落橋等で機能不全となった場合に、緊急時の通行に大きな影響が生じるため、対策が必要となる。 **再掲**
- 避難所を兼ねる災害対策連絡所等と主要道路（国道、県道）をつなぐ市道について、避難道路として安全か確認・点検を行う必要がある。 **再掲**
- 多くの学校施設で体育館等が避難所に指定されているため、避難所として使用できるよう長寿命化対策を進める必要がある。 **再掲**
- 老朽化が進む下水道施設に対しては、ストックマネジメント計画を策定し、戦略的維持管理を進める必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.35、41、75、88

【研究開発】

- 各防災機関等の自律的災害対応や速やかな被災者支援を実現するため、ビッグデータ、IoT、ICT技術等を活用し、様々な災害情報を地図上で可視化する高度利用に向けた取組みを実施する必要がある。
- 林業・木材産業を活性化させることにより、森林の保全を図る必要があることから、災害に強い健全な森林育成のため、市産材の利用を促進する必要がある。

【過疎対策】

- 地域防災力の維持・向上のためにも、人口減少・少子高齢化に歯止めをかけることが重要であり、地方創生に向けた様々な施策を推進していく必要がある。
- 空き家等の利活用による移住・定住の支援を推進し、地域コミュニティの維持や復興を支える人材を確保する必要がある。**再掲**